

○宮城県監査委員告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による本住民監査請求について、同条第4項の規定に基づき監査した結果（平成29年6月24日付けで請求人に通知）を別冊のとおり公表する。

平成29年7月7日

宮城県監査委員 石森建二
宮城県監査委員 成田由加里

宮城県公報別冊

住民監査請求に係る監査結果

第1 請求のあった日

平成29年4月25日

第2 請求人

(省略)

第3 措置請求の内容

一部、表に置き換えている部分を除き、できる限り措置請求書の原文に即して記載する。

1 請求の趣旨

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づき、自由民主党・県民会議に対して交付された政務調査費の支出について、宮城県監査委員は厳正な監査を行い、違法不当な部分につき、怠る事実によって宮城県の被った損害を補填するために必要な措置を講ずるよう請求するものである。

2 請求の理由

(1) 本件請求概要

自由民主党・県民会議の会派が平成23年度政務調査費の資料購入費で購読した「自由民主」、「りぶる」代、平成24年1月27、28日研修費で支出したホテル代・講師謝金代及び会派所属議員の平成23年度政務調査費の調査研究費、資料購入費などの支出は、平成21年4月からの「政務調査費の手引」（以下「手引」という。）、「県議会議員の議員報酬等に関する条例」第6条（第5項は除く）第3項第3号の別表1・2に抵触する。

また、「宮城県議会における政務調査費の交付に関する条例」（平成16年宮城県条例第38号。以下「条例」という。）第11条「会派は、政務調査費の適正な使用を確保するために、政務調査費の使用について当該会派に所属する議員を指導監督しなければならない」という立場にある会派自体が前記のような違法不当な支出をしたことは、重大である。

よって、宮城県に生じた損害を早急に補填すべく、必要な措置・勧告を求める事案である。

(2) 本件の事情

イ 当事者について

(イ) 請求人は、宮城県民である。

(ロ) 自由民主党・県民会議は宮城県議会の会派である。

(ハ) 下記(3)ロ(ロ)「あ～ひ」（注1）は、自由民主党・県民会議の会派所属議員である。

[注1] 「あ～ひ」は、請求人が議員ごとに付したものであり、請求人が不当と主張する支出を一覧表に整理した別紙1において「請求番号」として表記した。

(3) 必要な措置を講ずべきこと

イ 政務調査費の使用用途に関する規制の概要

(イ) 宮城県議会の各会派又は会派に所属しない議員に対して交付される政務調査費は、法第232条の2「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合に

においては、寄附又は補助することができる。」に定める補助金であり、法第100条第14項、第16項、条例及び宮城県議会における政務調査費の交付に関する条例施行規程（平成16年宮城県議会訓令甲第3号。以下「条例施行規程」という。）に基づき公益上の必用がある場合－不特定多数県民の共通の利益や福祉につながる場合－にのみ支出が許されるべきものである。

宮城県では、会派に所属する議員1人当たり月額35万円が各会派に一律支出され、政務調査費の総額から必要経費を控除して残余がある場合、各会派は、速やかに当該残余の額に相当する金額を返還しなければならない。（条例第16条）

また、会派は、政務調査費の適正な使用を確保するために、政務調査費の使用について当該会派に所属する議員を指導監督しなければならない（条例第11条）としている。

(ロ) 平成21年4月からは、手引に沿って政務調査費を支出している。具体的には手引3. 使途基準(1)項目と内容 条例施行規程 別表(第6条関係) 調査研究費・研修費・会議費・資料作成費・資料購入費・広報費・事務所費・事務費・人件費、(2)政務調査費を充当するのに適さない例、①政党活動経費への支出～⑪政務調査活動に直接必要としない備品等の購入、リース代への支出、(3)会費として支出するのに適さない例、①団体の活動総体が政務調査活動に寄与しない場合、その団体に対して納める年会費、月会費～⑨意見交換を伴わない会合の参加費、(4)使途項目ごとの具体例、調査研究費(①～⑥)から人件費(①)、(5)費目別の充当指針、「旅費」実費充当を原則とする。但し、「県議会議員の議員報酬等に関する条例」第6条(第5項は除く)に規定する費用弁償の額を充当することができるものとする。その場合は、支払証明に旅費試算書を添付の上、議員が金額を証明するものとする。(1)交通費への充当、(2)宿泊費への充当、実費を充当することが原則。ただし、費用弁償の額を準用して旅費を計算した場合は、その定額まで充当できる。なお、実費充当といえども、社会通念上高額な宿泊費は望ましくない。また、宿泊費は宿泊料金(室使用料)と朝・夕食代に充てるためのものであり、マッサージ、有料テレビ料金、客室冷蔵庫使用に伴う経費等に政務調査費を充当することは適当でない。【証拠書類】宿泊施設が発行する明細の表示された領収書

「会費(参加費)」会費(参加費)への政務調査費の充当に際しては、支出対象である団体の活動内容や実態が調査研究に適うものであり、実質的な意見交換を中心である場合に充当できるものとする。【証拠書類】会議等の主催者が発行する領収書。(1)懇談会等への出席に要する会費。飲食を主たる目的とした会合(各種団体の新年会や忘年会等)の会費や会派や議員間の懇談会等の会費へ充当することは禁止する。

また、調査研究活動に資する実質的な意見交換を目的とした会合に付随する(連続する)懇談会で、会費の額が明確に定められているものであっても、飲酒を伴う場合は次に掲げる例を除き充当できないものとする。

なお、飲酒を伴う場合の会費として充当できる金額は、会費の3分の2以内

又は5,000円のいずれか低い額を上限とする。

- ・研修会、研究会等で外部講師を呼んでいる場合
- ・シンポジウム
- ・異業種交流会
- ・公的性を有する経済団体や福祉団体等との意見交換会

(2) 政務調査費の充当が不適当な会費（参考事例）（上記（3）会費として支出するのに適さない例とほとんど同じ内容）以下、「食糧費」「広報費」「事務所経費」「事務用品・備品購入費、リース料」「通信費」「書籍購入費、新聞購読料」「人件費」

手引4. 支出における留意事項

(1) 実費支出の原則（調査研究活動は会派又は議員の自発的な意思に基づいて行われるものであることから、政務調査費は、社会通念上妥当と考えられる範囲内であることを前提として上で調査研究活動に要した費用の実費に充当することが原則である。）

(2) 充當の範囲（充當する範囲は、調査研究に直接必要とする経費に限られ、たとえ調査研究に使用する場合であっても、議員の私的財産形成等につながるものには充當できない。

政務調査費は、当該年度の調査研究活動に要する経費に充てるものであり、年度を超えて使用することはできない。）

(3) 按分による支出、①按分の必要性 会派又は議員の活動は、議会活動、政党活動、選挙活動等と多彩であり、一つの活動が政務調査活動と他の活動の両面を有し、混然一体となっていることが多い。このことから、活動に要した費用の全額に政務調査費を充当することが不適当な場合には、使用面積や活動実績などの合理的な方法によって按分処理し、積算根拠を明確にしておく必要がある。②按分方法 イ 使用面積による按分例（事務所費など）、ロ活動実績割合等による按分例（事務所費、事務費、人件費、広報費など）、ハ按分割合が明確にできない場合、2分の1以下で按分する。（2分の1を超える充當には合理的な理由を明記）、③按分方法の参考例（全国都道府県議会議長会資料より）、イ事務所費、ロ事務費（通信費）、ハ人件費

(4) 領収書等への使途等の記載 収支報告書に添付して提出する領収書その他の証拠書類（以下「領収書等」という。）の写しには、次の事項が記載されている必要がある。①領収書等の記載事項 イ宛て先、日付、支出金額 ロ領収書作成者の住所・会社名（団体名）・代表者名（氏名） ハ支出目的：○月分給料として、○月分コピー機リース料として、②領収書等添付票の記載事項 イ使途内容 ロ按分による支出額 ハ上限額による支出等、③支払証明書の記載事項 イ～ニ

以上のような概要である。

纏めれば、政務調査費は、宮城県が上記の法第232条の2の公益上の必用があると考えて宮城県議会の会派及び無会派議員に政務調査費を交付したもの

で、交付を受けた会派及び無会派議員は、手引Ⅰ 政務調査費の概要 1. 政務調査費の目的 「議員の調査研究に資するために必要な経費の一部として、議会における会派又は会派に所属しない議員（以下「無会派議員」という。）に交付されるもので、議会審議の充実を図り、もって県民福祉の向上に寄与することを目的としている。」に沿って政務調査費を支出しなければならないから、県民から観光目的の視察だ、我田引水的支出だ、年度末の予算消化だ、などの疑惑を抱かれないよう「李下に冠を正さず」の姿勢で調査研究を行わなければならない。

更に、政務調査費が県財政の一部であることを考えれば、法第2条第14項「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにならなければならない。」は、会派及び無会派議員並びに会派所属議員にも当て嵌まるので、不必要的政務調査費の支出をしないのは言うまでもなく、必要な視察・調査研究・研修・資料などへの支出であっても、当該支出が最小で最大の県民福祉の向上に繋がるように政務調査費を支出しなければならないと考える。

ロ 事実と違法不当の理由

(イ) 自由民主党・県民会議会派支出（合計金額 801, 132円）

A 自由民主党・県民会議（以下「会派」という。）は、会派として「自由民主」を平成23年4月～平成24年3月までと「りぶる」を平成23年5月～平成24年3月まで両紙とも宮城県議会議員選挙の11月を除き、毎月会派所属全議員で購読し、資料購入費として合計240, 932円を自由民主党宮城県支部連合会（自由民主党の宮城県にある支部を束ねている政治団体。以下「県連」という。）へ支出している。

「自由民主」は毎週火曜日発行の週刊紙で「これを読めば自民党が分かる」をモットーに総裁・党役員・閣僚などへのインタビューなど、「りぶる」は毎月15日発行の女性向け月刊誌で女性局の活動や議員へのインタビュー・料理・フォットネス・星占い・旅など何れも自由民主党の本部や都道府県連の活動情報を掲載し、報道機関が大衆に向けて発行する不偏不党・中立が求められがちな所謂「新聞」とはその目的・内容などを大きく異にする一般的に「機関紙」と呼ばれるものである。

これらは、議員を抱える政治団体のために党員・支持者・後援者などへの自党の主張や議会活動報告を行う必要があり、同時に党員・支持者などの獲得のための広報宣伝と党本部や県連などを含む支部のいろいろな活動費用の獲得を兼ねて政党活動の一環として発行されている。

つまり、自党の機関紙の購読とは、「県連」と会派所属議員の政治団体が政治資金で繋がっていることを考えれば、「県連」をワンクッションにした会派所属議員の政治団体への政治資金の還流を考えることもできる。

また、平成18年4月10日皆川章太郎県連広報本部長から会派の千葉達会長と平成25年4月1日長谷川洋一県連広報本部長から会派の安部孝会長への「自由民主」・「りぶる」の以下の請求書の内容から会派所属全議員が、

一購読者として偶々両紙を継続的に購読しているのではないことが分かる。

- ① 会派所属議員が県連広報部の本部長や支局長という肩書きを持っている。
- ② 皆川章太郎議員は、県連広報本部長と支局長であり、自分の購読分も含まれているので会派所属全議員（平成18年7月5日時点の宮城県議会議員席次表から皆川議員も含め25名）の購読部数になっている。（平成25年4月1日長谷川洋一議員は、県連広報本部長と支局長であり、自分の購読分も含まれているので、会派所属全議員（平成25年度の政務活動費収支報告書から長谷川議員も含め33名）の購読部数になっている。）
- ③ 会派議員が県連広報本部長・支局長という肩書きを持っているために党活動の一環としての「自由民主」拡販に理解、協力する必要があり、結果、拡販に繋がる第一歩として自ら「自由民主」を購読していると考えられる。
- ④ 会派所属議員は、平成18年4月10日時点まで「①」の肩書きで年間購読していたし、これからも継続的な購読をお願いされている。
- ⑤ 平成25年4月1日長谷川洋一県連広報本部長から会派への「自由民主」の請求書も平成18年4月10日と会派所属議員数というパラメーターを除けば同じ内容で、平成25年4月1日時点まで「①」の肩書きで年間購読していたし、これからも継続的な購読をお願いされている。
- ⑥ 平成23年度、「自由民主」・「りぶる」の請求書は添付されてないが、「④」「⑤」の事実から「①」の肩書きで会派所属全議員（平成23年度の政務調査費収支報告書より選挙前38名と選挙後33名）が「自由民主」を購読していると考えられる。
- ⑦ 「りぶる」も同様と考えられる。

したがって、会派の「自由民主」・「りぶる」の購読料合計240,932円は、政治資金の還流という側面と会派所属議員の県連広報本部長・支局長という私的な活動に帰属するという側面から手引に違反した不当な支出と考える。（別添資料1～15）

- B 平成24年1月27・28日、会派は、研修会（瓦礫利用の防潮堤についての講演拝聴・意見交換）を秋保温泉（保養地）のホテルで開催し、宿泊費を含むホテル代・講師謝金合計640,825円を研修費として支出している。

この研修会に関して確認できた会派及び研修会に参加した議員の政務調査実績報告書（会派分と3名の議員分だけで他議員のものは確認できなかった。以下「報告書」という。）によれば、所要時間は、27日「泊」・28日「泊」で時間の記入がないもの、27・28日で「180分」、27日だけで「60分」、27日～28日で「2時間・2時間」と、「泊」を除けば最大で合計4時間なので、時間的に午後1時から午後5時の半日で終了する研修会とすることが可能であり、1泊2日にする必要はない。

また、1泊2日にしたため、28日2時間の研修は、午前10時チェックアウトで忙しそうなスケジュールになっていると考えられる。

更に、このホテルのホームページを見る限り、研修・会議用の専用の部屋は見当たらず、且つホテルの請求書を見れば、研修に関するものは会議料・コピー代・プロジェクト代で、このホテルでなければならない何か特別な研修用の設備があったとは考えられない。この程度の設備なら仙台駅近辺に、其れこそ会議・研修専用の設備を付帯した施設やホテル・会館などがいろいろあり、また、秋保温泉（保養地）のホテルよりはるかに交通へのアクセスも良いことから議員・講師を含む多くの人にとって都合の良い場所と考えられるのに何故々交通へのアクセスが悪い秋保温泉（保養地）を選んだのか疑問である。

以上の考察から1月27日・28日の研修会は、態々1泊2日にし、特別の研修用設備もない秋保温泉（保養地）のホテルを利用した何か議員に都合の良い場所・施設での研修と考えることができる。

したがって、会議料・コピー代・プロジェクト代を除く宿泊料483,000円は不当な支出と考える。

仮に、この研修を1泊2日で且つこのホテルで行う合理的な理由があったとしても、宿泊料について、宮城県は「県議会議員の議員報酬等に関する条例」第6条、別表第1の乙地方に該当するので、全員が議長以外の議員の場合、140,300円の条例違反の金額が発生する。

また、講師謝金については、講師のプロフィールなどに関する資料はなく、領収書も宛名・年月日・金額・支出目的（1月27日会派研修会講師謝金として、となっていて交通費等を含む内訳はない）を除く氏名・住所・連絡先などは黒塗り（何故黒塗りにするのか分からぬ）で、講師が会派の研修に相応しい人物かどうか正確に判断できない。その上、講演のレジュメや研修プログラムなどの資料はないし、講師謝金取扱基準や交通費などに関する会派の資料や宮城県の取扱基準も見当たらなかった。

したがって、「報告書」の内容を基に、「大阪市の講師に係る謝礼金の取扱基準について」に妥当性を求めて計算した結果、専門の知見を有する大学関係者や国幹部が2時間講演した場合の講師謝金は、22,800円で、77,200円が不当な支出と考え、宿泊料を合わせると合計560,200円が不当な支出と考える。（別添資料16～25）

- (ロ) 会派所属議員支出（合計金額3,354,549円が不当な支出）（注2）
金額の後のア～コは、以下ア～コに該当し不当な理由を示すものである。（注3）

[注2] 主張金額に集計誤りがあり、正しくは3,429,546円である。

[注3] 請求人が「以下ア～コに該当し不当な理由を示す」とした内容について、下表において、アからコまでの「主張区分」とし、それぞれについて、不当な理由を整理した。

また、別紙1において、請求人が主張する不当な理由について、支出ごとの「主張区分」の欄にアからコまでを記載した。

さらに、請求人が主張する議員ごとの不当な支出については、別紙1に一覧表形

式でまとめたので記載を省略する。

主張区分 (注4)	不当な理由
ア 実費充当 原則に反 するもの	議員によって集められた金額が最終的にどのようにいくら支出されたか否か実費が不明で、手引II 4 (1) 実費支出の原則「調査研究活動は会派又は議員の自発的な意思に基づいて行われるものであることから、政務調査費は、社会通念上妥当と考えられる範囲内であることを前提とした上で調査研究活動に要した費用の実費に充当することが原則である。」に違反した不当な支出と考える。
イ a 実質的意 見交換が あったか 不明なも の	実質的な意見交換を中心であったことを具体的客観的に裏付ける公開資料がなく、手引II 3 (5) 費目別の充当指針、会費（参加費）「会費（参加費）への政務調査費の充当に際しては、支出対象である団体の活動内容や実態が調査研究に適うものであり、実質的な意見交換が中心である場合に充当できるものとする。 【証拠書類】会議等の主催者が発行する領収書。 (1) 懇談会等への出席に要する会費、飲食を主たる目的とした会合（各種団体の新年会や忘年会等）の会費や会派や議員間の懇談会等の会費へ充当することは禁止する。」に違反した不当な支出と考える。
イ b 支出団体 の活動実 態が不明 なもの	団体の活動内容や実態が公開されておらず、手引II 3 (5) 費目別の充当指針、会費（参加費）「会費（参加費）への政務調査費の充当に際しては、支出対象である団体の活動内容や実態が調査研究に適うもの」に違反した不当な支出と考える。また、当該団体への年会費の支出も同様に考える。
ウ ・ 年度を超 えて充當 している もの	手引II 4 (2) 充當の範囲「充當する範囲は、調査研究に直接必要とする経費に限られ、たとえ調査研究に使用する場合であっても、議員の私的財産形成等につながるものには充當できない。 政務調査費は、当該年度の調査研究活動に要する経費に充てるものであり、年度を超えて使用することはできない。」に違反した不当な支出と考える。
エ 領収書記 載事項が 不備なも の	手引II 4 (4) 領収書等への使途等の記載「収支報告書に添付して提出する領収書その他の証拠書類（以下『領収書等』という。）の写しには、次の事項が記載されている必要がある。 ①領収書等の記載事項 イ宛て先、日付、支出金額 ロ領収書作成者の住所・会社名（団体名）・代表者名（氏名）

	<p>ハ支出目的：○月分給料として、○月分コピー機リース料として</p> <p>②領収書等添付票の記載事項 イ使途内容： ロ按分による支出額： ハ上限額による支出等：</p> <p>③支払証明書の記載事項 イ～ニ」に違反した不当な支出と考える。</p>
オ a 寄附等私 的活動に 当たるもの	チャリティーや寄附は、誰にいくらするか否かは個人の自由な意思に基づくものであり、議員が当該チャリティーや寄附に賛同してするのは個人の自由であるが、手引Ⅱ 3 (2) 政務調査費を充当するのに適さない例、①～⑪の中の④私的活動経費への支出に該当した不当な支出と考える。
オ b 同窓会等 の会費に 当たるもの	O B会なども含む同窓会費は、手引Ⅱ 3 (3) ①～⑨の中の②個人の立場で加入している団体などに対する会費等に該当した不当な支出と考える。
カ 政党、後 援会活動 費に当た るもの	多様な思想・信条を有する納税者の税金で賄われるとされ県財政の一部が政務調査費として交付されていると考えれば、必然的に導出されると考えられる手引Ⅱ 3 (5) 会費（参加費）の中の「(2) 政務調査費の充当が不適当な会費（参考事例） ○政党（県連）本来の活動に伴う党大会、党費、党大会賛助金等○他の議員の後援会や祝賀会等に出席する会費」、また、記載はないが抑々政治団体とは特定の政治上の主義・施策を推進し、支持し、又はこれに反対すること或いは特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対することを目的とする団体なので政党や議員の後援会だけでなくこれら以外の政治団体への会費なども不当な支出と考える。
キ 宗教団体 の活動等 に当たる もの	多様な思想・信条を有する納税者の税金で賄われるとされ県財政の一部が政務調査費として交付されていると考えれば、必然的に導出されると考えられる手引Ⅱ 3 (5) 会費（参加費）の中の「(2) 政務調査費の充当が不適当な会費（参考事例） ○宗教団体 <u>（特定の宗教の教義宣布・儀式執行・信者教化を目的として、礼拝施設を備える団体と考える）</u> (注 5) の会費、宗教活動への出席に要する会費などの支出の禁止に該当した不当な支出と考える。 また、政教分離の観点からも宗教団体への支出は禁止される。

ク 個人の立場での加入団体会費であるもの	手引Ⅱ3(5)会費(参加費)の中の「(2)政務調査費の充当が不適当な会費(参考事例)○個人の立場で加入している団体等に納める会費等(○団体の活動総体が政務調査活動に寄与しない場合、その団体に納める年会費、月会費等も含める。この場合、「ク(寄与しない)」と表記した)」に該当した不当な支出と考える。
ケ 役職兼務団体出席経費であるもの	手引Ⅱ3(5)会費(参加費)の中の「(2)政務調査費の充当が不適当な会費(参考事例) ○他団体の役職(会長・理事長・(専務)理事・監事・顧問・参与・相談役などと考える)を兼ねている議員がその団体の理事会・総会等へ出席する際の経費(当該団体の役職を兼ねるが当該団体の主催する理事会・総会・役員会だけでなく、懇親会などの会合等に参加する経費も含むと考える)(注5)に該当した不当な支出と考える。
コ 私的活動経費であるもの	手引Ⅱ3(2)政務調査費を充当するのに適さない例 「④私の活動経費への支出 例:慶弔餞別費等(病気見舞い・香典・祝金・餞別・寸志・中元・歳暮等、慶弔電報、年賀状の購入又は印刷等経費),冠婚葬祭への出席費用(葬儀・祝賀会・結婚式・祭り等),宗教活動経費(檀家総代会・報恩講・官参り等),観光・レクリエーション・私用用務等による旅行経費,親睦会・レクリエーション等のための経費,議員個人の私的目的のために使用する経費」に該当した不当な支出と考える。

[注4] 「主張区分」の欄の表題は、監査委員において付したものである。

[注5] 「不当な理由」の欄の文中の下線部は、請求人の記載であって、手引に規定のないものである。

なお、多くの上記事実について事前質問をしたが無回答であった。

宮城県監査委員は、上記事実を客観的・具体的詳細な資料の確認の基に厳正に監査し、違法不当な政務調査費相当額について会派から宮城県に返還を求めるなど必要な措置をとるよう宮城県知事に対して勧告することを求める。

事実証明書として領収書等添付票の写し等467枚を添付

第4 監査委員の辞退及び請求の受理等

- 1 斎藤正美監査委員及び坂下賢監査委員については、本件監査を辞退したい旨の申出があり、両監査委員は、本件監査に携わっていない。
- 2 本件監査請求は、法第242条第1項及び第2項で定める所定の要件を具備しているものと認め、これを受理した。

第5 監査の実施

- 1 監査の対象事項

請求人が摘示している、平成23年度政務調査費に係る自由民主党・県民会議の支

出及び同会派を経由した所属議員の政務調査費の支出が、条例、条例施行規程及び手引で定める政務調査費を充てることができる範囲（以下「使途基準」という。）に違反しており、知事に不当利得返還請求権が発生しているがこれを行使しないという「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」が存するか否かについて監査を行うこととし、その対象は次のとおりとした。

- (1) 自由民主党・県民会議が会派所属議員に購読させる目的で、宮城県議会議員選挙のあった平成23年11月分を除き、会派が「自由民主」を平成23年4月分から平成24年3月分まで、「りぶる」を平成23年5月分から平成24年3月分まで購入したことに対して240,932円を支払い、政務調査費を充当したこと。（以下「監査対象事項1」という。）
- (2) 自由民主党・県民会議が、平成24年1月27日、28日の1泊2日で開催した研修会費として支出した640,825円について政務調査費を充当したこと。（以下「監査対象事項2」という。）
- (3) 自由民主党・県民会議所属議員が政務調査に係る費用として支出した5,862,737円について政務調査費を充当したこと。（以下「監査対象事項3」という。）

2 監査対象箇所等

知事の補助執行者として平成23年度の政務調査費の会派等への交付の事務を行った議会事務局を監査対象箇所とした。

また、政務調査費に係る収支報告書及び証拠書類等の調査を行うとともに、自由民主党・県民会議会長、同会派所属関係議員（元議員を含む。）及び一部支出先である政治団体を、法第199条第8項の規定による関係人として調査を実施した。

3 請求人による証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づく請求人による証拠の提出及び陳述は、請求人にその希望の有無を書面により確認したが、回答が無かったため、実施しなかった。

第6 監査の結果

1 監査対象箇所からの聴き取り及び事実の確認

監査対象箇所である議会事務局の関係書類調査の結果、別紙2「措置請求書に係る支出の政務調査費充当額の事実確認」とおり政務調査費を充当したことを確認した。

請求人が違法・不当と摘示する支出に充当された政務調査費については、自民党・県民会議からの交付請求に基づき、平成23年4月14日から平成23年12月15日までの7回に分けて同会派に交付されたことを確認した。また、平成23年度の政務調査費に係る収支報告書については、平成23年7月21日から平成24年6月7日までの7回に分けて議長から知事に対して提出されたことを確認した。

議会事務局から書面の提出及び聴き取りした結果は、次のとおりである。

(1) 自由民主党・県民会議会派支出分

イ 党機関誌購入費

請求人の主張に対しどのように考えるか。

(回答)

政党機関紙であっても、国政の状況や各政党の考え方、一般的な社会情勢など

が盛り込まれており、幅広い議員活動に資するものと認識している。

ロ 会派研修会

請求人の主張に対しどのように考えるか。

(回答)

当日、知事を招いて午後6時から県政一般に係る意見交換が実施されており、終了時間や所属議員が県内全域から参加していることを踏まえると、宿泊はやむを得ないものと捉えている。

また、講師謝金については、地方公共団体の基準と比較する必要性はないと考えており、当該講師の通常の講演料に照らして決定されたものと認識している。

(2) 自由民主党・県民会議会派所属議員支出分

イ 実費（主張区分：ア）

請求人の主張に対しどのように考えるか。

(回答)

「実費支出の原則」とは、議員又は会派が調査研究に要した費用の実費すなわち領収書に記載された金額に政務調査費を充当することであり、請求人の解釈は当たらないものと考える。

なお、実費充当の例外として議員報酬条例に規定する費用弁償の額を準用して充当することができるとしている。

ロ 年度越え（主張区分：ウ）

手引に照らし、年度を超えた支出に政務調査費を充当することについて、どのように考えるか。

(回答)

年度末及び年度初めの期間は、経費の精算（クレジット払い等）や年会費の前払いなどの関係から、ある程度年度を越えた充当を認めている。

なお、年会費や、継続的に支払われる光熱水費などについては、支払の対象期間に重複がないかを確認している。

ハ 領収書記載事項（主張区分：エ）

請求人の主張に対しどのように考えるか。

(回答)

政務調査費が各会派を通じて各議員に交付されていることに鑑み、会派等宛の領収書であっても、議員宛に交付されたものとして充当を認めている。

また、領収書発行者の様式上、一部の項目（住所、代表者名等）が記載されていない場合であっても、支払いの事実が疑われるものでなければ充当を認めている。

ニ チャリティー（主張区分：オ b）

手引に照らし、チャリティーに政務調査費を充当することについてどのように考えるか。

(回答)

チャリティー会費という名称となっているものの、参加者と県政一般に係る意見交換が行われていることから、3分の2以内又は5千円のいずれか低い額を政

務調査費から充当しているものと認識している。

ホ 事務所費（ぬ1）

請求人の主張に対しどのように考えるか。

(回答)

事務所は政務調査活動のみに使用しているとの申し立てがあり、全額充当を認めたものと考えている。なお、光熱水費を2分の1按分した理由は不明である。

ヘ 資料購入費（う3、う13、か1(追加分)、く5(追加分)、の19、の98、の99）

請求人の主張に対しどのように考えるか。

(回答)

議員の政務調査活動は広範にわたるため、明らかに調査研究にそぐわないと判断される書籍以外は、充当を認めている。

ト 宿泊料（う4、さ7、て2、の2(追加分)）

手引に照らし、宿泊料に政務調査費を充当する場合の基準・考え方についてどうか。

(回答)

手引上では、「実費を充当することが原則」としているものの、「社会通念上高額な宿泊費は望ましくない」との基準を示している。

なお、費用弁償の規定を準用して宿泊費を充当する場合としては、領収書の紛失等により実費が証明できないなどのケースを想定している。

チ 同一団体への会費重複支出（き14、そ7）

請求人の主張に対しどのように考えるか。

(回答)

宮城県隊友会は「特別会員」として加入し、宮城県隊友会大崎支部は「賛助会員」として加入したものであり、活動の区域・内容の異なる団体にそれぞれに加入了ものと認識している。

リ デジタルカメラ購入費（し1）

請求人の主張に対しどのように考えるか。

(回答)

購入価格が「著しく高価」というほどではないと判断したものと考えられる。

また、用途によって、必要となるデジタルカメラの機種が異なってくるものと認識している。

2 関係人（自由民主党・県民会議会長）に対する調査結果

自由民主党・県民会議会長に対し、請求人の主張に対する見解や政務調査費充当について議員にどのように指導・監督したかを文書により調査した。できる限り回答書の原文に即して記載する。

(1) 研修会の概要について

平成24年1月27、28日に開催した研修会の概要について説明願います。

(回答)

平成24年1月27日～28日に会派研修会を秋保温泉「ホテルきよ水」で開催

した。会派研修会の講師には、横浜国立大学名誉教授・財団法人国際生態学センター所長○○先生をお招きし、「震災復興について」～いのちを守る森の防潮堤～をテーマにご講演を頂きました。

また、意見交換会には、村井嘉浩宮城県知事にご出席賜り、2月議会（予算）に向けて、○○先生のがれきを活用した森の防潮堤についての提案や震災対応（仮設住宅・がれき処理等）、今後の防災対応・心のケア、産業復興、社会資本の再生、医療体制の再構築などの県政運営や今後の運営方針について会派会員と意見交換した。

（2）請求人の主張について

イ 「自由民主」、「りぶる」の購読料について

請求人は次のように主張しています。会派として、この主張に対しどのように考えますか。

- 「自由民主」、「りぶる」は、党员・支持者・後援者などへの自党の主張や議会活動報告を行うほか、党员・支持者などの獲得のための広報宣伝と党本部や県連などを含む支部のいろいろな活動費用の獲得を兼ねて政党活動の一環として発行されている。

- また、会派（自由民主党・県民会議）所属議員が県連広報本部長・支局長という肩書きを持っているために党活動の一環としての「自由民主」、「りぶる」拡販に理解、協力する必要があり、結果、拡販に繋がる第一歩として自ら「自由民主」、「りぶる」を購読していたと考えられる。

- したがって、会派の「自由民主」、「りぶる」の購読料合計240,932円は、政治資金の環流という側面と会派所属議員の県連広報本部長・支局長という私的な活動に帰属するという側面から手引に違反した不当な支出と考える。

（回答）

請求人が主張する購読料について、我々は中身に掲載されている国政の動向や地方政治動向、地域で取り組んでいる産業振興・教育改革・まちづくりへの取り組み、識者が指摘する政治への不満、地域情報、世界の動向、政策決定への仕組み、文化・情報の発信、地域おこし、生活情報等 など議員として必要な政策立案の基礎的情報が掲載されている情報誌と認識しているので、政務調査費に資するものと判断している。

よって、請求人の考え方とは、見解の相違である。

ロ 平成24年1月27、28日開催「会派研修会」について

請求人は次のように主張しています。会派として、この主張に対しどのように考えますか。

（イ）宿泊の必要性について

- 平成24年1月27、28日、会派（自由民主党・県民会議）は、研修会を秋保温泉（保養地）のホテルで開催し、宿泊費を含むホテル代・講師謝金合計640,825円を研修費として支出している。
- 会派及び3名の議員の政務調査実績報告書（以下、「報告書」とする）によれば、27、28日で最大で合計4時間なので、半日で終了する研修会と

することが可能であり、1泊2日にする必要はない。

- ・ また、当該ホテルのホームページや請求書を見る限り、当該ホテルでなければならぬ特別な研修用の設備があったとは考えられず、仙台駅近辺に会議・研修専用の設備を付帯した施設やホテル・会館などがあり、秋保温泉のホテルよりはるかに交通アクセスも良いことから、何故秋保温泉（保養地）を選んだのか疑問である。
- ・ 以上のことから、当該研修会は、態々1泊2日にし、特別の研修用設備もない秋保温泉（保養地）のホテルを利用した何か議員に都合の良い場所・施設での研修と考えることができる。
- ・ したがって、会議費・コピー代・プロジェクター代を除く宿泊費483,000円は不当な支出と考える。
- ・ 仮に、この研修を1泊2日で且つこのホテルで行う合理的な理由があったとしても、宿泊料について、宮城県は「県議会議員の議員報酬等に関する条例」第6条、別表第1の乙地方に該当するので、全員が議長以外の議員の場合、140,300円の条例違反の金額が発生する。

(回答)

会派研修会の目的の一つとして、地域における観光業界の動向や特に東日本大震災以降は、風評被害や被災地の旅行者の大幅な減少に伴う大幅な売り上げ減少が続いている現状を鑑み、研修会開催場所の決定や、当時がれきの処分や防潮堤の整備という大きな問題を抱えている現状を憂い、テーマ設定をしたところである。

世界的な植物学者である○○教授は、いのちを守る森の防潮堤を提唱し、膨大ながれきを復興資源として活用し、がれきと土を使って強靭な森の防潮堤を築こうとする考え方を述べられていた。

その○○先生の日程を確保し、貴重ながれきの処理と防潮堤を組み合わせた森の防潮堤構想の話を拝聴し、その後の村井宮城県知事と会派会員との意見交換において、森の防潮堤の提案や先ほど述べた震災対応（仮設住宅・がれき処理等）、今後の防災対応・心のケア、産業復興、社会資本の再生、医療体制の再構築等、意見交換会にて村井知事と会員間で意見のやり取りをさせて頂きながら、その後の会員間での様々な県政分野での意見交換につながった。多忙な両氏の時間と一緒に確保できたのがこの日程であったこと、そして、会派所属議員の選挙区は仙台市だけではなく宮城県内全域にあり、会派間の意見交換が遅くまでかかることが想定できることから、宿泊を必要と判断したものであり、合理的な理由があったと考えている。

(ロ) 講師謝金について

- ・ 講師謝金については、講師のプロフィールなどに関する資料はなく、領収証も宛名・年月日・金額・支出目的を除く氏名・住所・連絡先などは黒塗り（何故黒塗りにするのか分からない）で、講師が会派の研修に相応しい人物かどうか正確に判断できない。その上、講師謝金取扱基準や交通費などに関する会派の資料や宮城県の取扱基準も見当たらなかった。

- したがって、報告書の内容を基に、「大阪市の講師に係る謝金等の取扱基準について」に妥当性を求めて計算した結果、専門の知見を有する大学関係者や国幹部が2時間講演した場合の講師謝金は22,800円で、77,200円が不当な支出と考える。

(回答)

「いのちを守る森の防潮堤」を提唱、著書を多く出版し、テレビ出演をはじめメディアに多数登場している○○先生は、全国で講演活動をしています。さらに先生の講演の相場は、今回の支出金額よりもかなり高いとされており、交通費も含めた実費での講師料は、会派としてむしろ適正な謝金の額であったと考えている。

(3) 政務調査費の適正な使用を確保するための指導監督について

平成23年度当時、政務調査費の適正な使用を確保するため、会派所属議員をどのように指導監督していましたか。

(回答)

会派として、政務調査費の適正な指導は、会派総会にて手引に基づき適正に処理することを隨時指導していた。

また、必要に応じて事務局から指導も頂いていたと報告を受けています。

3 関係人（会派所属議員）に対する調査結果

会派所属関係議員に対し、支出先の概要、県政との関わり、請求人の主張に対する見解等を文書により調査した。

その調査結果は、次のとおりである。

- (1) 関係人（会派所属議員）調査結果 会費（参加費） 別紙3
- (2) 関係人（会派所属議員）調査結果 (年会費) 別紙4
- (3) 関係人（会派所属議員）調査結果 (資料購入費) 別紙5
- (4) 関係人（会派所属議員）調査結果 (その他事項) 別紙6
- (5) 関係人（会派所属議員）調査結果 (第2回) 別紙7

4 関係人（請求番号：て1の支出先）の調査結果

請求番号：て1に係る支出について、平成29年6月21日に支出先である政治団体の事務所において、政務調査費を充当した事務委託費に係る収支状況を調査した。

政治団体の平成23年度政治資金収支報告書の写し、関係帳簿、領収書及び人件費対象者の雇用実態等を確認し、政務調査費充当分が会派から委託費として政治資金収支報告書に適正に記載されていること及び本件委託費の額が事務所にかかる全体経費の2分の1以下であることを確認した。

第7 判断

政務調査費は、法第100条第14項及び第15項の規定を受け、条例及び条例施行規程の定めるところにより交付されており、財務会計を適正に執行し、不適正な場合には是正を求めることが知事の責務である。

法が条例等の定めに委ねる政務調査費については、政務活動が執行機関に対する監視機能を果たすための活動としての性格を内包していることから、基本的に議会の自

律を尊重し、議会自らが適正な運用を図るべきものとされている。したがって、会派等による政務調査費の支出が明らかに不適正である場合を除き、知事は議長の判断を尊重するべきものである。また、会派又は議員の政務活動は、県政全般に及び、その調査研究その他の活動の対象、方法も広範かつ多岐にわたるものであり、手段方法及び内容の選択に当たっては、会派又は議員の自主性及び自律性を尊重すべきであることから、会派又は議員の広範な裁量的判断に委ねられている。

条例第10条、条例施行規程及び手引が定めている使途基準の内容は、法第100条第14項にいう「議員の調査研究その他の活動に資するための必要な経費」を具体化したものである。手引については、条例及び条例施行規程に明確に位置づけられているものではないが、宮城県議会の政務調査費に係る住民監査請求及び訴訟等を契機とし、政務調査費に係る運用見直しと併せて平成21年3月17日に県議会各会派代表者会議において決定されたものであり、条例を補完する指針として適切に運用されるべきものとして、政務調査費の対象外となる経費や、諸手続などを規定している。

このことを踏まえ、手引を、具体的の支出の使途基準適合性の判断に当たってのより所とされるべきものであると解して監査を実施し、判断を行ったものである。

監査の対象となる機関は、知事及びその補助執行者である議会事務局であり、調査の対象となる事項は、法及び条例を踏まえて県議会が定めた手引に規定する使途基準に違反した政務調査費の充当が行われたことにより、県に不当利得返還請求権が発生し、知事に「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」が存するか否かである。

したがって、確認された事実を使途基準に照らして、支出に係る会派又は議員の判断に客観的な合理性が明らかに認められない場合には、「議員の調査研究及びその他の活動」としての必要性・適法性を認めることができず、知事に、返還請求の勧告を行う。

それ以外の場合は、請求に理由がないと判断する。

以上のような観点に立って判断した結果を以下に記載する。

1 監査対象事項1（会派による資料購入費への充当）について

請求人は、自由民主党・県民会議が、平成23年4月から平成24年3月までの間（平成23年11月を除く。）に購読した「自由民主」及び平成23年5月から平成24年3月までの間（平成23年11月を除く。）に購読した「りぶる」の購読料金240,932円に政務調査費を充当したことについて、政治団体への政治資金の環流という側面と会派所属議員の県連広報本部長・支局長という私的な活動に帰属するという側面から手引に違反すると主張しているので、以下2点について判断する。

（1）「自由民主」、「りぶる」の購読に政務調査費を充当したことについて

条例第10条で「会派又は議員の調査研究に資する各号に掲げる費用に充てる」ものとし、第5号に資料購入費を掲げている。

また、条例施行規程第6条において、条例第10条の使途基準について別表を以下のように定めている。さらに、手引Ⅱ3（1）項目と内容においても同様の定めがある。

項目	内 容
資料購入費	会派又は議員が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費 (書籍購入代、新聞雑誌購読料等)

そして、手引では、II 政務調査費交付の実務 3 使途基準(4) 使途基準ごとの具体例において、次のように定めている。

項目	具 体 例
資料購入費	<p>○会派又は議員が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入及び新聞購読に要する経費</p> <p>① 業界専門誌の購読</p> <p>② 専門図書の購入</p> <p>(資料を購入する経費はすべてここに計上する。)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 資料購入費、購読料 等 </div>

また、手引では、II 3 (5) 費目別の充当指針において、次のように定めている。

費 目	内 容
書籍購入費 新聞等購読料	<p>調査研究活動のために必要な書籍、雑誌等の購入、新聞等の購読料に充当することができる。</p> <p>書籍や雑誌の購入に政務調査費を充当する場合には、調査研究活動に対する有用性が高く、調査研究活動に直接必要であると認められるものに限定すべきであり、領収証等にその書籍名を明らかにしておく必要がある。購入店で領収証に記載されない場合は、領収等添付票の余白に議員が付記するか、書籍表紙のコピーを添付する。</p> <p>【証拠書類】当該経費の領収書</p>

さらに、手引 II 3 (2) 政務調査費を充当するのに適さない例として、①政党活動経費への支出（例：政党の広報誌・パンフレット・ビラ等の印刷及び発送費用など）を定めている。

請求人は、自党の機関誌の購読とは、「県連」と会派所属議員の政治団体が政治資金で繋がっていることを考えれば、「県連」をワンクッションとした会派所属議員の政治団体への政治資金の環流と考えることもできるので、「手引」に違反した不当な支出であると主張する。

自由民主党・県民会議は、「自由民主」「りぶる」について、掲載されている国政の動向や地方政治動向、地域で取り組んでいる産業振興・教育改革・まちづくりへの取組、識者が指摘する政治への不満、地域情報、世界の動向、政策決定への仕組み、文化・情報の発信、地域おこし、生活情報など議員として必要な政策立案の基礎的情報が掲載されている情報誌と認識しており、政務調査に資するものと説明する。

「自由民主」については、請求人が掲示しているとおり「これを読めば自民党がわかる」をモットーに最新のトピックスを掲載している機関紙であり、総裁、党役員、閣僚などのインタビューなど、自民党本部や都道府県連の活動情報、国政の動向などを掲載している。最近の掲載記事をみると、「『経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）2017』と『未来投資戦略2017』の解説」のほか、『塩谷立人工知能未来社会経済戦略本部長インタビュー』『教育再生実行本部 第八次提言を申し入れ』『一億総活躍推進本部 政策提言を取りまとめ』『経済構造改革特命委員会 最終報告を策定』などとなっている。

次に、「りぶる」については、サブタイトルが「政治と暮らしの Woman Magazine」となっているとおり、時事問題や自民党が取り組む政策・ビジョンについて議員インタビュー・コラム、女性ならではの視点で政治・政策を考え、行動する女性局の全国活動の紹介、料理や旅、文化などに関する情報が掲載されている。

県政の課題は多岐にわたり、調査対象も広範なものであるところ、上記の掲載内容を踏まえると、自民党・県民会議の、議員として必要な政策立案の基礎的情報が掲載されているとの主張を否定する特段の事情は認められない。

また、「自由民主」「りぶる」を購読することで様々な情報が得られることを踏まえると、自由民主党・県民会議と関係のある政党の出版物を購読することが、その政党を経済的に支援、政党の方針及び政策を学習するという側面があるとしても、そのことから、直ちに調査研究活動には関連せず、手引が政務調査費を充当するのに適さないとしている政党活動経費への支出に当たるとはいえない。

(2) 県連広報本部長・支局長という私的な活動に帰属することについて

請求人は、「自由民主」「りぶる」の購読は、会派所属議員の県連広報本部長・支局長という私的な活動に帰属するという側面から手引に違反した不当な支出と主張する。

さきに述べたとおり、「自由民主」「りぶる」の購読は議員としての調査研究活動に資するものと考えられることから、手引の規定に反するものとはいえない。また、政党の方針及び政策を学習するという側面があるとしても、そのことから直ちに調査研究活動には関連せず、手引が政務調査費を充当するのに適さないとしている政党活動経費への支出に当たるとはいえない。

以上のとおり、「自由民主」「りぶる」の購読料に政務調査費を充当したことについては、使途基準に違反しているとはいえない。

したがって、監査対象事項1に係る請求には理由がないので棄却する。

2 監査対象事項2（会派による研修費への充当）

(1) 宿泊料に政務調査費を充当したことについて

請求人は、平成24年1月27、28日の研修会は、最大で合計4時間の研修会のため1泊2日の必要はなく、特別の研修用設備もない秋保温泉（保養地）のホテルを利用した何か議員に都合の良い場所・施設での研修であり、会議料・コピー代・プロジェクタ一代を除く宿泊料483,000円は不当な支出と主張する。

自由民主党・県民会議は、第6の2(2)の調査結果のとおり、①研修会の目的の一つとして、地域における観光業界の動向や特に東日本大震災以降は、風評被害

や被災地の旅行者の大幅な減少に伴う大幅な売上げ減少が続いている現状を鑑み、研修会開催場所を決定したこと。②当時、がれきの処分や防潮堤の整備という大きな問題を抱えている現状を憂い、テーマを設定し、○○先生を研修会の講師として、「震災復興について～いのちを守る森の防波堤～」の講演をいただいたこと。③その後の意見交換会には、村井知事に出席いただき、2月議会に向けて、がれきを活用した森の防波堤の提案や震災対応（仮設住宅・がれき処理等）などの県政運営や今後の運営方針について会派会員と意見交換したこと。④会派所属議員の選挙区は宮城県全域にあり、会派間の意見交換が遅くまでかかることが想定できることから宿泊が必要と判断したことなど、宿泊の必要性を説明している。

条例において研修費は、会派又は議員の調査研究に資する費用であるとして、条例施行規程第6条において使途基準について以下のように定めている。また、手引Ⅱ3(1)項目と内容においても同様の定めがある。

項目	内 容
研 修 費	会派が行う研修会、講演会の実施に必要な経費並びに他団体が開催する研修会、講演会等への議員及び会派又は議員の雇用する職員の参加に要する経費 (会場費・機材借り上げ費、講師謝金、会費、旅費等)

また、手引では、Ⅱ3(4)において、次のように定めている。

項目	具 体 例
研 修 費	○会派が行う研修会、講演会の実施に必要な経費並びに他団体が開催する研修会、講演会等への職員及び会派又は議員の雇用する職員の参加に要する経費 ① 県政セミナーの開催 ② 研修会への所属議員及び職員の派遣 ③ 政経懇談会への議員の参加 ----- 研修会等開催経費（会場費、機材借り上げ費、資料印刷費、講師謝金、会議用茶菓代等）、交通費、宿泊費、会費、参加負担金 等

また、手引では、Ⅱ3(5)において、次のように定めている。

費 目	内 容
旅 費	実費充当を原則とする。 ただし、「県議会議員の議員報酬等に関する条例」第6条（第5項を除く。）に規定する費用弁償の額を準用して充当ができるものとする。その場合は、支払証明書に旅費試算書を添付の上、議員が金額を証明するものとする。 (1) 交通費への充当 運賃等の実費を充当することが原則。 (略)

(2) 宿泊費への充当

実費を充当することが原則。ただし、費用弁償の規定を準用して旅費を計算した場合は、その定額まで充当できる。

なお、実費充当といえども、社会通念上高額な宿泊費は望ましくない。また、宿泊費は宿泊料金（室使用料）と朝・夕食に充てるためのものであり、マッサージ、有料テレビ料金、客室冷蔵庫使用に伴う経費等に政務調査費を充当することは適当でない。

【証拠書類】宿泊施設が発行する明細の表示された領収書

さらに、手引では、II 4 (1) 実費支出の原則において、次のように定めている。

調査研究活動は会派又は議員の自発的な意志に基づいて行われるものであることから、政務調査費は、社会通念上妥当と考えられる範囲であることを前提とした上で調査研究活動に要した費用の実費に充当することが原則である。

ただし、旅費の計算については、事務の簡素化の観点から、県議会議員の議員報酬等に関する条例第6条（第5項を除く。）に規定する費用弁償の額を準用して、充当できるものとする。

自民党・県民会議は、研修会当日は、「震災復興について～いのちを守る森の防波堤～」をテーマとする研修会開催後に、2月議会に向けた会派議員と知事との意見交換に加え、会所所属議員間での意見交換を行ったことから宿泊研修としたと説明している。

その後の県議会本会議等において、自民党・県民会議所属議員によって森の防潮堤に関する議論を始めとする様々な議論が実際に展開されたことなどを踏まえると、自民党・県民会議の主張を否定する特段の事情は認められない。

また、自民党・県民会議は、研修会の目的の一つとして、地域における観光業界の動向、特に東日本大震災以降、風評被害により旅行者の大幅な減少が続いている現状に鑑み、研修会開催場所を決定したと説明している。

大震災発生後の状況を振り返ると、津波による被害が甚大であった沿岸部では、仮設住宅の整備に時間を要するため、劣悪な環境にあった避難所における感染症の蔓延が危惧されていたことから、県が主導して被災者を旅館等に一時的に避難させる「二次避難」を実施した。その際、県内で受け皿となったのは、鳴子、川渡、青根、遠刈田などの温泉旅館であり、仙台市内においては、既に閉館していた旧エクセル東急ホテルが、石巻市の被災者向けに建物を開放した事例のみに止まっていた。

二次避難については、1日1人当たり5,000円が国の災害救助費から支給されるところ、風評被害に苦しむ仙台市内の温泉旅館等から被災者の受入要望が出され、県議会の委員会審議においても実現に向けた質疑がなされた経緯があった。

当時は、平時とは異なり、風評被害に苦しむ観光地が多くの被災者を一時的に避難所として受け入れた状況や震災後の混乱期から復旧・復興へと向かう時期であったという事情が存在した。

したがって、会派又は議員の調査研究活動の対象、方法は広範にわたり、その手

段方法及び内容の選択に当たっては、会派又は議員の自主性及び自立性を尊重すべきであること、また、社会通念上、高額な宿泊費とまではいえないことを踏まえると、秋保温泉において開催した研修会の経費に政務調査費を充当したことについては、使途基準に明らかに違反しているとまではいえない。

また、請求人は、1泊2日の研修を当該ホテルで行う合理的な理由があったとしても、宿泊料は県議会議員の議員報酬等に関する条例第6条の規定に基づき算定すると140,300円が条例違反の不当な支出であると主張する。

宿泊費への充当については、手引II3(5)に「実費を充当することが原則。ただし、費用弁償の規定を準用して旅費を計算した場合は、その定額まで充当できる」ととされている。また、手引II4(1)において実費充当が原則とされているところ、「事務の簡素化の観点から、県議会議員の議員報酬等に関する条例第6条に規定する費用弁償の額を準用して充当できる」とされているものであり、請求人の主張には理由がない。

(2) 講師謝金に政務調査費を充当したことについて

請求人は、講師のプロフィールに関する資料がなく、領収書の氏名等も非開示のため研修に相応しい人物か判断できない、また、講師謝金取扱基準や交通費に関する会派の資料や県の取扱基準も見当たらぬため、「大阪市の講師に係る謝礼金の取扱基準に照らし、77,200円が不当な支出であると主張する。

自民党県民会議は、講師は、著書やメディアへの登場も多く、全国での講演活動実績もあり、講演謝礼の相場は高額であること、交通費を含めた実費での講師料は、むしろ適正な謝金の額であったと説明している。

条例等において、研修費に関して研修会を実施する経費として講師謝金が示されている。手引の費目別充当指針において講師謝金に係る指針は示されてはいないものの、研修会を実施する経費であることから、その他の研修費同様に実費充当が相当であると考えられる。

このため、講師謝金に政務調査費を充当するに当たっても実費支給が原則であることを考えると、大阪市の取扱基準を持ち出すことは妥当とはいえない。

また、全国的にも著名で講演実績の多い講師の場合には、講師謝金も高額になること、実際の講師謝金は相対の交渉で決まるという実情などを踏まえると、今回の講師謝金については社会通念上、不当に高額であるとまではいえない。さらに、領収書の黒塗りについては、宮城県議会が保有する情報の公開に関する条例による個人情報保護の観点から非開示とされたものであり、特段の意図を認めることはできない。

以上のとおり、講師謝金に政務調査費を充当したことについては、使途基準に違反するとはいえない。

したがって、監査対象事項2に係る請求には理由がないので棄却する。

3 監査対象事項3（自由民主党・県民会議会派所属議員による充当）について

前述のとおり、請求人は、自由民主党・県民会議会派所属議員支出分の一部について、不当とする理由を主に「ア」、「イ a」、「イ b」、「ウ」、「エ」、「オ a」、「オ b」、「カ」、「キ」、「ク」、「ケ」及び「コ」に区分し、その主張を述べて

いる。また、一つの支出につき、複数の区分において不当性の主張を行っているものもある。

このため、以下、それぞれの区分（以下「主張区分」という。）ごとに検討を行うこととし、区分が付されていないものについては、各個別の支出分ごとに検討を行う。また、判断に当たって類型化できるものは、その旨を示すものとする。

(1) 主張区分：ア（実費充当原則に反するもの）

請求人は、表アに記載の各支出について、「議員によって集められた金額が最終的にどのようにいくら支出されたか否か実費が不明で、手引Ⅱ 4 (1) 実費支出の原則（調査研究活動は会派又は議員の自発的な意思に基づいて行われるものであることから、政務調査費は、社会通念上妥当と考えられる範囲内であることを前提とした上で調査研究活動に要した費用の実費に充当することが原則である。）に違反した不当な支出である。」と主張している。

表ア

請求番号	あ1, あ2, い1, う12, う31, え2, え3, え5, え11, か1, か3, か9, か10, か11, か12, き13, き15, き16, き23, き24, き25, く1, け1, け2, さ9, さ21, さ33, さ50, さ53, し5, せ1, そ5, そ6, そ9, た4, ち3, ち7, ち8, ち10, ち12, ち14, ち16, ち21, ち23, ち24, て3, て6, と1, と2, と6, な4, に3, の20, の46, の62, の87, の105, は2, は3, は4
------	---

これについて、関係人に調査したところ、領収書記載の金額は、会費（参加費）として支払ったものであり、集められた金額を精算することにより会費が確定したものではない旨の説明があった。また、議会事務局に確認したところ、実費支出の原則とは、会派又は議員が調査研究に要した費用の実額、すなわち領収書記載金額に政務調査費を充当することであると説明している。

これら懇談会の会費については、一般的な懇談会として社会通念上妥当な範囲内であると考えられることから、実費充当の原則に反しているとまではいえない。

よって、請求人の主張には理由がないので棄却する。

その上で、表アに記載の各支出の使途基準適合性について改めて検討する。

これらの支出は、全て手引Ⅱ 3 (5) 費目別充当指針に規定する「会費（参加費）」に該当する。

手引では、会費（参加費）に政務調査費を充当することに関して、Ⅱ 3 (5) 費目別の充当指針において、次のように定めている（抜粋）。

費　目	内　容
会費（参加費）	会費（参加費）への政務調査費の充当に際しては、支出対象である団体の活動内容や実態が調査研究活動に適うものであり、実質的な意見交換を中心である場合に充当できるものとする。

【証拠書類】会議等の主催者が発行する領収書

(1) 懇談会等への出席に要する会費

飲食を主たる目的とした会合（各種団体の新年会や忘年会等）の会費や会派や議員間の懇談会等の会費へ充当することは禁止する。

また、調査研究活動に資する実質的な意見交換を目的とした会合に付随する（連続する）懇談会で、会費の額が明確に定められているものであっても、飲酒を伴う場合は次に掲げる例を除き充当できないものとする。

なお、飲酒を伴う場合の会費として充当できる金額は、会費の3分の2以内又は5,000円のいずれか低い額を上限とする。

- ・研修会、研究会等で外部講師を呼んでいる場合
 - ・シンポジウム
 - ・異業種交流会
 - ・公的性を有する経済団体や福祉団体等との意見交換会
- (以下略)

手引においては、政務調査費を飲食を主たる目的とした会合（各種団体の新年会や忘年会等）の会費や議員間の懇談会等の会費へ充当することを禁止する一方で、「政務調査活動に資する実質的な意見交換を目的とした会合に付随する（連続する）懇談会で、会費の額が明確に定められているものであっても、飲酒を伴う場合は次に掲げる例を除き充当できない」として、異業種交流会や公的性を有する経済団体や福祉団体等との意見交換などを例示し、飲酒を伴う場合の会費の3分の2以内又は5,000円のいずれか低い額を上限として政務調査費を充当することとしている。

これらを踏まえ、議会事務局が保管している領収書等添付票、政務調査活動記録簿の確認及び関係人調査をもとに、以下のとおり整理した。

請求番号：あ1, う12, う31, か3, か10, き15, き23, き24, く1, け2, さ53, ち23, と6, に3, の105の支出に係る会合については、県執行部との意見交換であると認められる。

手引II 3 (4) 政務調査費においては、「会派又は議員が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費」の例として、④県政に関する執行部との意見交換が示されている。また、手引II 3 (5) の「費目別の充当指針会費（参加費）(1)」において「飲酒を伴う場合の会費として充当できる金額は、会費の3分の2以内又は5,000円のいずれか低い額を上限とする。」とされているところ、これらの支出については当該基準（以下、「充当基準」という。）に従って、参加費それぞれに政務調査費が充当されていると認められる。

このため、これらの支出について政務調査費を充当したことは、使途基準に違反

しているとはいえない。（以下、県執行部との意見交換に分類されるものを「類型A」という。）

次に、請求番号：き16、ち3、の20に係る支出先の各種団体等については、産業振興、地域づくり、青少年の健全育成、防災など、県行政と関わりのある活動をしている団体であると認められる。

これらの懇談会について、関係人は県政に関わる意見交換、情報交換が行われている旨説明しているところ、各種団体等を取り巻く社会情勢なども含め、広く県行政に係る意見交換を行うことで調査活動に資する取組が可能とも考えられる。判例においても「地域で開催される各種の会合に出席して他の出席者との間で情報交換等を行うことは、議員としての調査研究のための外部折衝であるという側面を有することは一概に否定できない」（平成28年3月11日 東京地方裁判所判決）とされているところである。また、これらの支出のうち飲酒を伴うものについては、充当基準に従って政務調査費が充当されていると認められる。

したがって、これらの支出に政務調査を充当したことについては、使途基準に明らかに違反しているとまではいえない。（以下、県行政と関わりのある活動をしている団体との意見交換に分類されるものを「類型B」という。）

次に、請求番号：あ2、え3、え5、え11、か12、さ9、さ21、さ33、し5、そ5、そ9、ち8、ち10、ち14、ち16、て3、て6、と2、の46、の62、の87、は3に係る支出は、関係人が説明しているとおり、議員による政策課題勉強会に伴う会合に係るものであると認められる。

これらの会合について、関係人は、県政との関わりについて、議会での一般質問の中に提言として反映されるなど説明しているところ、様々な分野の県政課題について意見交換等を行うことが考えられることから、調査研究活動に資するものと考えられる。また、これらの支出のうち飲酒を伴うものについては、充当基準に従って政務調査費が充当されていると認められる。

したがって、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に違反しているとはいえない。（以下、議員による政策課題勉強会に分類されるものを「類型C」という。）

次に、請求番号：か11、さ50、た4、ち21に係る支出は、関係人が説明しているとおり国会議員との意見交換に係るものであり、エネルギー・環境問題に関し、国政の動向や地域の実情について意見交換を行ったと認められることから調査研究活動に資するものと考えられる。また、これらの支出のうち飲酒を伴うものについては、充当基準に従って政務調査費が充当されていると認められる。

したがって、これらの支出に政務調査を充当したことについては、使途基準に違反しているとはいえない。（以下、国会議員との意見交換に分類されるものを「類型D」という。）

次に、請求番号：い1、え2、か1、か9、き13、き25、け1、せ1、そ6、ち7、ち12、ち24、と1、な4、は2、は4に係る支出は、団体等の年会費である。

県議会議員の調査研究活動は広範囲に及びうるものであり、議員が特定の団体に

年会費等を支払ってその活動に参加することにより、有意義な調査活動が行われることを否定すべきではない。

手引においては、Ⅱ3(5)費目別の充当指針に政務調査費の充当が不適当な会費として「団体の活動総体が政務調査活動に寄与しない場合、その団体に納める年会費、月会費等」が示されているものの、団体の活動内容について明確な基準は設けられていない。

請求人からは、団体の活動が県政と関わりがない旨の具体的な摘示がなされていないところ、関係人からは、支出先団体について、様々な角度から県政に関わりがある活動をしている旨の説明がなされており、それらの説明を否定する特段の事情はなかった。

これらのことから、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に明らかに違反しているとまではいえない。（以下、県政に関わりのある団体等の年会費に分類されるものを「類型E」という。）

(2) 主張区分：イ a（実質的意見交換があったか不明なもの）

請求人は、表イ a に記載の各支出について、「実質的な意見交換を中心であったことを具体的客観的に裏付ける公開資料がなく、手引Ⅱ3(5)費目別の充当指針、会費（参加費）、『会費（参加費）への政務調査費の充当に際しては、支出対象である団体の活動内容や実態が調査研究に適うものであり、実質的な意見交換を中心である場合に充当できるものとする。（1）懇談会等への出席に要する会費、飲食を主たる目的とした会合（各種団体の新年会や忘年会等）の会費や会派や議員間の懇談会等の会費へ充当することは禁止する。』に違反した不当な支出である。」と主張している。

表イ a

請求番号	い2, う1, う5, う7, う9, う10, う11, う15, う16, う17, う18, う20, う21, う22, う24, う25, う27, う28, う29, え3, え5, え7, お1, お3, お5, お8, お9, か2, か4, か6, か11, き3, き6, き7, き11, き12, き19, き24, く1 (追加), く2 (追加), く3 (追加), く4 (追加), こ2, こ3, こ4, こ5, こ6, こ7, こ8, さ3, さ4, さ5, さ8, さ9, さ12, さ14, さ16, さ19, さ20, さ21, さ22, さ23, さ24, さ25, さ26, さ28, さ29, さ30, さ31, さ32, さ33, さ34, さ36, さ37, さ38, さ39, さ40, さ43, さ44, さ45, さ46, さ47, さ50, さ52, さ53, さ54, さ1 (追加), さ2 (追加), さ3 (追加), さ4 (追加), さ5 (追加), さ6 (追加), さ7 (追加), さ8 (追加), さ10 (追 加), し4, し6, し7, す1, そ1, そ2, そ4, そ5, そ8, そ9, そ10, た1, た2, た4, ち4, ち8, ち10, ち13, ち16, ち17, ち18, ち21, ち23, つ2, つ4, つ5,
------	--

	つ6, つ7, つ8, て3, て6, て8, と3, と4, と5, な2, な3, な5, な6, な7, な8, な9, な10, に1, に2, に3, ぬ3, ぬ4, ね1, の13, の28, の30, の32, の35, の39, の45, の46, の52, の57, の62, の64, の65, の66, の68, の70, の77, の78, の79, の80, の81, の82, の83, の84, の85, の87, の88, の90, の91, の92, の93, の96, の105, ひ2, ひ3, ひ5
--	---

手引では、II 3 使途基準（5）において、費目別の充当指針を次のように定めている。（抜粋）

費　　目	内　　容
会費(参加費)	<p>会費（参加費）への政務調査費の充当に際しては、支出対象である団体の活動内容や実態が調査研究活動に適うものであり、実質的な意見交換が中心である場合に充当できるものとする。</p> <p>【証拠書類】会議等の主催者が発行する領収書</p> <p>(1) 懇談会等への出席に要する会費</p> <p>飲食を主たる目的とした会合（各種団体の新年会や忘年会等）の会費や会派や議員間の懇談会等の会費へ充当することは禁止する。</p> <p>また、調査研究活動に資する実質的な意見交換を目的とした会合に付随する（連続する）懇談会で、会費の額が明確に定められているものであっても、飲酒を伴う場合は次に掲げる例を除き充当できないものとする。</p> <p>なお、飲酒を伴う場合の会費として充当できる金額は、会費の3分の2以内又は5,000円のいずれか低い額を上限とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会、研究会等で外部講師を呼んでいる場合 ・シンポジウム ・異業種交流会 ・公的性を有する経済団体や福祉団体等との意見交換会 <p style="text-align: right;">(以下略)</p>

手引においては、II 6 (1)において政務調査費に係る收支報告書には領収書等の写しを添えて提出することとして、条例に基づき閲覧の対象としているところ、意見交換がなされたことを裏付ける資料の公開までは義務付けておらず、こうした資料がないことのみをもって、使途基準に違反しているとはいえない。また、「飲食を主たる目的とした会合（各種団体の新年会や忘年会等）の会費や議員間の懇談会等の会費へ（政務調査費を）充当することは禁止」されている一方で、「政務調査活動に資する実質的な意見交換を目的とした会合に付随する（連続する）懇談会」については、先に述べた一定の要件のもと、政務調査費を充当できることとしてい

る。

これらを踏まえ、議会事務局が保管している領収書等添付票、政務調査活動記録簿の確認及び関係人調査をもとに、以下のとおり整理した。

請求番号：き24, さ16, さ53, た1, ち23, に3, の105に係る支出については、類型Aと同様の執行部との意見交換であると考えられる。このため、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に違反しているとはいえない。

次に、請求番号：い2, う1, う5, う7, う9, う10, う15, う16, う17, う18, う20, う21, う24, う27, う28, う29, え7, お5, お8, お9, か2, か4, か6, き6, き11, き12, き19, く1(追加), く2(追加), く3(追加), く4(追加), こ2, こ3, こ4, こ5, こ6, こ7, こ8, さ3, さ5, さ8, さ12, さ20, さ22, さ23, さ24, さ28, さ29, さ30, さ31, さ32, さ34, さ36, さ37, さ39, さ40, さ43, さ44, さ45, さ46, さ47, さ54, さ1(追加), さ2(追加), さ3(追加), さ4(追加), さ5(追加), さ6(追加), さ7(追加), さ8(追加), し6, し7, す1, そ1, そ4, ち4, ち17, つ2, つ4, つ6, つ7, つ8, て8, と3, と4, と5, な2, な3, な5, な6, な7, な8, な9, な10, に1, に2, ぬ3, ぬ4, の13, の28, の30, の32, の35, の39, の45, の52, の64, の65, の66, の68, の77, の78, の79, の80, の81, の82, の83, の84, の85, の88, の90, の91, の92, の93, の96, ひ2, ひ3, ひ5に係る支出については、類型Bと同様の県行政と関わりのある活動をしている団体との意見交換と考えられる。このため、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に明らかに違反しているとはいえない。

次に、請求番号：え3, え5, さ9, さ21, さ33, そ5, そ9, ち8, ち10, ち16, て3, て6, の46, の62, の87に係る支出については、類型Cと同様の議員による政策課題勉強会と考えられる。このため、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に違反しているとはいえない。

次に、請求番号：か11, さ50, そ8, た2, ち13, た4, ち21, ね1に係る支出については、類型Dと同様の国会議員との意見交換と考えられる。このため、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に違反しているとはいえない。

次に、請求番号：お1, お3, さ52に係る支出については、類型Eと同様の県政に関わりのある団体等の年会費と考えられる。このため、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に明らかに違反しているとはいえない。

次に、請求番号：う11, う25, き3, さ25, さ10(追加), し4, そ2, ち18, と5, の57に係る会合については、特定の個人あるいは特定のチーム・団体の活動に対する支援であり、個人的参加の色彩が強いとも考えられるが、これらの会合には、世代又は業種を超えた幅広い出席者が見込まれるところである。

関係人は、これらの会合において、各種団体・チーム、個人を取り巻く社会情勢に関連して県行政に係る意見交換が行われたと説明しているところ、これらの説明を否定する特段の事情はなかったことから、調査研究活動に資するものがないとまではいえない。

また、これらの支出のうち飲酒を伴うものについては、充当基準に従って政務調査費を充当していると認められる。

したがって、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に明らかに違反しているとまではいえない。（以下、使途基準に明らかに違反しているとまではいえないその他の会合に分類されるものを「類型F」という。）

次に、請求番号：う22については、（7）主張区分：オ b（同窓会等の会費に当たるもの）で述べる。

一方、請求番号：さ4、さ19、さ26、そ10、つ5、の70に係る支出については、特定個人の受賞等の祝賀、あるいは故人を偲ぶという特定の目的で催される会合である。こうした会合では、参加者相互の自由な交流というよりは、ゆかりのある方々が集まり、その目的や趣旨に沿った進行がなされるところ、そのような中で県政に係る意見交換が中心になるとは考えにくい。

したがって、当該会合への参加は、個人的なつながりでの会合への参加というべきであり、当該経費について政務調査費を充当したことについては、使途基準に違反しているといわざるを得ない。（以下、特定個人の祝賀会、あるいは故人を偲ぶこと等を目的とする会合に分類されるものを「類型G」という。）

（3）主張区分：イ b（支出団体の活動実態が不明なもの）

請求人は、表イ bに記載の各支出について、「団体の活動内容や実態が公開されておらず、手引II 3（5）費目別の充当指針 会費（参加費）、『会費（参加費）への政務調査費の充当に際しては、支出対象である団体の活動内容や実態が調査研究に適うもの』に違反した不当な支出と考える。また、当該団体への年会費の支出も同様に考える。」と主張している。

表イ b

請求番号	う2、う5、う10、う16、う19、う28、う29、 う1（追加）、え1、え2、え8、お1、お3、お6、お7、か1、 か5、か6、か9、き17、き20、き25、こ1（追加）、さ1、 さ2、さ5、さ12、さ16、さ22、さ24、さ29、さ31、 さ34、さ36、さ40、さ45、さ47、さ52、さ54、さ1 (追加)、さ3（追加）、さ7（追加）、さ8（追加）、し5、そ8、 た1、た2、ち7、ち13、ち14、ち24、て10、と2、と4、 な2、な9、ね1、の1、の7、の12、の23、の40、の52、 の55、の63、の68、の73、の80、の86、の108、の 1（追加）、は2、は4
------	---

手引では、II 3 使途基準（5）において、費目別の充当指針を次のように定めている。（抜粋）

費　目	内　容
会費(参加費)	会費（参加費）への政務調査費の充当に際しては、支出対象である団体の活動内容や実態が調査研究活動に適うものであり、実質的な意見交換が中心である場合に充当できるものとする。 【証拠書類】会議等の主催者が発行する領収書 (以下略)

手引においては、政務調査費に係る収支報告書には領収書等の写しを添えて提出することとし、条例に基づき閲覧の対象にされているが、団体の活動内容や実態を公開することまでは義務付けられておらず、団体の活動内容が公開されていないことのみをもって、手引の規定等に照らし違法又は不当とはいえない。また、(2)で述べたとおり、手引では、政務調査活動に資する実質的な意見交換を目的とした会合に付随する（連続する）懇談会については、手引に定める一定の要件のもと、政務調査費を充当できることとしている。

これらを踏まえ、議会事務局が保管している領収書等添付票、政務調査活動記録簿の確認及び関係人調査をもとに、以下のとおり整理した。

請求番号：う2、う19、え1、え8、お6、か5、き20、さ16、た1に係る支出については、類型Aと同様の県執行部との意見交換と考えられる。このため、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に違反しているとはいえない。

次に、請求番号：う5、う10、う16、う28、う29、か6、さ5、さ12、さ22、さ24、さ29、さ31、さ34、さ36、さ40、さ45、さ47、さ54、さ1（追加）、さ3（追加）、さ7（追加）、さ8（追加）、と4、な2、な9、の40、の52、の55、の63、の68、の73、の80、の108に係る支出については、類型Bと同様の県行政と関わりのある活動をしている団体と考えられる。このため、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に明らかに違反しているとまではいえない。

次に、請求番号：う1（追加）、こ1（追加）、し5、ち14、と2、の1（追加）に係る支出については、類型Cと同様の議員による政策課題勉強会と考えられる。このため、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に違反しているとはいえない。

次に、請求番号：そ8、た2、ち13、ね1に係る支出については、類型Dと同様の国会議員との意見交換と考えられる。このため、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に違反しているとはいえない。

次に、請求番号：え2、お1、お3、お7、か1、か9、き25、さ1、さ2、さ52、ち7、ち24、の1、の7、の23、の86、は2、は4に係る支出については、類型Eと同様の県政に何らかの関わりのある団体等の年会費と考えられる。このため、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に明らかに違反しているとまではいえない。

次に、請求番号：の12に係る支出については、団体等の年会費であり、関係人は、当該団体は、（公財）仙台Y.M.C.A関連の社会奉仕団体であり、国際貢献や貧

困者救済など県政との関わりがあると説明している。

(公財)仙台YMC Aの活動を支援する同団体への年会費の支出は、団体活動への直接の支援と考えられることから、関係人が説明するようにその活動が県政に関わりがあるとしても、政務調査活動に資するとまではいえない。

したがって、これらの支出は私的な立場での団体への加入と考えられることから、これに政務調査費を充当したことについては、使途基準に違反しているといわざるを得ない。(以下、個人の立場で加入した団体の会費に分類されるものを「類型H」という。)

次に、請求番号：き17に係る支出については、(7)主張区分：オ b(同窓会等の会費に当たるもの)で述べる。

次に、請求番号：て10に係る支出については、(5)主張区分：エ(領収書記載事項が不備なもの)及び(7)主張区分：オ b(同窓会等の会費に当たるもの)で述べる。

(4) 主張区分：ウ(年度を超えて充当しているもの)

請求人は、表ウに係る支出について、「手引II4(2)充当の範囲(充当する範囲は、調査研究に直接必要とする経費に限られ、たとえ調査研究に使用する場合であっても、議員の私的財産形成等につながるものには充当できない。政務調査費は、当該年度の調査研究活動に要する経費に充てるものであり、年度を超えて使用することはできない。)に違反した不当な支出と考える。」と主張している。

表ウ

請求番号	い3, お7, か1, か9, き25, ち7, ち9, ち20, ち24, の106, は4
------	---

手引では、II4支出における留意事項(2)において、充当の範囲を次のとおり定めている。(抜粋)

充当する範囲は、調査研究に直接必要な経費に限られ、たとえ調査研究に使用する場合であっても、議員の私的財産形成等につながるものには充当できない。

政務調査費は、当該年度の調査研究活動に要する経費に充てるものであり、年度を超えて使用することはできない。(以下略)

これについて、議会事務局に確認したところ、年会費の前払いなどある程度年度を越えた充当を認めていること、年会費や継続的に支払われる光熱水費などについては、支払の対象期間に重複がないかを確認しているとの説明があった。

年会費の支払が会計年度を超えることは、請求及び支払の関係から一般的に見受けられ、また、支払の対象期間に重複がないか確認されていることから、これらの支出に政務調査費を充当することについて、使途基準に違反しているとはいえない。

よって請求人の主張には理由がないので棄却する。

その上で、表ウに記載の各支出の使途基準適合性について改めて検討する。

議会事務局が保管している領収書等添付票、政務調査活動記録簿の確認及び関係人調査の結果、表ウに記載の各支出については、全て団体への年会費であることを

確認した。

このうち、請求番号：い3、お7、か1、か9、き25、ち7、ち9、ち20、ち24、は4に係る支出については、類型Eと同様の県政に何らかの関わりのある団体等の年会費と考えられる。このため、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に明らかに違反しているとまではいえない。

一方、請求番号：の106に係る支出については、当該団体において県政に関わりがある活動も行っていることは否定できないものの、演奏会招待やレッスン受講料割引などの会員特典等の総体からみて、類型Hと同様の個人の立場で加入した団体の会費といわざるを得ない。

したがって、当該支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に違反しているといわざるを得ない。

(5) 主張区分：エ（領収書記載事項が不備なもの）

請求人は、表エに記載の各支出について、「手引II 4（4）領収書等への使途等の記載 収支報告書に添付して提出する領収書その他の証拠書類（以下「領収書等」という。）の写しには、次の事項が記載されている必要がある。
①領収書等の記載事項 イ宛て先、日付、支出金額 ロ領収書作成者の住所・会社名（団体名）・代表者名（氏名） ハ支出目的：○月分給料として、○月分コピー機リース料として
②領収書等添付票の記載事項 イ使途内容 ロ按分による支出額 ハ上限額による支出等
③支払証明書の記載事項 イ～ニ、に違反した不当な支出である。」と主張している。

表エ

請求番号	う1、う2、う11、う19、う25、う28、う1（追加）、え1、え2、え8、お6、か1、か5、か9、き25、く5（追加）、こ8、こ1（追加）、さ12、さ13、さ15、さ22、さ25、さ34、さ40、さ45、さ46、さ54、さ1（追加）、さ3（追加）、さ7（追加）、し1、そ3、そ8、た1、た2、ち7、ち13、ち18、ち24、て1、て10、ぬ2、ね1、の12、の52、の58、の68、の80、は2、は4
------	--

手引では、II 4支出における留意事項（4）において、領収書等への使途等の記載を次のとおり定めている

収支報告書に添付して提出する領収書その他の証拠書類（以下「領収書等」という。）の写しには、次の事項が記載されている必要がある。

① 領収書等の記載事項

イ 宛て先、日付、支出金額

ロ 領収書作成者の住所・会社名（団体名）・代表者名（氏名）

ハ 支出目的：○月分給料として、○月分コピー機リース料として

② 領収書等添付票の記載事項

イ 使途内容：領収書等の記載だけでは政務調査活動との関連性が明ら

かでない場合に余白に付記する。JR運賃（○月○日、仙台→東京）、△△研修会お茶代など。

- ロ 按分による支出額：按分率とその積算根拠、按分による政務調査費支出額を記載。
- ハ 上限額による支出等：按分による支出以外で、経費の一部に政務調査費を充当した場合、その金額を政務調査費支出額に記載し、理由を余白に付記する。

③ 支払証明書の記載事項

- イ 政務調査活動の実施日、目的地、交通手段
- ロ 移動距離、移動距離に基づく自家用自動車の車賃：移動距離×37円／km
- ハ 費用弁償の規定を準用した旅費額：旅費試算書を添付
- ニ 領収書等が徴収できない場合の支出額：自動販売機で購入した切符代、ETCで支払った有料道路料金等

領収書の記載について、議会事務局に確認したところ、領収書発行者の様式上、一部の項目が記載されていない場合であっても、支払いの事実が疑われるものでなければ充当が認められると判断しているとの説明があった。

また、表エに記載の各支出について、議会事務局が保管している領収書等添付票、政務調査活動記録簿の確認及び関係人調査の結果、支払の事実が疑われるようなものはなかった。

請求人が主張するように、手引に定める領収書の記載項目全てが網羅されていなければ領収書としての効力が認められないとまではいえず、また、議会事務局の説明のとおり、記載されていない項目があっても、支払の事実自体が疑われるようなものでなければ、直ちに手引の規定に違反することにはならないと考えられる。

よって請求人の主張には理由がないので棄却する。

その上で、表エに記載の各支出の使途基準適合性について改めて検討する。

請求番号：う2、う19、え1、え8、お6、か5、た1に係る支出については、類型Aと同様の執行部との意見交換であると考えられる。このため、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に違反しているとはいえない。

次に、請求番号：う1、う28、こ8、さ12、さ22、さ34、さ40、さ45、さ46、さ54、さ1（追加）、さ3（追加）、さ7（追加）、の52、の68、の80に係る支出については、類型Bと同様の県行政と関わりのある活動をしている団体との意見交換であると考えられる。このため、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に明らかに違反しているとまではいえない。

次に、請求番号：う1（追加）、こ1（追加）に係る支出については、類型Cと同様の議員による政策課題勉強会であると考えられる。このため、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に違反しているとはいえない。

次に、請求番号：そ8、た2、ち13、ね1に係る支出については、類型Dと同

様の国会議員との意見交換と考えられる。このため、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に違反しているとはいえない。

次に、請求番号：え2、か1、か9、き25、ち7、ち24、は2、は4に係る支出については、類型Eと同様の県政に何らかの関わりのある団体等の年会費と考えられる。このため、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に明らかに違反しているとまではいえない。

次に、請求番号：う11、さ25、ち18、ぬ2に係る支出については、類型Fと同様の会合と考えられる。このため、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に明らかに違反しているとまではいえない。

一方、請求番号：の12に係る支出については、類型Hと同様の個人の立場で加入した団体の会費と考えられる。このため、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に違反しているといわざるを得ない。

次に、請求番号：て10に係る支出については、（7）主張区分：オ b（同窓会等の会費に当たるもの）で述べる。

次に、請求番号：う25、さ13、さ15、そ3、の58に係る支出については、（12）主張区分：コ（私的活動経費であるもの）で述べる。

次に、請求番号：く5（追加）に係る支出については、（13）その他口（資料購入費）で述べる。

次に、請求番号：し1に係る支出については、（13）その他のホ（事務費）で述べる。

次に、請求番号：て1に係る支出については、（13）その他のト（政治団体への委託費に係る領収書の宛名）で述べる。

（6）主張区分：オ a（寄附等私的活動に当たるもの）

請求人は、表オ aに記載の各支出について、「チャリティーや寄附は、誰にいくらするか否かは個人の自由な意思に基づくものであり、議員が当該チャリティーや寄附に賛同してするのは個人の自由であるが、手引Ⅱ3（2）政務調査費を充当するのに適さない例、①～⑪の中の④私的活動経費への支出に該当した不当な支出である。」と主張している。

表オ a

請求番号	う6、き5、さ6、ち6、の29、の61
------	---------------------

手引では、Ⅱ3使途基準（2）において、政務調査費を充当するのに適さない例として、全国都道府県議会議長会資料をもとに、次のように定めている。（抜粋）

① 政党活動経費への支出

例：党大会への出席費用、政党活動・県連（政党等）活動費用、政党の広報誌・パンフレット・ビラ等の印刷及び発送費用、政党組織の事務所の設置維持経費（人件費を含む）、党大会賛助金、党大会参加費、党大会参加旅費等、会派の役員経費

② 選挙活動経費への支出

例：選挙における各種団体への支援依頼活動経費、選挙ビラ作成経費、選挙関係に係る経費、選挙活動費

③ 後援会活動経費への支出

例：後援会活動のための経費、後援会の広報誌・パンフレット・ビラ等の印刷及び発送費用、後援会主催の報告会等の開催経費、後援会主催の県政報告会開催経費

④ 私的活動経費への支出

例：慶弔餞別費等（病気見舞い・香典・祝金・餞別・寸志・中元・歳暮等、慶弔電報、年賀状の購入又は印刷等経費）、冠婚葬祭への出席費用（葬儀・祝賀会・結婚式・祭り等）、宗教活動経費（壇家総代会・報恩講・宮参り等）、観光・レクリエーション・私用用務等による旅行経費、親睦会・レクリエーション等のための経費、議員個人の私的目的のために使用する経費

⑤ 挨拶、会食やテープカットだけの出席費用の支出

（以下略）

これらの支出について、関係人に調査したところ、これらの会合は全てチャリティーと銘打ってはいるもののその実質は会費制の懇談会である旨の説明があった。

議会事務局が保管している領収書等添付票、政務調査活動記録簿を確認したところ、社会通念上懇談会に要すると思われる会費の額と比べ著しく高額といった事情は確認されず、関係人の説明を否定する特段の事情はなかった。

よって請求人の主張には理由がないので棄却する。

その上で、表才 a に記載の各支出の使途基準適合性について改めて検討する。

請求番号：の 6 1 に係る支出については、類型 B と同様の県行政と関わりのある活動をしている団体との意見交換であると考えられる。このため、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に明らかに違反しているとまではいえない。

次に、請求番号：う 6、き 5、さ 6、ち 6、の 2 9 に係る支出については（7）主張区分才 b（同窓会等団体会費）で述べる。

（7）主張区分：才 b（同窓会等の会費に当たるもの）

請求人は、表才 b に記載の各支出について、「O B 会なども含む同窓会費は、手引 3 (3) ①～⑨の中の②個人の立場で加入している団体などに対する会費等に該当した不当な支出」と主張している。

表才 b

請求番号	う 6、う 2 2、う 2 6、き 5、き 7、さ 6、さ 1 4、さ 1 6、さ 3 8、し 3、ち 6、の 6、の 2 9
------	---

手引では、II 3 使途基準 (3) 会費として支出するのに適さない例として、全国都道府県議会議長会資料をもとに、以下のように定めている。

- ① 団体の活動総体が政務調査活動に寄与しない場合、その団体に対して納める年会費、月会費
- ② 個人の立場で加入している団体などに対する会費等
例：町内会費、公民館費、壮年会費、PTA会費、婦人会費、スポーツクラブ会費、商工会費、同窓会費、老人クラブ会費、ライオンズクラブ・ロータリークラブ会費等で議員個人に本来帰属する会費
- ③ 政党（県連）本来の活動にともなう党大会、党費、党大会賛助金等
- ④ 議会内の親睦団体（議員野球部、ゴルフクラブ）の会費
- ⑤ 他の議員の後援会や祝賀会に出席する会費
- ⑥ 宗教団体の会費
- ⑦ 冠婚葬祭の経費
例：結婚式の会費、香典、祝賀会の会費、祭りの経費
- ⑧ 親睦または飲食を目的とする会合の会費
- ⑨ 意見交換を伴わない会合の参加費

これらの支出について、議会事務局が保管している領収書等添付票、政務調査活動記録簿の確認及び関係人調査をもとに、以下のとおり整理した。

請求番号：う6、う22、き5、き7、さ6、さ14、さ16、さ38、し3、ち6、の29に係る支出については、各種同窓会の主催する会合への参加費である。

関係人は、これらの会合において、県政に関する意見交換や情報交換が行われた旨説明しているが、これらの説明を否定する特段の事情はなかった。

これらの会合は、各種団体主催の懇談会、異業種交流会と同様に、単に旧交を温めるに止まらず、世代や業種の異なる様々な卒業生の交流を目的として参加することも考えられることから、調査研究に資するものがないとまではいえない。

また、これらの支出について飲酒を伴うものについては、充当基準に従って政務調査費を充当していると認められる。

したがって、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に明らかに違反しているとまではいえない。（以下、同窓会の会合に分類されるものを「類型J」という。）

さ6、ち6、の29に係る支出については、（12）主張区分コ（私的活動経費）で述べる。

なお、請求人がこの項で掲示しているものではないが、請求番号：き17、て10に係る支出については、類型Jと同様の同窓会の会合と考えられる。このことから、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に明らかに違反しているとまではいえない。

一方、請求番号：う26に係る支出については、高校の部活動OB団体が主催する個人的色彩の強い会合への参加費であると考えられる。

関係人が説明するように、当該会合において学校体育施設の復旧状況について意見交換がなされたことは否定できないものの、関係人が、現役生徒とOBの親睦を目的とする団体であると説明していることから、政務調査活動に資する意見交換が

中心になるとは考えにくく、当該支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に違反しているといわざるを得ない。

次に、請求番号：の6に係る支出については、特定のチームの活動に対する支援を目的とする個人的色彩の強い団体等への年会費であると考えられる。関係人からはこれを否定する特段の具体的な説明もなく、類型Hと同様の個人の立場で加入した団体の会費と考えられる。このため、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に違反しているといわざるを得ない。

(8) 主張区分：カ（政党、後援会活動費に当たるもの）

請求人は、請求人は、表カに記載の各支出について、「多様な思想・信条を有する納税者の税金で賄われるとされ県財政の一部が政務調査費として交付されていると考えれば、必然的に導出されると考えられる手引3（5）会費（参加費）の中の（2）政務調査費の充当が不適当な会費（参考事例）○政党（県連）本来の活動に伴う党大会、党費、党大会賛助金等や他の議員の後援会や祝賀会等に出席する会費。また、記載はないが抑々政治団体とは特定の政治上の主義・施策を推進し、支持し、又はこれに反対すること或いは特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対することを目的とする団体なので政党や議員の後援会だけでなくこれら以外の政治団体への会費なども不当な支出」と主張している。

表カ

請求番号	う8, う23, う30, う32, え4, え9, え10, お2, か7, か8, き2, き18, き22, く2, こ1, こ9, さ10, さ11, さ18, さ35, さ41, さ42, さ48, さ49, さ51, せ2, せ3, た3, ち19, ち22, つ10, て4, て5, て7, て9, て11, な1, な11, ぬ5, の34, の49, の94, の101, の102, ひ1, ひ4, ひ6, ひ7
------	---

手引では、II 3使途基準（5）において、会費（参加費）の充当指針を次のとおり定めている。（抜粋）

費　目	内　容
会費（参加費）	<p>会費（参加費）への政務調査費の充当に際しては、支出対象である団体の活動内容や実態が調査研究活動に適うものであり、実質的な意見交換が中心である場合に充当できるものとする。</p> <p>【証拠書類】会議等の主催者が発行する領収書</p> <p>（1）懇談会等への出席に要する会費 （略）</p> <p>（2）政務調査費の充当が不適当な会費（参考事例）</p> <ul style="list-style-type: none">○ 団体の活動総体が政務調査活動に寄与しない場合、その団体に納める年会費、月会費等○ 個人の立場で加入している団体等に納める会費等 例：町内会費、公民館費、PTA会費、婦人会費、ス

	<p>ポーツクラブ会費，商工会費，同窓会費，老人クラブ会費，ライオンズクラブ会費，ロータリークラブ会費など議員個人に本来帰属する会費等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 政党（県連）本来の活動に伴う党大会，党費，党大会賛助金等 ○ 議会内の親睦団体の会費 ○ 他の議員の後援会や祝賀会等に出席する会費 ○ 宗教団体の会費，宗教活動への出席に要する会費 ○ 冠婚葬祭の経費（結婚式の会費，祝賀会の会費，祭りの経費負担） ○ 親睦又は飲食を目的とする会合の会費 ○ 意見交換を伴わない会合（挨拶，会食，テープカットだけ等）の会費 ○ 他団体の役職を兼ねている議員がその団体の理事会・総会等へ出席する際の経費
--	---

これらの支出について，議会事務局が保管している領収書等添付票，政務調査活動記録簿の確認及び関係人調査をもとに，以下のとおり整理した。

請求番号：う8，う23，う30，え4，え9，お2，か7，か8，き18，さ10，さ11，さ18，さ41，さ42，さ49，せ2，て4，て5，て11，な1，の34，の49，の94，ひ4に係る支出については，議員の後援会行事に係るものと考えられる。また，請求番号：こ1，こ9，さ48，て7，て9に係る支出については，政党行事に係るものと考えられる。

手引において，II 3 (3) 会費として支出するのに適さない例として⑤他の議員の後援会や祝賀会に出席する会費が掲げられており，同II 3 (5) 費目別の充当指針会費（参加費）においても同様に，政務調査費の充当が不適当な会費として例示されている。

また，手引II 3 (2) 政務調査費を充当するのに適さない例として①政党活動経費への支出（例：党大会参加費）が例示されており，同II 3 (3) 会費として支出するのに適さない例としても③政党（県連）本来の活動にともなう党大会，党費，党大会賛助金等が示されている。さらに，(5) 費目別の充当指針会費（参加費）においても同様に，政務調査費の充当が不適当な会費として例示されている。

のことから，関係人が説明するように，当該会合において幅広い意見交換がなされたとしても，他の議員の後援会活動又は政党の行事への参加費に政務調査費を充当できると考えることはできない。

したがって，これらの支出に政務調査費を充当したことについては，使途基準に違反しているといわざるを得ない。

次に，請求番号：の101に係る支出について，関係人は政治資金パーティであると説明している。

政治資金パーティについては，参加費収入から開催経費を差し引いた残額を，当

該パーティを開催した議員等の政治活動（選挙運動を含む。）に関し支出することとされている（政治資金規正法第8条の2）ものであり、たとえ一部であっても、政務調査費がほかの政治家の活動資金として使われることになる。

したがって、当該支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に違反しているといわざるを得ない。

次に、請求番号：た3に係る支出について、関係人は、一般人も参加するセミナーであり、県民一般に対する広聴、意見交換が目的であった旨を説明している。

しかしながら、こうしたセミナーは、一般県民が広く参加するものというよりは、手引が政務調査費を充当するのに適さないとしている政党支部の活動と考えられる。

したがって、当該支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に違反しているといわざるを得ない。

一方、請求番号：え10、さ51、せ3、ち22、つ10、な11、ぬ5、の102、ひ7に係る支出については、懇談会への参加費であるが、当該団体は、当該支出があった時点で政治資金規正法に規定する政治団体ではなかったことを確認した。また、関係人が、県議や市町村議員で構成される団体で、各種講演会や研修会を開催していると説明しており、それを否定する特段の事情はなかったことから、調査研究に資するものと考えられる。

さらに、飲酒を伴う懇談会について充当基準に従って政務調査費が充当されていると認められ、その他の点については類型Cと同様の議員による政策課題勉強会とも考えられる。これらのことから、当該支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に明らかに違反しているとまではいえない。

次に、請求番号：き22、く2、ち19、ひ6に係る支出については、団体が主催する懇談会の参加費である。

当該団体は、当該支出があった時点で政治資金規正法に規定する政治団体であったことは認められるが、手引に規定する政党と同様の活動内容とは考えられない。

関係人は、当該団体は、医療現場との連携や災害時の救援協定など県政と関わりが深く、当該会合において県行政に係る意見交換を行うことで政務調査活動に資する取組を行ったと説明しており、それらを否定する特段の事情はなかった。また、飲酒を伴う懇談会の会費について、充当基準を超えた充当をしているとは認められなかった。

したがって、当該団体が主催する懇談会の参加費に政務調査費を充当したことについては、使途基準に明らかに違反しているとまではいえない。

次に、請求番号：ひ1に係る支出先については、当該支出があった時点で当該団体が政治資金規正法に規定する政治団体ではなかったことを確認した。

また、当該行事は、神事ではなく一般的な行事であると推認されることから、手引が政務調査費を充当するのに適さないとしている宗教活動とまではいえない。

関係人は、当該支出について、宗教団体の主催する懇談会への参加費であり、当該懇談会において道徳教育に関して意見交換が行われたと説明しているが、それらを否定する特段の事情はなかった。また、当該支出について、飲酒を伴う懇談会に

係る充当基準を超えた充当をしているとは認められなかった。

したがって、類型B同様の県行政と関わりのある活動をしている団体との意見交換とも考えられる。このことから、当該支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に明らかに違反しているとまではいえない。

次に、請求番号：さ35に係る支出先については、当該支出があった時点で政治資金規正法に規定する政治団体ではなかったことを確認した。

関係人は、当該支出先について、中小企業や小規模事業者を支援する経営者の団体であり、当該懇談会において震災復興に係る意見交換会を行ったと説明しており、それを否定する特段の事情はなかった。また、当該支出について、飲酒を伴う懇談会に充当基準を超えた充当をしているとは認められなかった。

したがって、類型B同様の県行政と関わりのある活動をしている団体との意見交換と考えられる。このことから、当該団体が主催する懇談会の参加費に政務調査費を充当したことについては、使途基準に明らかに違反しているとまではいえない。

次に、請求番号：き2に係る支出については、団体のウェブサイトによると、賛助会員としての年会費と認められる。

当該団体は、当該支出があった時点で政治資金規正法に規定する政治団体であったことは認められるが、手引に規定する政党と同様の活動内容とは考えられない。

また、関係人は、団体の活動に加え、賛助会員に送付される機関誌購読による情報などから、看護師を取り巻く情勢の調査研究に資する活動を行っていたとも考えられる。当該賛助会員としての会費については、情報収集の観点からして、社会通念上高額とまではいえないことから、当該支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に明らかに違反しているとまではいえない。

次に、請求番号：う32に係る支出についても、団体への年会費であると認められるところ、当該団体は、当該支出があった時点で政治資金規正法に規定する政治団体ではなかったことを確認した。

関係人は、当該団体は神社関係者や県民により構成される団体であり、学校教育等により県政と関わりを持つこと、また、当該支出により、様々な知識・見聞を深め、議会での質問や県政報告等に活かしていると説明しているが、これらを否定する特段の事情はなかった。

このため、当該会費への支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に明らかに違反しているとまではいえない。

(9) 主張区分：キ（宗教団体の活動等に当たるもの）

請求人は、表キに記載の各支出について、「多様な思想・信条を有する納税者の税金で賄われるとされ県財政の一部が政務調査費として交付されていると考えれば、必然的に導出されると考えられる手引3（5）会費（参加費）の中の（2）政務調査費の充当が不適当な会費（参考事例）○宗教団体（特定の宗教の教義宣布・儀式執行・信者教化を目的として、礼拝施設を備える団体と考える）の会費・活動への出席に要する会費などの支出の禁止に該当した不当な支出」と主張している。また、政教分離の観点からも宗教団体への支出は禁止されると主張している。

表キ

請求番号	う14, え6, お4, さ27, ち2, ち5, の4, の9, の10, の14, の15, の17, の36, の42, の43, の44, の50, の53, の54, の60, の67, の75, の76, の89, の95, の97
------	--

手引では、II 3使途基準(5)において、会費(参加費)の充当指針を次のとおり定めている。(抜粋)

費目	内容
会費(参加費)	<p>会費(参加費)への政務調査費の充当に際しては、支出対象である団体の活動内容や実態が調査研究活動に適うものであり、実質的な意見交換を中心である場合に充当できるものとする。</p> <p>【証拠書類】会議等の主催者が発行する領収書</p> <p>(1) 懇談会等への出席に要する会費 (略)</p> <p>(2) 政務調査費の充当が不適当な会費(参考事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 団体の活動総体が政務調査活動に寄与しない場合、その団体に納める年会費、月会費等 ○ 個人の立場で加入している団体等に納める会費等 例：町内会費、公民館費、PTA会費、婦人会費、スポーツクラブ会費、商工会費、同窓会費、老人クラブ会費、ライオンズクラブ会費、ロータリークラブ会費など議員個人に本来帰属する会費等 ○ 政党(県連)本来の活動に伴う党大会、党費、党大会賛助金等 ○ 議会内の親睦団体の会費 ○ 他の議員の後援会や祝賀会等に出席する会費 ○ 宗教団体の会費、宗教活動への出席に要する会費 ○ 冠婚葬祭の経費(結婚式の会費、祝賀会の会費、祭りの経費負担) ○ 親睦又は飲食を目的とする会合の会費 ○ 意見交換を伴わない会合(挨拶、会食、テープカットだけ等)の会費 ○ 他団体の役職を兼ねている議員がその団体の理事会・総会等へ出席する際の経費 <p>(以下略)</p>

これらの支出について、議会事務局が保管している領収書等添付票、政務調査活動記録簿の確認及び関係人調査をもとに、以下のとおり整理した。

請求番号：う14, お4, さ27, ち5, の76に係る支出については、神社又は神社の関係団体が開催した行事に係る懇談会への参加費であるが、当該行事は、神事ではなく一般的な行事であると推認されることから、手引に規定する政務調査費を充当するに適さない宗教活動とまではいえない。

関係人は、当該懇談会において、地域課題や社会教育に関する意見交換会を行ったと説明しているところ、それを否定すべき特段の事情はなかった。また、飲酒を伴う懇談会について充当基準を超えた充当をしているとは認められなかつた。

したがつて、類型B同様の県行政と関わりのある活動をしている団体との意見交換と考えられることから、当該支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に明らかに違反しているとまではいえない。

一方、請求番号：の15に係る支出について、関係人は、藩制以来の宗教文化と青葉まつり等の市民のつながりがもたらす仙台のアイデンティティを探る上で調査研究に資するところが大きいと説明している。

しかしながら、関係人の説明のほか、議会事務局が保管している領収書等添付票、政務調査活動記録簿を確認したところ、当該支出は、神社護持団体への年会費と認められることから、宗教活動への支出とまではいえないものの、神社護持団体への年会費は、神社への支援につながるものもあり、本件支出は、個人の立場で加入している団体等に納める会費等と考えられる。

したがつて、当該支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に違反しているといわざるを得ない。

次に、請求番号：え6, の4, の9, の10, の14, の17, の36, の42, の43, の44, の50, の53, の54, の60, の67, の75, の89, の95, の97に係る支出について、関係人は、玉串料や初穂料、祈祷料等は直会への参加費であり、県政に係る実質的な意見交換があったとして、政務調査費を充当した妥当性を説明している。

しかしながら、神社本庁のウェブサイトによれば、直会とは、「祭りの終了後に、神前に供えた御饌御酒を神職をはじめ参列者の方々で戴くこと」であり、「祭りの準備から祭典を経て、祭典後の直会をもって全ての行事が終了する」ことから、「直会が神事として一般の宴と異なる」もの（一部抜粋）としている。

以上のとおり、直会等への参加も含めて一連の神事というべきであり、手引が政務調査費を充当するのに適さないとした宗教活動に該当するといわざるを得ない。

したがつて、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に違反しているといわざるを得ない。

次に、請求番号：ち2に係る支出について、関係人は、神社の例大祭復興祈願祭において震災等に対応する意見交換を行つたとして、政務調査費を充当した妥当性を説明している。

しかしながら、上記ウェブサイトによれば、神社が行う大祭、例祭、祈願祭とは、「いずれも、神様に神餞を捧げることでしてご接待を行い、神様に喜んでいただき、祝詞を奏上することで神様のご神徳をいただいて・・・」としていることから、神社の例大祭復興祈願祭も神事というべきである。

したがって、当該支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に違反しているといわざるを得ない。

(10) 主張区分：ク（個人の立場での加入団体会費であるもの）

請求人は、表クに記載の各支出について、「手引3(5)「会費（参加費）」の中の（2）政務調査費の充当が不適当な会費（参考事例）○個人の立場で加入している団体等に納める会費等（○団体の活動総体が政務調査活動に寄与しない場合、その団体に納める年会費、月会費等も含める。この場合、「ク（寄与しない）」と表記した）に該当した不当な支出」と主張している。

表ク

請求番号	き1, き8, き9, き17, き20, ち4, ち11, ち15, つ1, つ2, て10, の1, の2, の3, の5, の21, の23, の40, の48, の55, の59, の63, の72, の73, の86, の90, の93, の108, の1（追加）
------	---

手引では、II 3 使途基準（5）において、会費（参加費）の充当指針を次のとおり定めている。（抜粋）

費目	内 容
会費（参加費）	<p>会費（参加費）への政務調査費の充当に際しては、支出対象である団体の活動内容や実態が調査研究活動に適うものであり、実質的な意見交換が中心である場合に充当できるものとする。</p> <p>【証拠書類】会議等の主催者が発行する領収書</p> <p>（1）懇談会等への出席に要する会費 (略)</p> <p>（2）政務調査費の充当が不適当な会費（参考事例）</p> <ul style="list-style-type: none">○ 団体の活動総体が政務調査活動に寄与しない場合、その団体に納める年会費、月会費等○ 個人の立場で加入している団体等に納める会費等 例：町内会費、公民館費、P T A 会費、婦人会費、スポーツクラブ会費、商工会費、同窓会費、老人クラブ会費、ライオンズクラブ会費、ロータリークラブ会費など議員個人に本来帰属する会費等 (以下略)

（1）類型Eにおいて団体等の年会費について述べたとおり、議員の調査活動は広範囲に及びうるものであり、議員が特定の団体に年会費等を支払ってその活動に参加することにより有意義な調査活動が行われることを否定すべきではない。

議会事務局が保管している領収書等添付票を確認したところ、請求番号：き9, ち11, ち15, つ1, の1, の3, の21, の23, の48, の59, の86に係る支出については、類型Eと同様の県政に何らかの関わりのある団体等の年会費

と考えられる。このため、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に明らかに違反しているとまではいえない。

次に、請求番号：き1, き17, き20, ち4, つ2, て10, の40, の55, の63, の73, の90, の93, の108, の1（追加）に係る支出については、年会費ではなく、類型Bと同様の県行政と関わりのある活動をしている団体の会合への参加費であると考えられる。このことから、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に明らかに違反しているとまではいえない。

一方、請求番号：き8, の72に係る支出については、当該団体において県政に関わりがある活動をしていることについては否定できないものの、団体のOB組織の会費であって、総体として私的な色彩の強い団体への支出又は私的な目的のための支出と考えられる。このため、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に違反しているといわざるを得ない。

次に、請求番号：の2に係る支出についても、支出先団体において県政に関わりがある活動をしていることについては否定できないものの、同団体のウェブサイトによれば、会員になることにより、支出先団体主催公演に係る入場料割引などの特典があることが認められるなど、私的な立場からの加入とも考えられることから、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に違反しているといわざるを得ない。

次に、請求番号：の5に係る支出については、支出先団体のウェブサイトによれば、当該支出は、団体への年会費ではなく、つくる会教科書基金への寄附金であることが認められた。寄附は私的活動と解すべきであることから、当該支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に違反しているといわざるを得ない。

（11）主張区分：ケ（役職兼務団体出席経費であるもの）

請求人は、表ケに記載の各支出について、「手引3（5）『会費（参加費）』の中の（2）政務調査費の充当が不適当な会費（参考事例）○他の団体の役職（会長・理事長・（専務）理事・監事・顧問・参与・相談役などと考える）を兼ねている議員がその団体の理事会・総会等へ出席する際の経費（当該団体の役職を兼ねるが当該団体の主催する理事会・総会・役員会だけでなく、懇親会などの会合等に参加する経費も含むと考える）に該当した不当な支出」と主張している。

表ケ

請求番号	き4, き10, き21, さ5（追加）, さ9（追加）, し2, し7, ち1, ち17, つ3, つ8, つ9, の8, の11, の13, の16, の18, の22, の24, の25, の26, の27, の28, の30, の32, の33, の35, の39, の41, の45, の57, の65, の66, の69, の71, の74, の83, の84, の85, の91, の92, の96, の100, の104, は1
------	--

手引では、II 3 使途基準（5）において、会費（参加費）の充当指針を次のとおり定めている。（抜粋）

費　目	内　容
会費(参加費)	<p>会費（参加費）への政務調査費の充当に際しては、支出対象である団体の活動内容や実態が調査研究活動に適うものであり実質的な意見交換が中心である場合に充当できるものとする。</p> <p>【証拠書類】会議等の主催者が発行する領収書</p> <p>(1) 懇談会等への出席に要する会費 (略)</p> <p>(2) 政務調査費の充当が不適当な会費（参考事例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 団体の活動総体が政務調査活動に寄与しない場合、その団体に納める年会費、月会費等 ○ 個人の立場で加入している団体等に納める会費等 例：町内会費、公民館費、P T A 会費、婦人会費、スポーツクラブ会費、商工会費、同窓会費、老人クラブ会費、ライオンズクラブ会費、ロータリークラブ会費など議員個人に本来帰属する会費等 (中略) ○ 他団体の役職を兼ねている議員がその団体の理事会・総会等へ出席する際の経費 (以下略)

手引においては、政務調査費の充当が不適当な会費（参加費）の参考事例として、団体の役職を兼ねている議員が当該団体の理事会・総会等に出席する場合の経費を示している。

本件支出は、総会等に出席するための経費ではなく、意見交換を行った懇談会に出席するための経費であることから、団体が負担すべきものではないと考えられる。

したがって、手引に規定する理事会、総会等に出席する経費には当たらないと考えられることから、政務調査費の充当に適さないものとすることは妥当ではないと判断した。

よって、請求人の主張には理由がないので棄却する。

その上で、表ヶに記載の各支出の使途基準適合性について改めて検討する。

議会事務局からの聴き取り、関係書類の確認及び関係人調査の結果、請求番号：き4、き10、き21、さ5（追加）、さ9（追加）、し2、し7、ち1、ち17、つ3、つ8、つ9、の8、の11、の13、の16、の18、の22、の24、の26、の27、の28、の30、の32、の33、の35、の39、の41、の45、の65、の66、の69、の71、の74、の83、の84、の85、の91、の92、の96、の100、の104、は1に係る支出について、それぞれの支出に係る団体は、類型B同様の県行政と関わりのある活動をしている団体との意見交換と考えられる。このことから、当該団体が主催する懇談会の参加費に政務調査費を充当したことについては、使途基準に明らかに違反しているとまではい

えない。

次に、請求番号：の25、の57に係る支出については、団体が主催する懇談会への参加費である。

関係人は、当該支出について、団体関係者との懇親会であり意見交換の場であるなどと説明している。

これらの会合において、各種団体を取り巻く社会情勢に関連して県行政に係る意見交換が行われることは否定できず、調査研究活動に資するものがないとまではいえない。

したがって、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に明らかに違反しているとまではいえない。

(12) 主張区分：コ（私的活動経費であるもの）

請求人は、表コに記載の各支出について、「手引3（2）政務調査費を充当するのに適さない例④私的活動経費への支出 例：慶弔餞別費等（病気見舞い・香典・祝金・餞別・寸志・中元・歳暮等、慶弔電報、年賀状の購入又は印刷等経費），冠婚葬祭への出席費用（葬儀・祝賀会・結婚式・祭り等），宗教活動経費（檀家総代会・報恩講・宮参り等），観光・レクリエーション・私用用務等による旅行経費，親睦会・レクリエーション等のための経費，議員個人の私的目的のために使用する経費に該当した不当な支出」と主張している。

表コ

請求番号	う5, う7, う24, う25, き3, く3, さ4, さ5, さ6, さ8, さ13, さ15, さ17, さ19, さ26, さ44, さ2(追加), さ10(追加), し4, そ2, そ3, そ10, ち6, ち17, つ5, め6, の29, の31, の37, の38, の45, の47, の51, の58, の70, の107, の109
------	--

手引では、II 3 使途基準（2）において、政務調査費を充当するのに適さない例として、全国都道府県議会議長会資料をもとに、次のように定めている。（抜粋）

① 政党活動経費への支出

例：党大会への出席費用、政党活動・県連（政党等）活動費用、政党の広報誌・パンフレット・ビラ等の印刷及び発送費用、政党組織の事務所の設置維持経費（人件費を含む）、党大会賛助金、党大会参加費、党大会参加旅費等、会派の役員経費

② 選挙活動経費への支出

例：選挙における各種団体への支援依頼活動経費、選挙ビラ作成経費、選挙関係に係る経費、選挙活動費

③ 後援会活動経費への支出

例：後援会活動のための経費、後援会の広報誌・パンフレット・ビラ等の印刷及び発送費用、後援会主催の報告会等の開催経費、後援会主催の県政報告会開催経費

④ 私的活動経費への支出

例：慶弔餞別費等（病気見舞い・香典・祝金・餞別・寸志・中元・歳暮等、慶弔電報、年賀状の購入又は印刷等経費），冠婚葬祭への出席費用（葬儀・祝賀会・結婚式・祭り等），宗教活動経費（壇家総代会・報恩講・宮参り等），観光・レクリエーション・私用用務等による旅行経費，親睦会・レクリエーション等のための経費，議員個人の私的目的のために使用する経費

⑤ 挨拶、会食やテープカットだけの出席費用の支出

（以下略）

議会事務局が保管している領収書等添付票、政務調査活動記録簿の確認及び関係人調査の結果は以下のとおりである。

請求番号：う5、う7、う24、く3、さ5、さ8、さ44、さ2（追加）、ち17、ぬ6、の45、の47に係る支出については、類型B同様の県行政と関わりのある活動をしている団体との意見交換と考えられる。このことから、当該団体が主催する懇談会の参加費に政務調査費を充当したことについては、使途基準に明らかに違反しているとまではいえない。

次に、請求番号：の38に係る支出については、団体が主催する行事に係る会合に出席する経費であり、関係人は、この会合は震災復旧・復興に関する意見交換の場でもあり、来賓として出席したものであると説明している。

関係者との意見交換を行ったとする関係人の説明を否定する特段の事情はなかったことから、当該会合への出席を単なる私的活動ということはできず、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に明らかに違反しているとまではいえない。

次に、請求番号：う25、き3、さ10（追加）、し4、そ2、の31に係る支出については、特定の個人あるいは特定のチーム・団体の活動に対する支援と考えられる。しかしながら、世代又は業種を超えた幅広い出席者が見込まれることから、これらの会合において、県行政に係る意見交換が行われることは否定できず、政務調査活動に資するものがないとまではいえない。

これらの支出については、類型Fと同様の会合と考えられることから、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に明らかに違反しているとまではいえない。

次に、請求番号：さ6、ち6、の29に係る支出については、同窓会関係の懇談会に係る経費であり、類型Jと同様の同窓会の会合への参加費と考えられる。このことから、当該支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に明らかに違反しているとまではいえない。

一方、請求番号：さ4、さ19、さ26、そ3、そ10、つ5、の37、の58、の70、の107、の109に係る支出については、特定個人の受賞等の祝賀、あるいは故人を偲ぶことを目的とした会合と考えられる。これは、類型Gと同様の祝賀会等と考えられることから、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に違反しているといわざるを得ない。

次に、同窓会関係の支出のうち、請求記号 さ13、の51に係る支出の会合に

については、参加者相互の親睦を図るレクリエーション的な色彩が強いものとも考えられる。

関係人調査の結果からも、これを否定する特段の事情はなかったことから、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に違反しているといわざるを得ない。

(13) その他

イ 事務所賃貸料

請求人は、請求番号：ぬ1に係る支出について、「事務所の光熱水費が50%なのに事務所賃貸料が50%になっていない。従って合計375,000円(750,000×1/2=375,000)が不当な支出」と主張している。

これについて、関係人は、平成23当時、事務所は震災復旧・復興に係る住民からの生活相談、各種陳情等、政務活動のみに使用していたため、家賃は全額政務活動費を充当したこと、震災当時地元は大きな被害を受け、住民から連日様々な復旧相談等を受けたり県、市への要望場所となっていたこと、当時は建物などが流されたため、震災後3日間で再建した事務所以外に住民は行くところがない状況であったこと、事務所の使用が地域の復旧の要因となった旨を説明している。

また、事務所を政務活動のみに使用していたことを示す資料については、個人情報が含まれていることから提出できるものではない旨を説明している。

事務所の光熱水費について按分して50%を政務調査費に充当した理由は、当時電気水道も含め50%しか稼動していなかった旨を説明している。

事務所経費への政務調査費の充当について、手引II 4 支出における留意事項(3)において、按分の方法を次のように定めている。(抜粋)

① 按分の必要性

会派又は議員の活動は、議会活動、政党活動、選挙活動等と多彩であり、一つの活動が政務調査活動と他の活動の両面を有し、渾然一体となっていることが多い。

このことから、活動に要した費用の全額に政務調査費を充当することが不適当な場合には、使用面積や活動実績などの合理的な方法によって按分処理し、その積算根拠を明確にしておく必要がある。

② 按分の方法

イ 使用面積による按分例（事務所費など）

(略)

ロ 活動実績割合等による按分例（事務所費、事務費、人件費、広報費など）

(略)

ハ 按分割合が明確にできない場合

2分の1以下で按分する。(2分の1を超える充當には合理的な理由を明記)

(以下略)

これに関して、関係人から、事務所を政務活動のみに使用していたことを示

す具体的な資料の提出はなかった。

大震災後の非常時における事務所の活用は平時と異なるものであり、関係人の説明は理解するところであるが、事務所を政務活動のみに使用していたことについて合理的、客観的な説明が十分なされたとはいえないことから、本件賃貸料については、50%に按分して充当すべきであり、本来計上すべき額との差額は使途基準に違反しているといわざるを得ない。

なお、本件支出のうち光熱水費については、議会事務局保管の領収書等添付票により、全て支払実費額の50%を政務調査費に充当していることを確認したところであり、光熱水費の充当率については、問題はなかった。

次に、本件賃貸料について、請求人は、「平成23年4月、5月、6月、9月、11月前半、12月、平成24年1月、2月の賃貸料が50%になっていない。」と摘示しているが、平成23年11月分については、政務調査費を50%充当したことが確認された。

のことにより、本件賃貸料に政務調査費を充当できる額は、請求人が摘示する375,000円ではなく、400,000円であったことが確認された。

よって、充当が認められない額は、実際に政務調査費を充当した額750,000円との差額である350,000円となる。

□ 資料購入費

請求人は、請求番号：う13，か1（追加），の19，の98，の99，う3，の103，く5（追加）に係る支出について、「政治的イデオロギーの月刊誌で資料に該当しない不当な支出と考える。」、「政務調査活動に寄与しない資料に該当した不当な支出と考える。」などと主張している。

手引では、II 3 使途基準（5）において、書籍購入費、新聞等購読料の充当指針を次のように定めている。（抜粋）

費　目	内　容
書籍購入費、 新聞等購読料	<p>調査研究活動のために必要な書籍、雑誌等の購入、新聞等の購読料に充当することができる。</p> <p>書籍や雑誌の購入に政務調査費を充当する場合には、調査研究活動に対する有用性が高く、調査研究活動に直接必要であると認められるものに限定すべきであり、領収書等にその書籍名を明らかにしておく必要がある。購入店で領収書に記載されない場合は、領収書等添付票の余白に議員が付記するか、書籍表紙のコピーを添付する。</p> <p>【証拠書類】当該経費の領収書</p>

県政の課題は多岐にわたり県民の意見も多種多様であり、政務調査の調査対象は広範囲なものとなること、また、一般的に、書籍が広範囲にわたる知識を得るために有効な媒体であることから、娯楽性が高い雑誌など調査研究活動に資するとはいえないことが明らかなものを除き資料購入費への政務調査費の支出は許されると考えられる。

また、議会事務局からの聞き取り、関係書類の確認及び関係人調査の結果、表クに記載の各支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に明らかに違反しているとまではいえない。

ハ 宿泊費

請求人は、請求番号：う4，さ7，の2（追加）に係る支出について、「台湾は、『県議会議員の議員報酬等に関する条例』第6条、別表第2の丙地方で宿泊料5,000円が条例違反の金額（32,000+4,000-（15,500×2）=5,000）」、また、て2に係る支出について、「北海道の宿泊料は、『県議会議員の議員報酬等に関する条例』第6条、別表第1の乙地方に該当するので3,100円（18,000-14,900=3,100）の条例違反と考える。」と主張している。

手引では、2（2）で述べたとおり、宿泊料への政務調査費の充当に当たっては、手引「支出における留意事項」に基づき、実費支給を原則としており、請求人が主張する県議会議員の議員報酬等に関する条例第5条の規定は、同条例第6条の費用弁償の額を準用することもできるとされたものである。

手引では、II 3 使途基準（5）において、旅費の充当指針を次のように定めている。（抜粋）

費目	内容
旅 費	<p>実費充当を原則とする。</p> <p>ただし、「県議会議員の議員報酬等に関する条例」第6条（第5項を除く。）に規定する費用弁償の額を準用して充当することができるものとする。その場合は、支払証明書に旅費試算書を添付の上、議員が金額を証明するものとする。</p> <p>（1）交通費への充当 （略）</p> <p>（2）宿泊費への充当 実費を充当することが原則。ただし、費用弁償の規定を準用して旅費を計算した場合は、その定額まで充当できる。</p> <p>なお、実費充当といえども、社会通念上高額な宿泊費は望ましくない。また、宿泊費は宿泊料金（室使用料）と朝・夕食代に充てるためのものであり、マッサージ、有料テレビ料金、客室冷蔵庫使用に伴う経費等に政務調査費を充当することは適当でない。</p> <p>【証拠書類】宿泊施設が発行する明細の表示された領収書</p>

また、請求番号：う4，さ7，て2，の2（追加）に係る支出額については、いずれも実費充当の原則に則ったものであり、また、社会通念上高額とまではいえない。

このことから、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に違反しているとはいえない。

二 領収書の適格性

請求人は、請求番号：の 5 6 に係る支出について、領収書ではないと主張している。

これについて、関係書類を調査したところ、「領収書等添付票」により、「領収書」と印字された資料の写しが添付されている。これは、当該支出に係る領収書の写しであると認められることから、請求人の主張には理由がない。

ホ 事務費

請求人は、請求番号：し 1 に係る支出について、「デジカメ 2 台必要ないので 5 2, 8 4 8 円は不当な支出と考える。また、仮に 2 台必要だとしても手引 3 (5) 事務用品・備品購入費・リース料『～また、その購入価格についても政務調査費を充当する備品という観点から常識的に判断する必要がある。』に反する高額なデジカメで不当な支出と考える。更に日付がない。」と主張している。

手引では、II 3 使途基準 (5) において、事務用品・備品購入費、リース料の充当指針を次のとおり定めている。

費 目	内 容
事務用品 ・備品購入費、リース料	<p>政務調査費は、原則的には調査研究活動に要する費用に充当するものであり、調査研究活動を行うための環境整備にまで充当することは適当でない。</p> <p>このことから、備品や消耗品の購入に政務調査費を充当する場合には、調査研究活動に対する有用性が高く、概査研究活動に直接必要であると認められるものに眼定すべきであり、領収書等にその品名を明らかにしておく必要がある。購入店で領収書に記載されない場合は、領収書等添付票の余白に議員が付記するものとする。また、その 購入価格についても政務調査費を充当する備品という観点から常識的に判断する必要がある。</p> <p>なお、自動車の購入費及び維持管理経費（車検代、保険料、自動車重量税、修繕費等）は対象経費として認められない。</p> <p>【証拠書類】当該経費の領収書 (以下略)</p>

当該支出について、関係人に調査したところ、1台は、被災した地域の現状を捉え、役所等に伝えるものとして活用し、もう1台は、仮設事務所でホームページ、ブログ、フェイスブックでの活動記録等に活用していること及び報告会のプロジェクトや議員としての活動にその機能を使用している旨の説明があった。また、領収書の日付についても、関係人が購入店に確認したとの説明があった。

議員の調査研究活動は県政全般に及び、その対象、方法も広範囲かつ多岐にわたるものであり、印刷物やウェブサイトなど撮影した画像等の用途が多様であること、また、カメラの可搬性や画素数などを含めた機能面を考慮すると、

2台のカメラを使用して政務活動に当たる必要がないとまではいえない。

また、手引において複数台の購入を禁止する特段の規定はないことから、カメラ2台の購入代金に政務活動費を充当することが、規定に違反するとはいえない。

さらに、購入費については、高額であるとする客観的・合理的な説明がされておらず、社会通念上、購入代が高額とはいえないことから、請求人の主張には理由がない。

以上のことより、当該支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に違反しているとはいえない。

ヘ 重複支出

請求人は、請求番号：き14、そ7に係る支出について、同じ団体に重複支出は不当であると主張している。

これらの支出について、議会事務局が保管している領収書等添付票、政務調査活動記録簿の確認及び関係人調査を行ったところ、当該支出先は、防衛及び防災関連施策等に対する協力等を目的とする県単位の団体及びその地方支部であり、それぞれ、「特別会員」「賛助会員」としての年会費であることを確認した。

関係人は、これらの団体は明確に違う団体であり、活動範囲や構成員が異なっていると説明しており、これを否定する特段の事情はなかった。また、議会事務局からは、当該県組織は『特別会員』として加入し、地方支部は『賛助会員』として加入したものであり、活動の区域・内容の異なる団体にそれぞれに加入したものと認識している。」との説明があった。

上記（1）の類型E（県政に関わりのある団体等の年会費）の項で述べたとおり、議員の調査活動は広範囲に及びうるものであり、議員が特定の団体に年会費等を支出してその活動に参加することにより有意義な調査活動が行われることを否定することはできない。

関係人が説明するように、県単位の団体とその支部とでは、自ずと構成員や活動範囲が異なるものであり、また、支出先団体については、いずれも類型Eと同様の県政に関わりのある団体等と考えられる。

このため、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に明らかに違反しているとまではいえない。

ト 政治団体への委託費に係る領収書の宛名

請求人は、請求番号：て1に係る支出について、「支出にほとんど規制がなく支出の自由度がさらに広くなる議員が代表を務める政治団体への資金還流は不當であり、また、領収書のあて先が違う。」と主張している。

これについて、関係人は、支払先に対し日程調整、資料整理、文書作成等議員の政務活動全般事務を委託していると解していると説明している。

委託理由については、支払先は関係人が代表を務める政治資金管理団体であり、公開される年次報告を義務付けられているため透明性が高いと説明している。

関係書類の確認及び関係人の説明から、委託内容は、関係人の政務活動に係

る事務所経費であり、その内訳は、暖房用灯油代、通信費及び人件費であると認められる。

これらの支出について、関係人は、本件事務所は関係人の後援会事務所及び自由民主党の白石市支部事務所を兼ねているところ、委託費として政務調査費に充当している額は事務所費の半額以下に設定しており問題ないと説明している。

手引においては、上記イのとおり、事務所経費への政務調査費の充当について、会派又は議員の活動のうち政務活動だけを区分することの困難性を前提として、按分割合が明確にできない場合は、2分の1以下で按分するものと規定している。

本件支出先団体に係る収支状況について、当該団体の事務所において、平成23年度政治資金収支報告書の写し、関係帳簿、領収書及び本件人件費対象者の雇用実態等を調査した。その結果、政務調査費充当分が会派から委託費として政治資金収支報告書に適正に記載されていること及び本件委託費の額が当該事務所に係る全体経費の2分の1以下であることを確認した。

以上のことより、請求人が主張する政治団体への資金還流は認められなかった。

次に、領収書の宛名について、関係人は、会派に交付された政務活動費を事務所が受け取っていることから、会派に対する宛名が至当と説明している。また、議会事務局では、政務調査費が各会派を通じて各議員に交付されていることに鑑み、会派等宛の領収書であっても、議員宛に交付されたものとして充当を認めているとしている。

政務調査費は、会派又は無所属議員ごとに交付され、また、会派所属議員には会派を通じ支払われていることから、領収書の宛名が会派であったことのみをもって不当な取扱いとはいえない。

したがって、請求番号：て1に係る支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に明らかに違反しているとまではいえない。

以上のとおり、監査対象事項3に係る請求については、別紙8「政務調査費使途基準に違反すると認められる支出一覧」記載のとおり、手引の規定に違反した支出が認められた。

ところで、政務調査費については、法の規定に基づき、その具体的な交付等の手続が条例で定めることとされていることから、公法上の原因に基づいて交付された政務調査費が目的外に使用された場合における不当利得返還請求については、公法上の債権と解するのが相当とされている（平成22年7月14日東京高裁判決（平成23年3月22日最高裁不受理決定））。このため、請求人が主張する、条例等に定める使途基準に違反した政務調査費の充当が行われたことにより県に発生する不当利得返還請求権についても同様に、公債権と判断すべきである。

公債権については、地方自治法第236条第1項において、「金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、5年間これを行なわないときは、時効により消滅する。」とされており、その消滅時効は5年となっている。

監査において確認したとおり、議長から知事に対して政務調査費に係る収支報告

書が提出された平成24年6月7日に平成23年度の政務調査費の充当額が確定したことから、請求人が違法・不当と摘示する政務調査費の充当に係る不当利得返還請求権が生じていたものの、監査中に5年が経過しており、時効が完成しているといわざるをえない。

したがって、監査対象事項3に係る請求には理由がないので棄却する。

付言－議会に対する要望

政務活動費（政務調査費）は、民主主義の実現に資するという制度の趣旨に則り、県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民の福祉の増進に必要な活動のため、有効かつ適正に活用されるべきものである。

一方で、政務活動費の充当に当たっては、原資が公金である以上、一定の制約があるものであり、議員としての活動に対する県民の理解を深めるためにも、各議員が政務活動費充当の妥当性について十分な説明責任を果たすことが求められる。

したがって、議会及び各会派並びに議員各位におかれては、自らの見識と判断によって、以下の事項に取り組まれるよう重ねて強く要望する。

1 議会においては、政務活動費の使途に関して県民に疑念を抱かれることのないよう、議会改革推進会議の議論を通じて、手引で定める「政務活動費を充てることができる経費の範囲」の一層の明確化など、政務活動費の制度及び運用に係る改革を、議員の自由な政務活動とのバランス等も考慮した上で、さらに推し進めること。

特に、団体等の年会費や懇談会等への参加費である会費については、いわゆる交際費との差別化を図る観点からも手引に定める使途基準について一層の明確化が必要と判断されるので、議会改革推進会議において検討課題とされたい。

さらに、宮城県議会の政務調査費に係る訴訟等を契機として、地方政府の立法府である議会自らが手引を作成した経緯などを踏まえ、これまで政務活動費（政務調査費）を充当した支出の使途基準適合性について、議会自らが再検証した上で必要な措置を講ずるなど、自律的な対応がなされることを強く期待する。

2 各会派においては、こうした改革を実効あるものとするため、政務活動費の支出に係る審査機能及び各議員に対する指導体制の一層の充実・強化を図り、政務活動費の適正な執行に努めること。

3 議員各位においては、政務活動費の原資が公金であることを再認識し、政務活動費の充当に当たっては、手引等に定める使途基準の遵守を徹底するとともに、県民の視点に立って説明責任を果たすこと。

請求No.	議員名	支出年月日	不當な支出と主張する額	使途項目	主張区分	主張の補足	資料No.
き21	菊地恵一議員	24. 2. 22	2,666	調査研究費	ケ		118
き22	菊地恵一議員	24. 2. 23	3,333	調査研究費	カ		119
き23	菊地恵一議員	24. 3. 5	3,333	調査研究費	ア		120
き24	菊地恵一議員	24. 3. 15	4,000	調査研究費	ア イa		121
き25	菊地恵一議員	24. 3. 25	10,000	調査研究費	ア イb エ ウ	代表者名がない。 H24. 4～H25. 3で全額年度超えである。	122
	小計		117,328				
<1	寺澤正志議員	23. 12. 20	4,000	調査研究費	ア		123
<2	寺澤正志議員	24. 2. 23	3,333	調査研究費	カ		124
<3	寺澤正志議員	24. 3. 21	4,666	調査研究費	コ	慶弔餞別費等に該当した不當な支出と考える。	125
<1(追加)	寺澤正志議員	24. 1. 5	2,333	調査研究費	イa		448
<2(追加)	寺澤正志議員	24. 1. 6	2,000	調査研究費	イa		449
<3(追加)	寺澤正志議員	24. 1. 6	3,333	調査研究費	イa		450
<4(追加)	寺澤正志議員	24. 1. 12	4,000	調査研究費	イa		451
<5(追加)	寺澤正志議員	24. 1. 25	5,000	賃料購入費	エ	領収書作成者の住所がない。 宗教団体が発行する資料で政務調査活動に寄与しない不當な支出と考える。	452
	小計		28,665				
け1	只野九十九議員	23. 12. 13	10,000	調査研究費	ア		126
け2	只野九十九議員	23. 12. 20	4,000	調査研究費	ア		127
	小計		14,000				
こ1	外崎浩子議員	23. 12. 14	1,333	調査研究費	カ		128
こ2	外崎浩子議員	23. 12. 18	2,333	調査研究費	イa		129
こ3	外崎浩子議員	23. 12. 27	5,000	調査研究費	イa		130
こ4	外崎浩子議員	24. 1. 8	5,000	調査研究費	イa		131
こ5	外崎浩子議員	24. 1. 9	4,000	調査研究費	イa		132
こ6	外崎浩子議員	24. 1. 23	4,666	調査研究費	イa		133
こ7	外崎浩子議員	24. 2. 25	5,000	調査研究費	イa		134
こ8	外崎浩子議員	24. 2. 25	1,333	調査研究費	イa エ	領収書作成者の住所・代表者名がない。	135
こ9	外崎浩子議員	24. 3. 26	666	調査研究費	カ		136
こ1(追加)	外崎浩子議員	24. 3. 23	4,000	調査研究費	イb エ	代表者名がない。	453
	小計		33,331				
さ1	石川光次郎議員	23. 6. 29	12,000	調査研究費	イb		137
さ2	石川光次郎議員	23. 6. 29	12,000	調査研究費	イb		138
さ3	石川光次郎議員	23. 6. 19	5,000	調査研究費	イa		139
さ4	石川光次郎議員	23. 7. 2	4,000	調査研究費	イa コ	慶弔餞別費等に該当した不當な支出と考える。	140
さ5	石川光次郎議員	23. 7. 18	5,000	調査研究費	イab コ	パーティは、手引Ⅱ3(2)政務調査費を充当するのに適さない 例⑥飲食を主目的とする懇談会の出席費用の支出に該当した 不當な支出と考える。	141
さ6	石川光次郎議員	23. 7. 25	3,333	調査研究費	オab コ	パーティは、手引Ⅱ3(2)政務調査費を充当するのに適さない 例⑥飲食を主目的とする懇談会の出席費用の支出に該当した 不當な支出と考える。	142
さ7	石川光次郎議員	23. 7. 29	5,000	調査研究費		台湾は、「県議会議員の議員報酬等に関する条例」第6条、別表第2の丙地方で宿泊料5,000円が条例違反の金額(32,000+4,000-(15,500×2)=5,000)。	143 ～ 145
さ8	石川光次郎議員	23. 9. 11	5,000	調査研究費	イa コ	パーティは、手引Ⅱ3(2)政務調査費を充当するのに適さない 例⑥飲食を主目的とする懇談会の出席費用の支出に該当した 不當な支出と考える。	146
さ9	石川光次郎議員	23. 9. 15	3,333	調査研究費	ア イa		147
さ10	石川光次郎議員	23. 9. 30	3,333	調査研究費	カ		148
さ11	石川光次郎議員	24. 9. 30	2,000	調査研究費	カ		149
さ12	石川光次郎議員	23. 10. 8	3,333	調査研究費	イab エ	領収書作成者の住所・代表者名がない。	150
さ13	石川光次郎議員	23. 10. 8	2,666	調査研究費	エ コ	代表者名がない。 芋煮会会費は、手引Ⅱ3(2)政務調査費を充当するのに適さない 例④私的活動経費への支出、懇親会・レクリエーション等 のための経費に該当した不當な支出と考える。	151
さ14	石川光次郎議員	23. 10. 15	3,000	調査研究費	イa オb		152
さ15	石川光次郎議員	23. 10. 23	3,333	調査研究費	エ コ	領収書作成者の住所・代表者名がない。 レクリエーション代は、手引Ⅱ3(2)政務調査費を充当するのに適さない 例④私的活動経費への支出、懇親会・レクリエーション等 のための経費に該当した不當な支出と考える。	153
さ16	石川光次郎議員	23. 10. 28	4,000	調査研究費	イab オb		154

請求No.	議員名	支出年月日	不当な支出と主張する額	使途項目	主張区分	主張の補足	資料No.
さ17	石川光次郎議員	23. 10. 31	3,333	調査研究費	コ	istas会会費は、手引Ⅱ3(2)政務調査費を充当するのに適さない例④私的活動経費への支出、懇親会・レクリエーション等のための経費に該当した不当な支出と考える。	155
さ18	石川光次郎議員	23. 11. 19	3,333	調査研究費	カ		156
さ19	石川光次郎議員	23. 11. 23	5,000	調査研究費	イ a コ	慶弔餞別費等に該当した不当な支出と考える。	157
さ20	石川光次郎議員	23. 11. 28	4,000	調査研究費	イ a		158
さ21	石川光次郎議員	23. 11. 28	3,333	調査研究費	ア イ a		159
さ22	石川光次郎議員	23. 12. 5	3,333	調査研究費	イ ab カ	代表者名がない。	160
さ23	石川光次郎議員	23. 12. 12	1,333	調査研究費	イ a		161
さ24	石川光次郎議員	23. 12. 13	3,333	調査研究費	イ ab		162
さ25	石川光次郎議員	23. 12. 18	4,666	調査研究費	イ a カ	領収書作成者の住所・代表者名がない。	163
さ26	石川光次郎議員	23. 12. 21	5,000	調査研究費	イ a コ	慶弔餞別費等に該当した不当な支出と考える。	164
さ27	石川光次郎議員	24. 1. 5	5,000	調査研究費	キ		165
さ28	石川光次郎議員	24. 1. 9	4,000	調査研究費	イ a		166
さ29	石川光次郎議員	24. 1. 15	4,666	調査研究費	イ ab		167
さ30	石川光次郎議員	24. 1. 15	5,000	調査研究費	イ a		168
さ31	石川光次郎議員	24. 1. 15	4,666	調査研究費	イ ab		169
さ32	石川光次郎議員	24. 1. 16	5,000	調査研究費	イ a		170
さ33	石川光次郎議員	24. 1. 17	2,666	調査研究費	ア イ a		171
さ34	石川光次郎議員	24. 1. 18	1,333	調査研究費	イ ab カ	領収書作成者の住所・代表者名がない。	172
さ35	石川光次郎議員	24. 1. 19	5,000	調査研究費	カ		173
さ36	石川光次郎議員	24. 1. 21	3,333	調査研究費	イ ab		174
さ37	石川光次郎議員	24. 2. 2	4,000	調査研究費	イ a		175
さ38	石川光次郎議員	24. 2. 2	4,000	調査研究費	イ a オ b		176
さ39	石川光次郎議員	24. 2. 6	5,000	調査研究費	イ a		177
さ40	石川光次郎議員	24. 2. 7	3,333	調査研究費	イ ab カ	領収書作成者の住所・代表者名がない。	178
さ41	石川光次郎議員	24. 2. 10	5,000	調査研究費	カ		179
さ42	石川光次郎議員	24. 2. 18	3,333	調査研究費	カ		180
さ43	石川光次郎議員	24. 2. 19	5,000	調査研究費	イ a		181
さ44	石川光次郎議員	24. 2. 21	4,666	調査研究費	イ a コ	慶弔餞別費等に該当した不当な支出と考える。	182
さ45	石川光次郎議員	24. 2. 23	3,333	調査研究費	イ ab カ	代表者名がない。	183
さ46	石川光次郎議員	24. 2. 25	5,000	調査研究費	イ a カ	領収書作成者の住所・代表者名がない。	184
さ47	石川光次郎議員	24. 2. 25	3,333	調査研究費	イ ab		185
さ48	石川光次郎議員	24. 2. 26	666	調査研究費	カ		186
さ49	石川光次郎議員	24. 2. 29	2,666	調査研究費	カ		187
さ50	石川光次郎議員	24. 3. 7	4,000	調査研究費	ア イ a		188
さ51	石川光次郎議員	24. 3. 13	3,333	調査研究費	カ		189
さ52	石川光次郎議員	24. 3. 13	15,000	調査研究費	イ ab		190
さ53	石川光次郎議員	24. 3. 15	4,000	調査研究費	ア イ a		191
さ54	石川光次郎議員	24. 3. 22	1,333	調査研究費	イ ab カ	領収書作成者の住所・代表者名がない。	192
さ1(追加)	石川光次郎議員	23. 12. 2	3,333	調査研究費	イ ab カ	代表者名がない。	454
さ2(追加)	石川光次郎議員	23. 12. 17	5,000	調査研究費	イ a コ	パーティは、手引Ⅱ3(2)政務調査費を充当するのに適さない例⑥飲食を主目的とする懇談会の出席費用の支出に該当した不当な支出と考える。	455
さ3(追加)	石川光次郎議員	23. 12. 21	4,000	調査研究費	イ ab カ	支出目的がない。	456
さ4(追加)	石川光次郎議員	24. 1. 22	3,333	調査研究費	イ a		457
さ5(追加)	石川光次郎議員	24. 1. 22	2,000	調査研究費	イ a ケ		458
さ6(追加)	石川光次郎議員	24. 1. 22	2,666	調査研究費	イ a		459
さ7(追加)	石川光次郎議員	24. 1. 24	3,333	調査研究費	イ ab カ	代表者名がない。	460
さ8(追加)	石川光次郎議員	23. 1. 30	3,333	調査研究費	イ ab		461
さ9(追加)	石川光次郎議員	24. 2. 12	3,333	調査研究費	ケ		462
さ10(追加)	石川光次郎議員	24. 2. 18	4,000	調査研究費	イ a コ	パーティは、手引Ⅱ3(2)政務調査費を充当するのに適さない例⑥飲食を主目的とする懇談会の出席費用の支出に該当した不当な支出と考える。	463
	小計		264,986				

請求No.	議員名	支出年月日	不当な支出と主張する額	使途項目	主張区分	主張の補足	資料No.
な4	渥美巖議員	23. 12. 13	10,000	調査研究費	ア		287
な5	渥美巖議員	23. 12. 14	3,333	調査研究費	イa		288
な6	渥美巖議員	23. 12. 17	3,333	調査研究費	イa		288
な7	渥美巖議員	24. 1. 9	4,000	調査研究費	イa		289
な8	渥美巖議員	24. 1. 18	2,000	調査研究費	イa		290
な9	渥美巖議員	24. 1. 19	2,000	調査研究費	イab		290
な10	渥美巖議員	24. 1. 21	3,333	調査研究費	イa		291
な11	渥美巖議員	24. 3. 13	3,333	研修費	カ		292
	小計		39,998				
に1	千葉達議員	24. 1. 7	3,333	調査研究費	イa		293
に2	千葉達議員	24. 1. 9	4,000	調査研究費	イa		294
に3	千葉達議員	24. 3. 15	4,000	調査研究費	ア イa		295
	小計		11,333				
ぬ1	仁田和廣議員	23. 4. 10	50,000	事務所費		事務所の光熱水費が50%なのに事務所賃貸料が50%になっていない。従って合計375,000円(750,000×1/2=375,000)が不当な支出と考える。	297
ぬ1	仁田和廣議員	23. 5. 31	50,000	事務所費			301
ぬ1	仁田和廣議員	23. 6. 30	50,000	事務所費			305
ぬ1	仁田和廣議員	23. 9. 25	50,000	事務所費			309
ぬ1	仁田和廣議員	23. 11. 10	25,000	事務所費			313
ぬ1	仁田和廣議員	23. 12. 30	50,000	事務所費			320
ぬ1	仁田和廣議員	24. 2. 27	100,000	事務所費			329
ぬ2	仁田和廣議員	23. 7. 29	1,333	調査研究費	エ	領収書作成者の住所・会社名(団体名)・代表者名(氏名)がない。	330
ぬ3	仁田和廣議員	24. 1. 6	3,333	調査研究費	イa		331
ぬ4	仁田和廣議員	24. 1. 12	4,000	調査研究費	イa		332
ぬ5	仁田和廣議員	24. 3. 13	3,333	調査研究費	カ		333
ぬ6	仁田和廣議員	24. 3. 21	4,666	調査研究費	コ	慶弔餞別費等に該当した不当な支出と考える。	334
	小計		391,665				
ね1	藤倉知格議員	23. 12. 26	2,000	調査研究費	イab エ	代表者名がない。	335
	小計		2,000				
の1	相沢光哉議員	23. 4. 22	5,000	調査研究費	イb ク		336
の2	相沢光哉議員	23. 4. 22	5,000	調査研究費	ク		336
の3	相沢光哉議員	23. 4. 27	5,000	調査研究費	ク	寄与しない。	337
の4	相沢光哉議員	23. 4. 30	5,000	調査研究費	キ		338
の5	相沢光哉議員	23. 5. 6	5,000	調査研究費	ク	ク(議員が当該会を個人的に支援したいか否かは個人の自由であるが、歴史認識については様々な意見があるため)に該当した不当な支出と考える。	339
の6	相沢光哉議員	23. 5. 6	2,500	調査研究費	オb		339
の7	相沢光哉議員	23. 5. 6	5,000	調査研究費	イb		339
の8	相沢光哉議員	23. 5. 7	1,333	調査研究費	ケ		340
の9	相沢光哉議員	23. 5. 15	5,000	調査研究費	キ		341
の10	相沢光哉議員	23. 5. 19	5,000	調査研究費	キ		341
の11	相沢光哉議員	23. 5. 19	5,000	調査研究費	ケ		342
の12	相沢光哉議員	23. 5. 20	27,500	調査研究費	イb エ	領収書作成者の住所・代表者名がない。	343
の13	相沢光哉議員	23. 5. 20	5,000	調査研究費	イa ケ		344
の14	相沢光哉議員	23. 5. 22	5,000	調査研究費	キ		345
の15	相沢光哉議員	23. 5. 23	5,000	調査研究費	キ		346
の16	相沢光哉議員	23. 5. 23	3,333	調査研究費	ケ		347
の17	相沢光哉議員	23. 5. 24	5,000	調査研究費	キ		348
の18	相沢光哉議員	23. 5. 24	2,000	調査研究費	ケ		349
の19	相沢光哉議員	23. 5. 31	2,500	資料購入費		政治的イデオロギーの月刊誌で資料に該当しない不当な支出と考える。	350
の20	相沢光哉議員	23. 6. 2	3,333	調査研究費	ア		351
の21	相沢光哉議員	23. 6. 14	1,000	調査研究費	ク		352
の22	相沢光哉議員	23. 6. 15	3,333	調査研究費	ケ		353
の23	相沢光哉議員	23. 6. 16	5,000	調査研究費	イb ク		354
の24	相沢光哉議員	23. 6. 18	3,333	調査研究費	ケ		355
の25	相沢光哉議員	23. 6. 19	5,000	調査研究費	ケ		356
の26	相沢光哉議員	23. 6. 19	3,333	調査研究費	ケ		356
の27	相沢光哉議員	23. 6. 19	5,000	調査研究費	ケ		357

別紙3

住民監査請求(平成23年度政務調査費)に係る関係人(会派所屬議員)調査結果 会費(参加費)

請求No.	議員名	資料No.	使途項目	政務調査費充当額(円)	支出先	支出内容	主張区分	団体の概要・県政との関わり	政務調査費充当の妥当性	請求人主張に対する見解
あ1 石川利一	26 調査研究費	3,333	一九会会長	教育長・経済商工類光部長との懇談会会費	ア	平成19年初当選で自由民主党・県民会議を主導し、バーアとして活動。経験等同期としては県政に対する問題意識も共感するなど多く担当部長等からデーター化を決めて説明を受け、又その他の黒崎部職員も懇親を深めながら決めて議員同士の飲食等が主なる目的ではなくそのような私的懇談は計上している。		実費については領収書のとおり、社会運営上妥当なものとして手引りに定められており、その範囲にあるものと理解している。		
あ2 石川利一	27 調査研究費	5,000	県南議員会議員会長	県南議員会懇談会会費	ア	県南選出の超党派議員により県南地域の井澤謹議員、県幹部と懇談の場を持つ意義は大きい。県幹部を招いて県議会を開催議員個人には活動家を超えて議論題について意見交換情報収集		実費については領収書のとおり、社会運営上妥当なものとして手引りに定められており、その範囲にあるものと理解している。		
い2 長谷川敦	29 調査研究費	5,000	社団法人 宮城県薬剤師会	平成24年新年祝賀会会費	イa	薬剤師によって構成される会であり県民の健康増進、県の業務行政に貢献する会に大いに関わっていると考える。		議員会議員として意見交換が主である。		
う1 佐々木幸士	31 調査研究費	3,333	理容組合太白支部	宮城県理容生活衛生同業組合太白支部会懇親会会費	イa 工	「生活衛生関係常業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づく理容店オーナーを会員とする官公署や被災者支援団体である太白支部分会の太白相模事業者振興会、県政との関わりを持つ団体。		調査研究活動に資する実質的な意見交換を目的とした会合に付随する懇談会であり、2で回答したとおり公的性格を有する団体。(平成21年度政務活動費の使用確認においては④にあたる。また、政務活動記録簿の報告のとおり、震災復興等と震災復興対策について、意見聴取・意見交換を実施。		
う2 佐々木幸士	32 調査研究費	5,000	宮城県政策研究会	意見交換会会費	イb エ	県政の発展と震災復興の今とその先を見据えた県政のあり方を調査研究する会であり、県執行部・県議会にて構成する団体。		調査研究活動に資する実質的な意見交換を目的とした会合に付随する懇談会であり、2で回答したとおり公的性格を有する団体。(平成21年度政務活動費の使用確認においては④にあたる。また、政務活動記録簿の報告のとおり、震災復興等と震災復興対策について、意見聴取・意見交換を実施。		
う5 佐々木幸士	37 調査研究費	5,000	仙台火曜会会長	ビアパートチャーチカット代	イab コ	中小・規模事業者の異業種経営団体であり、県内(地域)経済発展のため研修・情報交換を行っており、震災による直接被害や間接被害を受けた中・小規模事業者における復興支援や雇用助成等や県民生活支援等の面での関わりを持つ団体。		調査研究活動に資する実質的な意見交換を目的とした会合に付随する懇談会であり、2で回答したとおり公的性格を有する団体。(平成21年度政務活動費の使用確認においては④にあたる。また、政務活動記録簿の報告のとおり、震災復興における義援金や生活再建支援制度について、意見聴取・意見交換を実施。		
う6 佐々木幸士	38 調査研究費	3,333	東北学院仙台同窓会会長	第32回TG交流チャリティ支援キャラバン代	オab	私学校関係者や東北学院OBの異業種経営人で構成し、主に私学校振興会等について県政との関わりを持つ団体。		調査研究活動に資する実質的な意見交換を目的とした会合に付随する懇談会であり、2で回答したとおり公的性格を有する団体。(平成21年度政務活動費の使用確認においては④にあたる。また、政務活動記録簿の報告のとおり、震災復興における私学校振興会の復旧状況と放射性物質の影響等について、意見聴取・意見交換を実施。		
う7 佐々木幸士	39 調査研究費	5,000	東北樹立研究会	復興支援キャラバン代会費	イコ	調理師歴数の人才培养や紹介そして各種日本料理教室等を行なう日本料理調理師並びに取扱先賛助会員である。また、政務活動記録簿の報告のとおり震災復興における県産食材を活かした復興イベンティ会費		調査研究活動に資する実質的な意見交換を目的とした会合に付随する懇談会であり、2で回答したとおり公的性格を有する団体。(平成21年度政務活動費の使用確認においては④にあたる。また、政務活動記録簿の報告のとおり震災復興における県産食材を活かした復興イベンティ会費について、調査・意見聴取・意見交換を実施。		

請求№	議員名	資料№	使途項目	政務調査費 支払当額 (円)	支出先	支出内容	主張 区分	団体の概要・県政との関わり	政務調査費充当の妥当性	請求人主張に対する見解
う8	佐々木幸士	40	調査研究費	3,333	くまがい大後援会会長	熊谷大後援会議員会員会費	力	熊谷大後援会議員会員会費	調査研究活動に資する実質的な意見交換を目的とした会合に付随する懇談会であり、国会議員による震災復興金般について研修会を実施。国政活動における國の第三次補正予算や市町の復興計画について、要望活動・意見交換を実施。	2・3で説明したとおり、不當な支出とは言えない。
う9	佐々木幸士	41	調査研究費	3,333	仙台CNCア技術集団監事	平成23年度仙台CNCへア技術集団忘年会会費	イa	「生活衛生関係業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づく理容店オーナーを会員とする宮城県理容師会生同業組合に所属し、理容師人材育成や経営指導講習等を行い、保育衛生士や被災者支援等や小規模事業者振興等、県政との関わりを持つ団体。	調査研究活動に資する実質的な意見交換を目的とした会合に付隨する懇談会であり、回答したところの(平成21年度政務活動費の使途確認においては③にまた、政務活動記録簿の報告のとおり震災復興における中公、小規模事業者支援交付支度事業について、意見交換を実施。	2・3で説明したとおり、不當な支出とは言えない。
う10	佐々木幸士	42	調査研究費	3,333	仙台火曜会会員	仙台火曜会懇親会費	イab	中小・小規模事業者の異業種経済団体であり、県(地域)経済発展のための研修・情報交換を中心とした、県内事業者による直接被災や間接被災を受けた中公、小規模事業者における復興支援や雇用助成等や県民生活支援等の、県政との関わりを持つ団体。	調査研究活動に資する実質的な意見交換を目的とした会合に付隨する懇談会であり、回答したところの(平成21年度政務活動費の使途確認においては③にまた、政務活動記録簿の報告のとおり震災復興における県経済状況や県復興事業の進捗状況について、意見交換を実施。	2・3で説明したとおり、不當な支出とは言えない。
う11	佐々木幸士	43	調査研究費	4,666	江尻慎太郎選手後援会事務局	江尻慎太郎選手後援会事務局	イa エ	江尻慎太郎選手を支える異業種経済人で構成し、プロアマ交流やスポーツ振興において、県政との間わりを伴つ団体。	調査研究活動に資する実質的な意見交換を目的とした会合に付隨する懇談会であり、回答したところの(平成21年度政務活動費の使途確認においては③にまた、政務活動記録簿の報告のとおりスポーツ振興におけるプロスポーツ団体との連携の取り扱いについて意見交換を実施。	2・3で説明したとおり、不當な支出とは言えない。
う12	佐々木幸士	44	調査研究費	4,000	一九会会長	企業局幹部との懇談会会員	ア	県政の発展と震災復興のおかげ方を調査研究する会で、平成19年当選する他会派を含む県議と県執行部にて構成する会。	調査研究活動に資する実質的な意見交換を目的とした会合に付隨する懇談会であり、回答したところの(平成21年度政務活動費の使途確認においては③にまた、政務活動記録簿の報告のとおり震災復興に対する意見交換を実施。	2・3で説明したとおり、不當な支出とは言えない。
う14	佐々木幸士	46	調査研究費	5,000	宮城県護国神社	平成24年新春年賀互礼拝賞会会員	キ	宮城県議会議員としての案内があり、着座指定による新年会会費	調査研究活動に資する実質的な意見交換を目的とした会合に付隨する懇談会であり、主催は宮城県護国神社にあたるが実際は県内異業種経済人が集まる。(平成21年度政務活動費の使途確認においては③にまた、政務活動記録簿の報告のとおり震災復興に対する意見交換を実施。	1・2で説明したとおり、不當な支出とは言えない。
う15	佐々木幸士	47	調査研究費	4,000	宮城県隊友会会長	平成24年新春年賀会会員	イa	自衛隊・退職者や特別会員、現職自衛隊員の賛助会員にて構成し、県民と自衛隊のかかわりを行い、危機管理や震災復興支援等、県政との関わりを持つ団体。	調査研究活動に資する実質的な意見交換を目的とした会合に付隨する懇談会であり、回答したところの(平成21年度政務活動費の使途確認においては③にまた、政務活動記録簿の報告のとおり震災復興における意見交換を実施。	2・3で説明したとおり、不當な支出とは言えない。

請求No.	議員名	資料No.	使金項目	政務調査費(当額) (円)	支出去先	支出内容	主張区分	団体の概要・県政との関わり	政務調査費充當の妥当性	請求人主張に対する見解
う16 佐々木幸士	48 調査研究費	4,666	仙台火曜会会長	仙台火曜会新年会費	1ab	中小・小規模事業者の異業種経済団体であり、県(地域)経済発展のため研修・情報交換を行っており、2で回答したところは③に記載するが④にもある。また、政務活動記録簿の報告のとおり、意見交換を実施。	調査研究活動に資する実質的な意見交換を目的とした会合に付随する懇談会であり、2で回答したところは③に記載するが④にもある。また、政務活動記録簿の報告のとおり、意見交換を実施。	2・3で説明したとおり、不當な支出とは言えない。	2・3で説明したとおり、不當な支出とは言えない。	
う17 佐々木幸士	49 調査研究費	5,000	宮城県美術館・生徒衛生同窓会会員組合理事長	新春懇親会会費	1a	「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づく理容店オーナーを会員とする宮城県理容生活衛生同窓会組合。美容師・太白支部・保健衛生や被災者復興支援や小規模事業者振興等、県政との関わりを持つ団体。	調査研究活動に資する実質的な意見交換を目的とした会合に付随する懇談会であり、2で回答したところは③に記載するが④にもある。また、政務活動記録簿の報告のとおり、意見交換を実施。	2・3で説明したとおり、不當な支出とは言えない。	2・3で説明したとおり、不當な支出とは言えない。	
う18 佐々木幸士	50 調査研究費	5,000	県理組合太白支部経理部	宮城県理容生活衛生同窓会会員組合太白支部会費	1a	「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づく理容店オーナーを会員とする宮城県理容生活衛生同窓会組合。美容師・太白支部・保健衛生や被災者復興支援や小規模事業者振興等、県政との関わりを持つ団体。	調査研究活動に資する実質的な意見交換を目的とした会合に付随する懇談会であり、2で回答したところは③に記載するが④にもある。また、政務活動記録簿の報告のとおり、意見交換を実施。	2・3で説明したとおり、不當な支出とは言えない。	2・3で説明したとおり、不當な支出とは言えない。	
う19 佐々木幸士	51 調査研究費	5,000	都市計画研究会	意見交換会会費	1b 工	「生活衛生関係営業の運営の今とその先を見据えた社会資本整備を期す研究会である。県執行部と県議会有志にて構成する団体。	調査研究活動に資する実質的な意見交換を目的とした会合に付随する懇談会であり、2で回答したところは①に記載するが④にもある。また、政務活動記録簿の報告のとおり、意見交換を実施。	2・3で説明したとおり、不當な支出とは言えない。	2・3で説明したとおり、不當な支出とは言えない。	
う20 佐々木幸士	52 調査研究費	5,000	仙台CNCへア技術集団企画部長	交友会会費	1a	「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づく理容店オーナーを会員とする宮城県理容生活衛生同窓会員組合に所属し、理容師・太白支部や小規模事業者振興等、県政との関わりを持つ団体。	調査研究活動に資する実質的な意見交換を目的とした会合に付隨する懇談会であり、2で回答したところは③に記載するが④にもある。また、政務活動記録簿の報告のとおり、意見交換を実施。	2・3で説明したとおり、不當な支出とは言えない。	2・3で説明したとおり、不當な支出とは言えない。	
う21 佐々木幸士	53 調査研究費	5,000	仙台調理師真味会会員	会費	1a	調理師職業の人材育成や紹介等を行う日本料理調理師並びに取引先販売員や東北学院OBの異業種経営人で構成主に私学振興助成等について県政との関わりを持つ団体。	調査研究活動に資する実質的な意見交換を目的とした会合に付隨する懇談会であり、2で回答したところは③に記載するが④にもある。また、政務活動記録簿の報告のとおり、意見交換を実施。	2・3で説明したとおり、不當な支出とは言えない。	2・3で説明したとおり、不當な支出とは言えない。	
う22 佐々木幸士	54 調査研究費	4,000	東北学院仙台同窓会会長	東北学院仙台同窓会会員参加費	1a オ b	私学振興助成等について県政との関わりを持つ団体。	調査研究活動に資する実質的な意見交換を目的とした会合に付隨する懇談会であり、2で回答したところは③に記載するが④にもある。また、政務活動記録簿の報告のとおり、意見交換を実施。	2・3で説明したとおり、不當な支出とは言えない。	2・3で説明したとおり、不當な支出とは言えない。	

請求地	議員名	資料名	収支項目	政務調査費先当額 (円)	支出先	支出内容	主張 区分	団体の概要・県政との関わり	政務調査費充当の妥当性	請求人主張に対する駁回
う23 佐々木幸士	55 調査研究費	3,333 土井じおる連合後援会 チャレンジ21	土井じおる連合後援会 並びに新春の集い会費			土井とおる衆議院議員や異業種経営人で構成し、震災復興支援や県政との関わりを持つ団体。	カ	調査研究活動に資する実質的な意見交換を目的とした会合に付随する懇談会であり、国会議員による震災復興金取扱についての講話会等。(平成21年度政務活動費の使途確認においては①における当初予算や県民市町の復興計画について、要望活動の意見交換を実施。	2・3で説明したとおり、不當な支出とは言えない。	
う24 佐々木幸士	56 調査研究費	5,000 富城県美容業生活衛生同業組合仙台白石支部	新春祝賀パーティ会費	イア コ	「生活衛生関係商業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づく美容店オーナーを会員とする富城県美容生活衛生同業組合が所属する太白区支部。美容師人材育成や整容講習等を行ない、保健衛生や被災者支援支援や小規模事業者振興等県政との関わりを持つ団体。	富城県美容業生活衛生同業組合仙台白石支部	富城県美容業生活衛生同業組合仙台白石支部	調査研究活動に資する実質的な意見交換を目的とした会合に付隨する懇談会であり、2で回答したとおり公的性格をも有する団体。(平成21年度政務活動費の使途確認においては④における当初予算や県民市町の復興計画について、意見交換を実施。	2・3で説明したとおり、不當な支出とは言えない。	
う25 佐々木幸士	57 調査研究費	4,000 富沢少年野球クラブ	富沢少年野球クラブ結成 パーティ参加費	イエ 工 コ	富沢少年野球クラブが所属する会員団体。(平成21年度政務活動費の使途確認においては③における社会教育のあり方について意見交換・意見交換を実施。	富沢少年野球クラブ	富沢少年野球クラブ	調査研究活動に資する実質的な意見交換を目的とした会合に付隨する懇談会であり、2で回答したとおり要望を聞いていた学校体育施設の復旧状況について報告を受ける等学校が主な目的であったため計上。(平成21年度政務活動費の使途確認においては③における当初予算や県民市町の関わりを持つ団体)。	2・3で説明したとおり、不當な支出とは言えない。	
う26 佐々木幸士	58 調査研究費	3,333 仙台一高野球部OB広瀬 会事務局長	仙台一高野球部OB広瀬 会平成24年度総会費	オル	宮城県仙台第一高等学校OBが所属し、現役生徒の支援とOBの顕彰を目的にする会であり、県立第一高等学校等学校として、県政との関わりを持つ。	仙台一高野球部OB広瀬 会事務局長	仙台一高野球部OB広瀬 会平成24年度総会費	調査研究活動に資する実質的な意見交換を目的とした会合に付隨する懇談会であり、2で回答したとおり公的性格をも有する団体。(平成21年度政務活動費の使途確認においては④における当初予算や県民市町の関わりを持つ団体)。	2・3で説明したとおり、不當な支出とは言えない。	
う27 佐々木幸士	59 調査研究費	5,000 東北割烹研究会会長 四條公祭会費	第39回総会費	イア	調理師職業の人才培养や紹介、そして各種日本料理における料理解説並びに販売先販賣会員等に向けた講演会等について県政との関わりを持つ団体。	東北割烹研究会会長 四條公祭会費	第39回総会費	調査研究活動に資する実質的な意見交換を目的とした会合に付隨する懇談会であり、2で回答したとおり公的性格をも有する団体。(平成21年度政務活動費の使途確認においては④における当初予算や県民市町の関わりを持つ団体)。	2・3で説明したとおり、不當な支出とは言えない。	
う28 佐々木幸士	60 調査研究費	3,333 建設TG会		イエ 工	東北学院OBによる建設産業関連異業種経済人で構成し、主に私学振興会等や震災復興と社会資本整備にについて県政との関わりを持つ団体。	東北学院OB	第39回総会費	調査研究活動に資する実質的な意見交換を目的とした会合に付隨する懇談会であり、2で回答したとおり公的性格をも有する団体。(平成21年度政務活動費の使途確認においては④における当初予算や県民市町の関わりを持つ団体)。	2・3で説明したとおり、不當な支出とは言えない。	
う29 佐々木幸士	61 調査研究費	3,333 一水会会長	新年会会費	イab	中小・小規模事業者の異業種経済団体であり、県(地域)経済発展のための情報交換を行っており震災による直接被害や間接被害を受けた中小・小規模事業者等の県政との関わりを持つ団体。	一水会会長	新年会会費	調査研究活動に資する実質的な意見交換を目的とした会合に付隨する懇談会であり、2で回答したとおり公的性格をも有する団体。(平成21年度政務活動費の使途確認においては④における当初予算や県民市町の関わりを持つ団体)。	2・3で説明したとおり、不當な支出とは言えない。	

請求No.	講員名	資料No.	用途項目	政務調査費充当額 (円)	支出先	支出内容	主張区分	団体の概要・県政との関わり	政務調査費充当性	請求人主張に対する見解
う30	佐々木幸士	62	調査研究費	2,666	中野正志後援会	会費	力	中野正志参議院議員や異業種経営者で構成し、震災復興対策や県政全般において、県政との関わりを持った団体。	調査研究活動に資する実質的な意見交換を目的とした会合に付随する懇談会であり、国会議員との懇談会金額について意見交換を実施。(平成21年度政務活動費の使金確認においては③にあたる)また、政務活動記録簿の報告のおり、震災復興全般について、意見聴取 意見交換を実施。	調査研究活動に資する実質的な意見交換を目的とした会合に付隨する懇談会であり、県政執行部による教育振興、震災復旧復興について研修会を実施。(平成21年度政務活動費の使金確認においては①にあたる)また、政務活動記録簿の報告のおり、教育振興と震災復興支援について、研修会・意見交換を実施。
う31	佐々木幸士	63	調査研究費	3,333	一九会会長	教育長・経済商工観光部長との懇談会会費	ア	県政の発展と震災復興のあり方を調査研究する会であり、平成19年当選した他会派を中心とした県議会議員にて構成する会。	調査研究活動に資する実質的な意見交換を目的とした会合に付隨する懇談会について研修会を実施。(平成21年度政務活動費の使金確認においては①にあたる)また、政務活動記録簿の報告のおり、教育振興における学校教育と社会教育等について、研修会・意見交換を実施。	調査研究活動に資する実質的な意見交換を目的とした会合に付隨する懇談会について研修会を実施。(平成21年度政務活動費の使金確認においては①にあたる)また、政務活動記録簿の報告のおり、教育振興における学校教育と社会教育等について、研修会・意見交換を実施。
え1(追加)	佐々木幸士	446	調査研究費	4,000	次世代を育てる会	クライン孝子氏を中心に意見交換会	イエ	正しい歴史教育と次世代を担う者を教育・研修することを目的とし、異業種経営者や社会教育從事者等で構成し、学校教育・家庭教育・社会教育等振興において、県政との関わりを持つ団体。	震災復旧・復興・富県戦略の推進を目的として、構成は県議会議員から発生する手配を推進化し再利用するなどして震災復旧・復興等を行っている。	震災復旧・復興・富県戦略の推進を目的として、構成は県議会議員から発生する手配を推進化し再利用するなどして震災復旧・復興等を行っている。
え1	村上智行	65	調査研究費	5,000	富県政策研究会	意見交換会会費	イエ	県議会議員で構成しており、目的である県管理の下水道処理場から発生する手配を推進化し再利用するなどして震災復旧・復興等を行なっている。	ハイオマスク(菌)についての研究者、行政関係者等と在籍するからして該当しないものと考えている。	震災復旧・復興と富県戦略の推進を目的として、構成は県議会議員で復旧・復興等を行なっている。
え3	村上智行	67	調査研究費	3,333	みやぎハイオ研究会会長	意見交換会会費	アイ	県議会議員で構成しており、目的である県管理の下水道処理場から発生する手配を推進化し再利用するなどして震災復旧・復興等を行なっている。	ハイオマスク(菌)についての研究者、行政関係者等と在籍するからして該当しないものと考えている。	震災復旧・復興と富県戦略の推進を目的として、構成は県議会議員で復旧・復興等を行なっている。
え4	村上智行	68	調査研究費	3,333	くまがい大後援会会長	熊谷大と県議会議員の会会費	カ	県議会議員で構成しており、目的である県管理の下水道処理場から発生する手配を推進化し再利用するなどして震災復旧・復興等を行なっている。	ハイオマスク(菌)についての研究者、行政関係者等と在籍するからして該当しないものと考えている。	震災復旧・復興と富県戦略の推進を目的として、構成は県議会議員で復旧・復興等を行なっている。
え5	村上智行	69	調査研究費	3,333	みやぎハイオ研究会会長	意見交換会会費	アイ	県議会議員で構成しており、目的である県管理の下水道処理場から発生する手配を推進化し再利用するなどして震災復旧・復興等を行なっている。	ハイオマスク(菌)についての研究者、行政関係者等と在籍するからして該当しないものと考えている。	震災復旧・復興と富県戦略の推進を目的として、構成は県議会議員で復旧・復興等を行なっている。
え6	村上智行	70	調査研究費	3,333	竹内祐社務所	会費	キ	式典終了後の直会参加費です。	主たる目的が震災復旧・復興等であり政務活動費を充当することには妥当と考えている。	震災復旧・復興と富県戦略の推進を目的として、構成は県議会議員で復旧・復興等を行なっている。
え7	村上智行	71	調査研究費	4,000	宮城県隊友会会長	平成24年度宮城県隊友会年賀会会費	イエ	自衛隊OBを中心とした自衛隊活動のサポート地元住民への周知等と主催による県民を結ぶ活動を主に実施している。災害派遣等を通じて自衛隊員生活に貢献しており県防災・災害対策に貢献する団体関係者、関連団体との連携は必須と考えているから。	災害対策など県政との連携について隊友会自衛隊幹部各自治体幹部との意見交換が主たる目的であるので、政務活動費を充当している。	震災復旧・復興と富県戦略の推進を目的として、構成は県議会議員で意見交換などを開催し、県議会各種会議において提言等を行なっている。
え8	村上智行	72	調査研究費	5,000	都市計画研究会	意見交換会会費	イエ	主たる目的が震災復旧・復興等であり政務活動費を充当することには妥当と考えている。	震災復旧・復興と富県戦略の推進を目的として、構成は県議会議員で意見交換などを開催し、県議会各種会議において提言等を行なっている。	震災復旧・復興と富県戦略の推進を目的として、構成は県議会議員で意見交換などを開催し、県議会各種会議において提言等を行なっている。

請求番号	議員名	資料種別	用途項目	支出先	支出内容	主張区分	団体の概要・県政との関わり	政務調査費充当の妥当性	請求人・主張に対する見解
え9	村上智行	73 調査研究費	3,333 土井がどおる運合後援会チヤーンジ21	土井がどおる運合後援会	国会議員の後援会主催による国政報告会、意見交換会における意見交換や、時の場でもある「復旧・復興財源等の状況やや政務活動費を充當する。	力	主たる目的が復旧・復興について国の現状や県政一般にわたり意見交換の場であることから政務活動費を充當する。	実費は領収書の通りであり、社会通念上妥当なものと手引きに定められている。総額金も県政一般にわたり意見交換の場であり、支出においても範囲内で、主張には当たらないと考える。	実費は領収書の通りであり、社会通念上妥当なものと手引きに定められている。総額金も県政一般にわたり意見交換の場であり、支出においても範囲内で、主張には当たらないものと考える。
え10	村上智行	74 調査研究費	3,333 神道政治連盟宮城県本部議員連絡協議会	時局講演会懇親会会費	県議及び市町村議員等解決に向けて各種研修会、意見交換会等を開催するは妥当と考えている。	力	主たる目的が講演会や意見交換会にになっているので政務活動費を充當する。	実費は領収書のとおりであり、社会通念上妥当なものとして手引に定められている範囲であると考	実費は領収書のとおりであり、社会通念上妥当なものとして手引に定められている範囲であると考
え11	村上智行	75 調査研究費	5,000 県南議員会会長	県南議員会懇親会会費	県議会議員等が宮城県における現状と課題等について現状説明や意見交換を行っている。	ア	県議会議員等が宮城県議員会議員全員で行っている。	左記の通り、主張はあたらないと考	左記の通り、主張はあたらないと考
お2	細川雄一	77 調査研究費	3,333 くまがい大後援会会長	熊谷大と県議会議員の会	国会議員と県議会議員が国の予算や県の予算等について意見交換を中心に行う場に対し、充當することには妥当と考えます。	力	国会議員と県議会議員が国の予算や県の予算等について意見交換を中心に行う場に対し、充當することには妥当と考えます。	実質的な意見交換を行っており、主張はあたらないと考	実質的な意見交換を行っており、主張はあたらないと考
お4	細川雄一	79 調査研究費	5,000 宮城県護国神社	平成24年新春賀正札	国民と自衛隊のかかげ橋として相互の理解を深めるなどもに防衛意識の普及並びに防衛省の活動内容や実感実験することにより我が国の平和と安全に対する認識を高めることを目的とする。」とあります。」とあります。	キ	手引きによると、「会費(参加費)への政務活動費の充當に際しては、支出対象である団体の活動内容や実態が政務活動に適るものであり、実質的な意見交換が中核である場合に充當できるものとする。」とあります。」とあります。	左記の通り、主張はあたらないと考	左記の通り、主張はあたらないと考
お5	細川雄一	80 調査研究費	4,000 宮城県隊友会会長	平成24年度宮城県隊友会新年会祝賀会会費	宮民と自衛隊のつか組みの活動などを通じて、隊員の意識向上を図ることを目的としての意見交換が中心に行う場に対し、充當することは妥当だと考えます。	イa	手引きによると、「会費(参加費)への政務活動費の充當に際しては、支出対象である団体の活動内容や実態が政務活動に適るものであり、実質的な意見交換が中核である場合に充當できるものとする。」とあります。」とあります。	実質的な意見交換の場であり、主張はあたらないと考	実質的な意見交換の場であり、主張はあたらないと考
お6	細川雄一	81 調査研究費	5,000 都市計画研究会	意見交換会会費	都市計画等社会資源の取組みの現状と課題等についての議員に意見向上を図ることを目的としての意見交換が中心の中核である場であり、主張はあたらないと考	イb	手引きによると、「会費(参加費)への政務活動費の充當に際しては、支出対象である団体の活動内容や実態が政務活動に適るものであり、実質的な意見交換が中核である場合に充當できるものとする。」とあります。」とあります。	実態を伴う活動であり、事項は記載されているので主張はあたらないと考	実態を伴う活動であり、事項は記載されているので主張はあたらないと考
お8	細川雄一	83 調査研究費	2,000 宮城県隊友会若林支部会長	新年会会費	國民と自衛隊のかかげ橋として相互の理解を深めるなどもに防衛意識の普及並びに防衛省の活動内容や実感実験することにより我が国の平和と安全に対する認識を高めることを目的とする。」とあります。」とあります。	イa	手引きによると、「会費(参加費)への政務活動費の充當に際しては、支出対象である団体の活動内容や実態が政務活動に適るものであり、実質的な意見交換が中核である場合に充當できるものとする。」とあります。」とあります。	実質的な意見交換の場であり、主張はあたらないと考	実質的な意見交換の場であり、主張はあたらないと考
お9	細川雄一	84 調査研究費	4,666 宮城県美容業者医療生同業組合仙台若林支部会長	新年会会費	厚生労働大臣の認可を得て設立された美容室経営者に防衛意識の普及並びに防衛省の健全な発展に貢献するため技能振興事業並びに地域社会の健全な発展に寄与することを目的とした施設開設整備者等の福祉を増進する」とあります。」とあります。	イa	手引きによると、「会費(参加費)への政務活動費の充當に際しては、支出対象である団体の活動内容や実態が政務活動に適るものであり、実質的な意見交換が中核である場合に充當できるものとする。」とあります。」とあります。	実質的な意見交換の場であり、主張はあたらないと考	実質的な意見交換の場であり、主張はあたらないと考
か2	高橋伸二	86 調査研究費	3,333 フルカ会大河原支部支部長	懇談会費	厚生労働大臣の認可を得て設立された美容室経営者の養成のための活動を実施するための活動費を充當するべきである。主な構成員は自衛隊OBと当該団体の構成員等が主目的であり飲食費は主に当該団体の活動費ではないことから政務調査費の充當は妥当である。	イa	手引きによると、「会費(参加費)への政務活動費の充當に際しては、支出対象である団体の活動内容や実態が政務活動に適るものであり、実質的な意見交換が中核である場合に充當できるものとする。」とあります。」とあります。	実質的な意見交換の場であり、主張はあたらないと考	実質的な意見交換の場であり、主張はあたらないと考

請求№	講員名	資料№	便送項目	支出額 (円)	支払先	支出内容	主張 区分	団体の概要・県政との関わり	改修調査費充当の妥当性	請求人の主張に対する見解
き15	菊地恵一	112	調査研究費	4,000	一九会会長	企業局幹部との懇談会会 費	ア	県議会自由民主党会派内の当選3回2回生の県政に 対する研修会を開催し、他の議員を講師に研修会を開催し、その後、 改修調査費充当の目的として開催された。この件について、議員は実費相当分を予め確認のうえで微収しており。 その案件について、改修調査費用を予め負担することによって開催するべきである。	本件についての請求人の主張は、内容を錯誤したと思 われる。妥当性のない誤った判断での主張であると考え る。	本件についての請求人の主張は、内容を錯誤したと思 われる。妥当性のない誤った判断での主張である。
き16	菊地恵一	113	調査研究費	5,000	古川商工会議所青年部会 長	平成23年度1年月通常会 員総会後新年会費	ア	古川商工会議所青年部は古川商工会議所の下部組織として、地域の若き企業家が集う団体であり、年会ではあるが飲食を目的とした会合でもなく、同窓生たる懇親会議も開催される。改修調査活動の実質的内容が前述の通りであり、個人的な会合でもなく、請求人の主張には同意できない。	本件についての請求人の主張は、内容を錯誤したと思 われる。妥当性のない誤った判断での主張である。	本件についての請求人の主張は、内容を錯誤したと思 われる。妥当性のない誤った判断での主張である。
き17	菊地恵一	114	調査研究費	4,666	県庁古川高等学校同窓会 会長	懇親会参加費	乙 ク	前述の通り団体の会合であり、飲食を目的とした会合でもなく、同窓生たる懇親会議も開催される。改修調査活動の実質的内容が前述の通りであり、個人的な会合でもなく、請求人の主張には同意できない。	本件についての請求人の主張は、内容を錯誤したと思 われる。妥当性のない誤った判断での主張である。	本件についての請求人の主張は、内容を錯誤したと思 われる。妥当性のない誤った判断での主張である。
き18	菊地恵一	115	調査研究費	3,333	伊藤康志岩出山後援会会 長	新春「伊藤康志大崎市長 を囲む会」参加会費	カ	宮城県立の高等学校である古川高等学校の黒戸内による団体であり、同窓生の連携と母校の発展を目的とした会合であるが、本件の場合は、名目上は非公式な会合である。改修調査活動の実質的内容が前述の通りであり、個人的な会合でもなく、請求人の主張には同意できない。	本件についての請求人の主張は、内容を錯誤したと思 われる。妥当性のない誤った判断での主張である。	本件についての請求人の主張は、内容を錯誤したと思 われる。妥当性のない誤った判断での主張である。
き19	菊地恵一	116	調査研究費	5,000	七日町中央通り商店街振 興組合	新年会会費	イ a	大崎市岩出山地域の七日町商店街に存在する商店会、金成員として店舗を有する商店会組合であり、商店街の運営など様々な課題について意見交換・情報交換するため、年始の岩出山地元祭典と並んで、その復旧・復興に向けての支援活動を通じて県どちらかどりが深い。	本件についての請求人の主張は、内容を錯誤したと思 われる。妥当性のない誤った判断での主張である。	本件についての請求人の主張は、内容を錯誤したと思 われる。妥当性のない誤った判断での主張である。
き20	菊地恵一	117	調査研究費	5,000	古高県庁大崎会事務局	第33回古高県庁大崎会 総会会費	乙 ク	宮城県立の高等学校である古川高等学校の黒戸内による団体であり、同窓生の連携と母校の発展を目的とした会合で、特に大崎という地域において、同窓生にとって立場から、より身近な会である。改修調査活動の実質的内容が前述の通りであり、個人的な会合でもなく、請求人の主張には同意できない。	本件についての請求人の主張は、内容を錯誤したと思 われる。妥当性のない誤った判断での主張である。	本件についての請求人の主張は、内容を錯誤したと思 われる。妥当性のない誤った判断での主張である。
き21	菊地恵一	118	調査研究費	2,666	大崎市古川観光物産協会 会長	平成24年大崎市古川觀 光物産協会新年会懇親会 費	ケ	大崎市古川地域の観光と物産の進行を目的とした団体で、そのための活動を行っている。地域の物産と観光に開拓する人材、団体、個人が会員である。県内外から多くの県外の団体と連携する県外の団体と県内を中心とする県内の団体が強い。	懇親会という名前ではあっても飲食を主目的とした会合ではなく、その内容は情報交換・意見交換の場であつて、講演の場ではない。	本件についての請求人の主張は、内容を錯誤したと思 われる。妥当性のない誤った判断での主張である。
き22	菊地恵一	119	調査研究費	3,333	宮城県柔道整復師連盟委 員長	新年会会費	カ	柔道整復師としての職務を全うし、社会的責任を果たすために、社会的貢献などを目的とした団体である。改修調査活動の実質的内容が前述の通りであり、個人的な会合でもなく、請求人の主張には同意できない。	飲食を主目的とした会合ではなく、その内容は情報交 換・意見交換の場であり、請求人の主張には同意でき ない。	本件についての請求人の主張は、内容を錯誤したと思 われる。妥当性のない誤った判断での主張である。
き23	菊地恵一	120	調査研究費	3,333	一九会会長	教育長・経済商工観光部 長との懇談会会費	ア	県議会自由民主党会派内の当選3回2回生の県政に 対する研修会を開催し、他の議員を講師に研修会を開催し、その後、改修調査費用を予め負担することによって開催するべきである。	各議会毎にその時々にタイムリーな問題・課題に対し て改修調査費用を予め負担することによって開催され る。改修調査活動の実質的内容が前述の通りであり、個人的な会合でもなく、請求人の主張には同意できない。	本件についての請求人の主張は、内容を錯誤したと思 われる。妥当性のない誤った判断での主張である。
き24	菊地恵一	121	調査研究費	4,000	宮城県議会TG会会長	宮城県議会TG総会会費	ア イ a	当該団体は宮城県最大の私立学校である東北学院によく同窓会員による会員相互に研修会を開催し、その後、改修調査活動の実質的内容が前述の通りであり、個人的な会合でもなく、請求人の主張には同意できない。	前述の通り団体の会合であり、飲食を主目的とした会 合でも個人的な会合ではなく、その立場から県政問題につ いて意見交換の場とも言つても過言ではない。	本件についての請求人の主張は、内容を錯誤したと思 われる。妥当性のない誤った判断での主張である。
<1	寺澤正志	123	調査研究費	4,000	一九会会長	企業局幹部との懇談会会 費	ア	平成19年当選議員で結婚された。今後の議員活動を 行ううえで研鑽を積み、県民の生活の向上と県政改善を に努めたが。	議員の研究活動は、当然の事であるが、調査費は社会 進捗上必要であるので計上した。	議員の研究活動は、当然の事であるが、調査費は社会 進捗上必要であるので計上した。

請求番号	議員名	資料種別	用途項目	支出先	支外出内容	主張区分	団体の概要・県政との関わり	政務調査費充当の妥当性	請求人主張に対する見解
<2	寺澤正志	124 調査研究費	宮城県委員会	宮城県委員長	3,333 会員費	力	青少年健全育成と「文武両道」の考え方から、連盟との懇談	飲食を主目的ではない。問題調査をして要望など幅広い意見交換をしている。充當は妥当である。	医療性を持つた団体で多くの県民に声を聞き、県政に反映させる意味でも充當は妥当である。
<3	寺澤正志	125 調査研究費	多賀地区防衛協会会長	「國友連隊長を送るタペ」会員費	4,566 多賀地区防衛協会会長	コ	目的 国防、災害対応。活動内容 市民団体と共に、即応体制に後方支援等の活動と、運営幹部、県政との懇談を行う。主な構成員 多賀地区防衛協会会長、連隊長、連隊の方々には「東日本大震災」時には、屋敷を間わず救援にあつたいた事が大きい。	被災教援、支援・支援日に対する意味を考え、参加したことは妥当である。	不正当と言えない。
<1(追加)	寺澤正志	448 調査研究費	多賀城・七ヶ浜商工会	意見交換会	2,333 新春年賀の会会費	イa	市内の商・工・農・水の経済活性化。 会員一員どおり上記の目的で活動している。 今回は、震災直後の開催で参加者との意見交換(問 題調査、要望)を行った。	震災直後の会合であり充當である。	震災直後の会合であり充當である。
<2(追加)	寺澤正志	449 調査研究費	多賀城・七ヶ浜商工会	新新春年賀の会会費	2,000 新春年賀の会会費	イa	七ヶ浜町内の商工農水の経済活性化。 今回も震災直後の開催で参加者との意見交換(問 題調査、要望)を行った。	震災直後の会合であり充當である。	震災直後の会合であり充當である。
<3(追加)	寺澤正志	450 調査研究費	多賀城市建設組合組合長	組合長	3,333 多賀城市建設組合組合長	イa	地場産業の育成・経済活性化 会員一員どなりよ記念の目的で活動している。 会員は震災直後で被災者に対する支援復旧に尽力 組合長、役員、市民等	震災直後の会合であり充當である。 震災直後で被災者に対する支援復旧に尽力する。 このことから充當した。	震災直後の会合であり充當である。
<4(追加)	寺澤正志	451 調査研究費	多賀城市区長会会長	平成24年多賀城市区長会会費	4,000 平成24年多賀城市区長会会費	イa	行政区長が一箇間に会し、今回も特に災害復旧等につ いて意見交換を行った。	震災直後の会合であり今後の活動(支援復旧)につ いて意見交換(問題調査、要望)した。充當は妥当であ る。	震災直後の会合であり充當である。
付2	只野九十九	127 調査研究費	一九会会長	4,000 一九会会長	4,000 一九会会長	ア	県改選議員の調査 各部局の担当者との意見交換と事業の勉強 同会派の同期の議員などについてよく知ることができ た。	該当しない。 まず各部局との意見交換、勉強会がますますあることが前 提であるから。	見解の相違である。
二1	外崎浩子	128 調査研究費	自由民主党宮城支部連合会	1,333 合会	女性部代表者会議懇親会会費	カ	県内 様々な職業、年金の女性を養成員として、保守 層の有識者を招いての女性に関する政策についての 意見交換を行い、今後の県政においての活躍の元請 県議会議員としての光で輝を負いており構成員自 衛隊OBの方々が主であるが東日本大震災以来地域 において防犯防災のスペシャリストとして活躍して頂 いている県議会議員においてもその活動内容につ いて把握又改めて県政への意見を皓取する必 要	東日本大震災以来防犯防災は重要な課題であり特に 有識者との意見交換が非常に多くまちかいで 公的な助助などが即座に期待できないことから、意 見交換しながらの講義、作業の必要性があつたため 県議会議員としての光で輝を負いており構成員自 衛隊OBの方々が主であるが東日本大震災以来地域 において防犯防災のスペシャリストとして活躍して頂 いている県議会議員においてもその活動内容につ いて把握又改めて県政への意見を皓取する必 要	特に認識の相違と考える。
二2	外崎浩子	129 調査研究費	宮城県防災ボランティア会	2,333 青年会会員	5,000 青年会会員	イa	県議会議員としての光で輝を負いており構成員自 衛隊OBの方々が主であるが東日本大震災以来地域 において防犯防災のスペシャリストとして活躍して頂 いている県議会議員においてもその活動内容につ いて把握又改めて県政への意見を皓取する必 要	県内多くの会員が主であるが東日本大震災以来地域 において防犯防災のスペシャリストとして活躍して頂 いている県議会議員においてもその活動内容につ いて把握又改めて県政への意見を皓取する必 要	認識の相違。
二3	外崎浩子	130 調査研究費	宮城県宅地建物取引業協会	5,000 新年会会費	5,000 新年会会費	イa	県内における宅地建物取引業、不動産業に携わる 方々の会。東日本大震災以来みなし仮設の取扱いや被災者 東日本大震災などにむけての活動を行っており現に 現地の再建などにむけての万が一にむけたの認識。	開催名は新年会ではありますかが国会議員市 議会議員、市議会議員ともに少なくなく今後の県内被災地の 被災者に対する支援強化が求められていることから、意 見交換の相違。	開催名は県内多くの業者の会々が県議会議員市 議会議員などとしての活動を行っており現に 現地の再建などにむけての万が一にむけたの認識。
二4	外崎浩子	131 調査研究費	宮城県農業技術者会	5,000 社団法人	5,000 平成24年新年祝賀会会費	イa	県議会議員としての光で輝を負いており構成員自 衛隊OBの方々が主であるが東日本大震災以来地域 において防犯防災のスペシャリストとして活躍して頂 いている県議会議員においてもその活動内容につ いて把握又改めて県政への意見を皓取する必 要	名目においては新年会ではありませんが国会議員市 議会議員、市議会議員とともに、今後内閣被災地の 被災者に対する支援強化が求められていることから、意 見交換の相違。	名目においては新年会ではありませんが国会議員市 議会議員、市議会議員とともに、今後内閣被災地の 被災者に対する支援強化が求められていることから、意 見交換の相違。
二5	外崎浩子	132 調査研究費	宮城県県友会会長	4,000 宮城県県友会会長	平成24年新年祝賀会会費	イa	県内農業技術者の方々の集まり。県議会議員としての光 で輝を負っており構成員自衛隊OBの方々が主であるが 東日本大震災以来地域において防犯防災のスペシャリスト として活躍して頂いています。そのため、今後県内の防災政策に より強く意を用ひたいと想議する。	名目は新年会とはなっているが国会議員市議会議員 市議会議員、市議会議員ともに少く、今後内閣被災地の 被災者に対する支援強化が求められていることから、意 見交換の相違。	名目においては新年会ではありませんが国会議員市 議会議員、市議会議員ともに少く、今後内閣被災地の 被災者に対する支援強化が求められていることから、意 見交換の相違。
二6	外崎浩子	133 調査研究費	宮城県理容生活衛生同業組合泉支部	4,666 組合泉支部	4,666 新年会会費	イa	県議会議員とともに保険金議員として先 に保険金議員とおいての現状や人の命の確保な 問題についての意見交換、意見交換の必要性が 市政もあわせての政策立案の必要性がある。	県議会議員とともに保険金議員として先 に保険金議員とおいての現状や人の命の確保な 問題についての意見交換、意見交換の必要性が 市政もあわせての政策立案の必要性がある。	県議会議員とともに保険金議員として先 に保険金議員とおいての現状や人の命の確保な 問題についての意見交換、意見交換の必要性が 市政もあわせての政策立案の必要性がある。

請求№	議員名	資料№	使途項目	政務調査 費充当額 (円)	支出先	支出内容	主張 区分	団体の概要・県政との関わり	政務調査費充当の妥当性	請求人主張に対する見解
こ7	外崎浩子	134	調査研究費	5,000	仙台六組合同新年会実行委員会	新年会会費	イ a	県内における種類組合と関係業者の方々の構成する組合員の方々との面会時期が限られ、又、関係業者の伝統的食である分野での組合員数の減少や原料高騰などの問題などの意見聴取が必要。	組合員の方々との面会時期が限られ、又、関係業者の伝統的食である分野での組合員数の減少や原料高騰などの意見聴取が必要であるが、そのための出席が出来ない場合は、市議会議員としての出席が必要であると言及。認識の相違。	
こ8	外崎浩子	135	調査研究費	1,383	仙台市薬剤師会	新年度会費	イ a 工	県区内における薬剤師の方々の健康づくりに於ける市民の健康、県民の健康についての政策立案について意見聴取。	市議会議員とどちらに県民の健康について意見聴取、意見交換の必要性があると認識する。	
こ9	外崎浩子	136	調査研究費	666	自由民主党泉区支部	泉区支部総会会費	力	県区内における様々な層の皆様方が構成、区内において教育、防犯、等県政との政策立案に深い影響を及ぼす必要があります。意見聴取、意見交換の必要がある。	市議会議員とどちらに各種各層の方々から、意見を聽取する必要性があると認識。	
こ1 (追加)	外崎浩子	453	調査研究費	4,000	次世代を育てる会	懇話会費	イ b 工	県内における教育者、社会教育事業事務者の方々の組織、いじめ、不登校、学力向上における政策立案において意見聴取、意見交換の必要性	有識者を招いての講演会、主催の会においての意見交換をを行い、県政における教育分野、特に、性ありと認める意見を始め、学力低下の問題について出席の必要性ありと認識。	
さ3	石川光次郎	139	調査研究費	5,000	東北割烹研究会	定期懇会懇親会費	イ a	和食を通して日本の伝統文化を継承、普及、食文化の発展、県内生活衛生行政に深く寄与する問題で構成する団体。	和食を通じて日本の伝統文化を継承、普及、食文化の発展と生活衛生行政に深く寄与する問題で構成する団体。そうは思わない。	
さ4	石川光次郎	140	調査研究費	4,000	故片桐勝一氏を偲ぶ会実行委員会	故片桐勝一氏を偲ぶ会実行委員会費	イ a コ	県内トライアスロン競技大会運営における第一人者である氏が津波により亡くなり全国トライアスロン競技大会開催係員C氏の功績を讃美する会及びセキエ兵頭長はけい大会開催係員C氏の功績を讃美する会。	県内トライアスロン競技大会開催係員C氏の功績を讃美する会及びセキエ兵頭長はけい大会開催係員C氏の功績を讃美する会。そうは思わない。	
さ5	石川光次郎	141	調査研究費	5,000	仙台火曜会会長	ビアパーティチケット代	1ab コ	県政全般にわたり様々な勉強会を開催する会。	県政全般にわたり様々な勉強会を開催する会。このとおりで妥当	そうは思わない
さ6	石川光次郎	142	調査研究費	3,333	東北学院仙台同窓会会長	第32回TG交流チャリティーパーティチケット代	オ ab コ	東北学院の仙台在住者における同窓会であり、異業種交流を目的とした会。	東北学院の仙台在住者における同窓会であり、異業種交流を目的とした会。そうは思はない。	そうは思わない
さ8	石川光次郎	146	調査研究費	5,000	東北割烹研究会	後援キックオフバー	イ a コ	前出139に同じ。	前出139に同じ。	そうは思わない。
さ9	石川光次郎	147	調査研究費	3,333	みやぎバイオ研究会会長	みやぎバイオ研究会意見交換会会費	ア イ a コ	県管理の下水道処理場から発生する汚泥を施肥化し、再利用するなど、その実現のために研修活動を行つてゐる会。	県管理の下水道処理場から発生する汚泥を施肥化し、再利用するなど、その実現のために研修活動を行つてゐる会。前記の通り復興施策を論議するのが主であることを考慮する会。	そうは思わない。
さ10	石川光次郎	148	調査研究費	3,333	くまがい大後援会会長	熊谷大と県議会議員の会会費	カ	国議員後援会主席であるが、団体会員と県議会議員、民間人を交え、県政の諸課題について議論する会。	元国議員の後援会主席であるが、被災者を含めた民間人への震災復興支援のための諸課題を議論する会。前記の通り復興施策を論議するのが主であることを考慮する会。	そうは思わない
さ11	石川光次郎	149	調査研究費	2,000	中野正志後援会	会費	カ	仙台東北備給飴OBで組織する団体が主催する会で、陸上自衛隊員、民間人等多くの県民が国防、地域防災等議論する会。	仙台東北備給飴OBで組織する団体が主催する会で、陸上自衛隊員、民間人等多くの県民が国防、地域防災等議論する会。	そうは思わない
さ12	石川光次郎	150	調査研究費	3,333	東北輪椅処OB会長	創立記念会食代	イ ab 工	建設関連業界を、從事者の東北学院同窓会で組織する会が主催であるが、同窓会員と社会資本整備の諸課題を論議する会。	建設関連業界を、從事者の東北学院同窓会で組織する会が主催であるが、同窓会員と社会資本整備の諸課題を論議する会。	そうは思わない
さ13	石川光次郎	151	調査研究費	2,666	建設TG会	いも祭会会費	コ	2の通りであるので妥当と考える。	2の通りであるので妥当と考える。	そうは思わない
さ14	石川光次郎	152	調査研究費	3,000	東北学院ホームカミングデー	会費	イ a b オ	東北学院教職者、同窓生と私学振興と県発展の会の会員同窓生会の会員と私学振興する会。	東北学院教職者、同窓生と私学振興と県発展の会の会員同窓生会の会員と私学振興する会。	そうは思わない。
さ15	石川光次郎	153	調査研究費	3,333	仙台東橋新食業組合	レクリエーション代	エ コ	仙台市東部地区で種類飲食業を営む経営者の会。食品衛生等に貢献している団体。	仙台市東部地区で種類飲食業を営む経営者の会。食品衛生等に貢献している団体。	そうは思わない
さ16	石川光次郎	154	調査研究費	4,000	宮城県疗容生活衛生同業組合	尚志会純会費	イ ab オ コ	仙台三高等工業学校関係者も出席し、県内首長や全般にわたり議論する会。	仙台三高等工業学校関係者も出席し、県内首長や全般にわたり議論する会。	そうは思わない
さ17	石川光次郎	155	調査研究費	3,333	宮城県疗容生活衛生同業組合	宮城野支部・宮城野支部長	コ	疗容業経営者が、県議会議員と行政に密接に連携する会。	疗容業経営者が、県議会議員と行政に密接に連携する会。	そうは思わない。

請求地	議員名	資料No.	用途項目	政務調査費充当額 (円)	支払先	支出内容	主張区分	団体の概要・県政との関わり	政務調査費充当の妥当性	請求人主張に対する見解
さ18	石川光次郎	156	調査研究費	3,333	伊藤新治郎後援会	会費	力	仙台市議の後援会主催であるが、ほとんど人が津波被災者であり被災入居者である。生活再建の為の意見交換会である。	そうは思わない	そうは思わない
さ19	石川光次郎	157	調査研究費	5,000	雄承記念祝賀会	養田俊一郎幹事長住職裏表記念祝賀会費	イ a コ	参加者がほとんど津波被災者であり被災入居者である。被災会である。	そうは思わない	そうは思わない。
さ20	石川光次郎	158	調査研究費	4,000	宮城野ボールパーク推進協議会会長	合同例会兼忘年交流会会費	イ a	宮城野ボールパーク推進協議会と仙台駅東口商工事業協組の合同例会・交流会。	そうは思わない	そうは思わない。
さ21	石川光次郎	159	調査研究費	3,333	みやぎハイオ研究会会長	みやぎハイオ研究会意見交換会会費	ア イ a	(前出147に同じ)	(記載なし)	(記載なし)
さ22	石川光次郎	160	調査研究費	3,333	建設TG会	会費	1ab 工	(前出151に同じ)	(記載なし)	(記載なし)
さ23	石川光次郎	161	調査研究費	1,333	宮城ガラス群敷防止組合会長	忘年会費	イ a	災害時等ガラスの飛散を防止する為のガラスを普及させらるべく一段階を主として活動している。	そうは思わない。	そうは思わない。
さ24	石川光次郎	162	調査研究費	3,333	仙台火曜会会長	仙台火曜会特別集会費	イ ab	(前出141に同じ)	政策議論が主であるので妥当と考える。	(記載なし)
さ25	石川光次郎	163	調査研究費	4,666	江尻真太郎選手後援会事務局	江尻さんを支える異業種経営者等で組織され、スピードで組織されるべきである。	イ a 工	江尻選手に寄与する会。	そうは思わない。	そうは思わない。
さ26	石川光次郎	164	調査研究費	5,000	松良千廣先生監修帳章受章記念祝賀会事務局	私立校経営者であり教育者である松良さんと懇親会を開催する会。	イ a コ	私立校経営者であり教育者である松良さんと懇親会を開催する会。	2の通り私学振興を考えるのが主であり妥当と考える。	そうは思わない。
さ27	石川光次郎	165	調査研究費	5,000	宮城県護園会社	平成24年新春年賀会参加費	キ	新年互札年賀会参加費	宗教行事の初穂料は別途私費で支払っております。	そうは思わない。
さ28	石川光次郎	166	調査研究費	4,000	宮城県隊友会会長	平成24年度宮城県隊友会新年会費	イ a	自衛隊OB組織され地域と自衛隊のかけ橋となり地域の安全を確立することを目的とした団体。	そうは思わない。	そうは思わない。
さ29	石川光次郎	167	調査研究費	4,666	東北方面特科隊協力会会長	平成24年新春年賀会参加費	イ ab	(前出137に同じ)	宗教行事の初穂料は別途私費で支払っております。	そうは思わない。
さ30	石川光次郎	168	調査研究費	5,000	宮城県美容業生活衛生同業組合理事長	新春季親会会費	イ a	美容業界の現況と諸課題を考える会。	2の通り妥当。	そうは思わない。
さ31	石川光次郎	169	調査研究費	4,666	仙台火曜会会長	仙台火曜会懇親会費	イ ab	(前出141に同じ)	(前出141に同じ)	(記載なし)
さ32	石川光次郎	170	調査研究費	5,000	宮城県理容生活衛生同業組合管理部会長	理容仙台宮城野支部新年会費	イ a	(前出155に同じ)	(前出155に同じ)	(前出155に同じ)
さ33	石川光次郎	171	調査研究費	2,666	みやぎハイオ研究会会長	みやぎハイオ研究会意見交換会会費	ア イ a	(前出147に同じ)	(前出147に同じ)	(前出147に同じ)
さ34	石川光次郎	172	調査研究費	1,333	石ころの会	会費	イ ab 工	各地のランティア活動に参加する民間人やランティア団体。定期的に開催している。	2のとおり妥当	そうは思わない。
さ35	石川光次郎	173	調査研究費	5,000	チグレフォーラム	2012年「新春の集い」バーティー会費	カ	中小企業・小規模事業者・支援する、経営者団体	そうは思わない	そうは思わない。
さ36	石川光次郎	174	調査研究費	3,333	県民大会実行委員会	新年会会費	イ ab	我が國の建国を祝う県民の会。	そうは思わない。	そうは思わない。
さ37	石川光次郎	175	調査研究費	4,000	宮城野ボールパーク推進協議会会長	合同新年会懇親会会費	イ a	前出158に同じ)	(記載なし)	(記載なし)
さ38	石川光次郎	176	調査研究費	4,000	東北学院仙台同窓会会長	東北学院仙台同窓会総会費	イ a	前出142に同じ)	(記載なし)	そうは思わない。
さ39	石川光次郎	177	調査研究費	5,000	宮城県美容業生活衛生同業組合仙台宮城野支部	新年会会費	イ a	(前出155に同じ)	(記載なし)	(記載なし)

請求n.	議員名	資料№	使途項目	政務調査費(当額)(円)	支出先	支出内容	主張区分	団体の概要・県政との関わり	政務調査費充当の妥当性	請求人主張に対する見解
さ40	石川光次郎	178	調査研究費	3,333	石ころの会	会費	1ab 工	(前出172に同じ)	(記載なし)	(記載なし)
さ41	石川光次郎	179	調査研究費	5,000	土井とおる連合後援会 チヤンジ21	士井とおる連合後援会 チヤンジ21時局講演会 並びに新春の無い会費	力	代議士の後援会主催だが、国会議員の懇意もあるし、その後の交流会では多くの県民から広報活動や要望 懇がができる会	(10,000円を支出した理由) 会費10,000円と認識している。	そうは思わない。
さ42	石川光次郎	180	調査研究費	3,333	伊藤新治郎後援会	会費	力	(前出156に同じ)	(記載なし)	(記載なし)
さ43	石川光次郎	181	調査研究費	5,000	東北創流研究会会長	四條公祭会費	1a	(前出139に同じ)	(記載なし)	(記載なし)
さ44	石川光次郎	182	調査研究費	4,666	仙台市食品衛生協会会長 野区事務支部長	平成23年度實業交歓会・ 受賞者祝賀会費	1a コ	宮城野区区内で營業する食品関係経営者の金。 食品衛生行政に大きき寄与している。	そうは思はない。	そうは思わない。
さ45	石川光次郎	183	調査研究費	3,333	建設TG会 委員会	第39回経会会費 新年会会費	1ab 工	(前出151に同じ)	(記載なし)	(記載なし)
さ46	石川光次郎	184	調査研究費	5,000	仙台六組合同新年会実行 委員会	新年会会費	1a 工	仙台市内で組織する種類飲食業組合6団体の合同会 食品衛生等に大きく寄与している。	そうは思はない。	そうは思わない。
さ47	石川光次郎	185	調査研究費	3,333	一水会会长	新年会会費	1ab	異業種交流懇親会。	そうは思わない。	そうは思わない。
さ48	石川光次郎	186	調査研究費	666	自由民主党宮城野区支部 宮城野区支部幹会会費	新年会会費	力	改選支部	そうは思わない。	総会終了後の食事代。食事をとりながらの地域の諸 課題について、意見交換を行った。
さ49	石川光次郎	187	調査研究費	2,666	中野正志後援会	会費	力	(前出149に同じ)	(記載なし)	(記載なし)
さ50	石川光次郎	188	調査研究費	4,000	エネルギー・環境議員連 盟事務局長	山本拓矣議院議員との懇 談会会費	ア	会派政務調査会内の勉強会。	そうは思わない。	そうは思わない。
さ51	石川光次郎	189	調査研究費	3,333	神道政治連盟宮城県本部 議員連絡協議会	時局講演会懇親会会費	カ	日本の伝統文化を後世に正しく伝えることを目的にし た県内地方議員で組織する団体	そうは思はない。	そうは思わない。
さ53	石川光次郎	191	調査研究費	4,000	宮城県議会TG会会長	宮城県議会TG会会費	ア	東北学院出身の県議で組織し、私学振興を主に議論 議論が主であるので妥当。	そうは思わない。	そうは思わない。
さ54	石川光次郎	192	調査研究費	1,333	石ころの会	会費	1ab 工	(前出172に同じ)	(前出172に同じ)	(前出172に同じ)
さ1 (追加)	石川光次郎	454	調査研究費	3,333	大志の金事務局	大志の会例会会費	1ab 工	異業種経営者勉強会。県政、仙台市政の諸課題につ いて勉強する会。	2の通り妥当	そうは思わない。
さ2 (追加)	石川光次郎	455	調査研究費	5,000	宮城県セーリング連盟理 事長	2011イヤーエンドハイ テイ参加料	1a コ	県セーリング競技振興等懇談会。	2の通り妥当。	そうは思わない。
さ3 (追加)	石川光次郎	456	調査研究費	4,000	一水会会长	—	1ab 工	(前出135に同じ)	(前出135に同じ)	(前出135に同じ)
さ4 (追加)	石川光次郎	457	調査研究費	3,333	宮城県サッカー協会会長	平成24年新年会会費	1a	サッカー協議振興等議論する会	2の通り妥当。	そうは思わない。
さ5 (追加)	石川光次郎	458	調査研究費	2,000	宮城県ラグビーフットボ ル協会会長	新春懇談会参加費	1a ケ	ラグビー競技振興等を議論する会。	2の通り妥当。	そうは思わない。
さ6 (追加)	石川光次郎	459	調査研究費	2,666	東八番丁町内会	東八番丁町内会新年会費	1a	地域コミュニケーション強化・地域課題を議論する会。	2の通り妥当。	そうは思わない。
さ7 (追加)	石川光次郎	460	調査研究費	3,333	大町へその会	宮城県青年防衛協会新年 会・陸自自立新室との懇談 会	1ab 工	(前出138に同じ)	(前出138に同じ)	(前出138に同じ)
さ8 (追加)	石川光次郎	461	調査研究費	3,333	N. D. K仙台	新年会費	1ab	理容技術研鑽団体・業界の諸課題を議論する会。	2の通りであるので妥当。	そうは思わない。

請求№	議員名	資料№	用途項目	支払先	支出内容	主張区分	団体の概要・県政との関わり		改務調査費充当の妥当性	請求人主張に対する見解
							団体の概要	県政との関わり		
s9 (追加)	石川光次郎	462	調査研究費	3,333 宮城県トライアスロン協会 会長	全国有数私立高校のサッカーチームを応援する会	ケ	トライアスロン協賛費	平成24年度絆会会費(懇親会)	2のとおりであるので妥当	そうは思わない。
s10 (追加)	石川光次郎	463	調査研究費	4,000 常盤木学園サッカーチームを応援する会	全国有数私立高校のサッカーチームを応援する会	イロ ゴ	セッションパーティ参加費	年1回の大会に参加し、その活動内容を知る事で地域の商業活動やそれぞれの業種の動向、景気の流れを見る貴重な機会であり、妥当だと考える。	2の通りなので妥当。	そうは思わない。
s12	佐藤光樹	197	調査研究費	3,333 塩釜商工會議所青年部定期懇親会会費	宮城県議会議員として顧問として出席する。青年部の会員ではない為、公的なな議論として出席しない。	ケ	塩釜商工會議所青年部定期懇親会会費	年1回の大会に参加し、その活動内容を知る事で地元の商業活動やそれぞれの業種の動向、景気の流れを見る貴重な機会であり、妥当だと考える。	これまでの説明どおりで見解の相違と考える。	これまでの説明どおりで見解の相違と考える。
s13	佐藤光樹	197	調査研究費	4,666 東北学院福島ケ岡高等学校 同窓会	文部省などから県政に対する批判や要望を聞く重要な場所である。	オホ	文部省等で幅広い年代の方々や広範囲に亘る講演会や懇親会等で意見交換をしている。あくまでお詫びの言葉である。(議員になつた人が顧問に就任)	先程も主張した通り、この会合でしか会えない方々と出会える方々と語り交換している。その中の貴重な意見は、改務調査に活用するものと考える。	仙台・富谷を拠点に活動するプロのハーレーポールチームを応援しサポートする事は、仙台市内にとっても我々議員や住民にとっても重要な事であると考えます。	この機会にしか会えない運営会社、選手支援行政等と意見交換を行なった。
s14	佐藤光樹	198	調査研究費	5,000 仙台ベルファーユ激動会 仙台ベルファーユ激動会会員	仙台祭のプロのハーレーポールチームである。地元にとってスポーツのチームが豊富であると考へている。	イロ ゴ	宮城県議会議員OBと現職議員県庁執行部の参加者は、後輩への指導教育部門への意見交換がある。仙台市内在住の皆さん。経験あると考へる。	仙台・富谷を拠点に活動するプロのハーレーポールチームを応援しサポートする事は、仙台市内にとっても我々議員や住民にとっても重要な事であると考えます。	仙台・富谷を拠点に活動するプロのハーレーポールチームを応援しサポートする事は、仙台市内にとっても我々議員や住民にとっても重要な事であると考えます。	仙台・富谷を拠点に活動するプロのハーレーポールチームを応援しサポートする事は、仙台市内にとっても我々議員や住民にとっても重要な事であると考えます。
s15	佐藤光樹	199	調査研究費	4,666 宮城県議会OB会計担当	宮城県議会OBと現職議員県庁執行部の参加者は、後輩への指導教育部門への意見交換がある。仙台市内在住の皆さん。経験あると考へる。	アイ	宮城県議会OB会計担当者による立場として御参加されている。	宮城県議会議員特別会員として参加している。この機会がきっかけで自衛隊の活動や災害救助時にどのように対処すべきか指導して頂いております。	宮城県議会議員特別会員として参加している。この機会がきっかけで自衛隊の活動や災害救助時にどのように対処すべきか指導して頂いております。	宮城県議会議員特別会員として参加している。
s16	佐藤光樹	200	調査研究費	3,333 隊友会金支部長 平成24年隊友会塩釜会支部新年度懇親会費	自衛隊OBの集まりであり塩釜市内在住の皆さん。OBとのかけ橋の団体であり塩釜OBと宮城県議会OBとの間に震災対応における自衛隊との調整より地域と民間により生民この間わり等地域に密着した活動について、御指導頂いています。	イロ ケ	自衛隊OBの集まりであり塩釜市内在住の皆さん。OBとのかけ橋の団体であり塩釜OBと宮城県議会OBとの間に震災対応における自衛隊との調整より地域と民間により生民この間わり等地域に密着した活動について、御指導頂いています。	仙台・富谷を拠点に活動するプロのハーレーポールチームを応援しサポートする事は、仙台市内にとっても我々議員や住民にとっても重要な事である。	仙台・富谷を拠点に活動するプロのハーレーポールチームを応援しサポートする事は、仙台市内にとっても我々議員や住民にとっても重要な事である。	仙台・富谷を拠点に活動するプロのハーレーポールチームを応援しサポートする事は、仙台市内にとっても我々議員や住民にとっても重要な事である。
s17	佐藤光樹	200	調査研究費	3,333 塩釜商工會議所青年部 新年会会費	市内商業団体に属する45歳までの会員で構成されています。一方地場イベントや活動内容について教習講義など現職自衛隊OBとのかけ橋の団体であり塩釜OBとの間わり等地域に密着した活動について、御指導頂いています。	イロ ケ	この機会には、黒市町村隊友会員現職自衛官自衛隊員として防災訓練等、市内商業団体に構成される多くの団体と活動内容について教習講義など現職自衛隊OBとのかけ橋の団体であり塩釜OBとの間わり等地域に密着した活動について、御指導頂いています。	この機会には、黒市町村隊友会員現職自衛官自衛隊員として防災訓練等、市内商業団体に構成される多くの団体と活動内容について教習講義など現職自衛隊OBとのかけ橋の団体であり塩釜OBとの間わり等地域に密着した活動について、御指導頂いています。	この機会には、黒市町村隊友会員現職自衛官自衛隊員として防災訓練等、市内商業団体に構成される多くの団体と活動内容について教習講義など現職自衛隊OBとのかけ橋の団体であり塩釜OBとの間わり等地域に密着した活動について、御指導頂いています。	この機会には、黒市町村隊友会員現職自衛官自衛隊員として防災訓練等、市内商業団体に構成される多くの団体と活動内容について教習講義など現職自衛隊OBとのかけ橋の団体であり塩釜OBとの間わり等地域に密着した活動について、御指導頂いています。
s1	長谷川洋一	201	調査研究費	4,000 宮城県隊友会会長 平成24年宮城県隊友会新年会会費	社団法人宮城県隊友会は危機管理の専門家として防災対応する組織であり、下部組織として各市町村毎に構成される組織として、市町村長等約4,000人が参加し災害救助部があつて防災訓練等、市内商業団体に構成される多くの団体と活動内容について教習講義など現職自衛隊OBとのかけ橋の団体であり塩釜OBとの間わり等地域に密着した活動について、御指導頂いています。	イロ ケ	社団法人宮城県隊友会は危機管理の専門家として防災対応する組織であり、下部組織として各市町村毎に構成される組織として、市町村長等約4,000人が参加し災害救助部があつて防災訓練等、市内商業団体に構成される多くの団体と活動内容について教習講義など現職自衛隊OBとのかけ橋の団体であり塩釜OBとの間わり等地域に密着した活動について、御指導頂いています。	この機会には、黒市町村隊友会員現職自衛官自衛隊員として防災訓練等、市内商業団体に構成される多くの団体と活動内容について教習講義など現職自衛隊OBとのかけ橋の団体であり塩釜OBとの間わり等地域に密着した活動について、御指導頂いています。	この機会には、黒市町村隊友会員現職自衛官自衛隊員として防災訓練等、市内商業団体に構成される多くの団体と活動内容について教習講義など現職自衛隊OBとのかけ橋の団体であり塩釜OBとの間わり等地域に密着した活動について、御指導頂いています。	この機会には、黒市町村隊友会員現職自衛官自衛隊員として防災訓練等、市内商業団体に構成される多くの団体と活動内容について教習講義など現職自衛隊OBとのかけ橋の団体であり塩釜OBとの間わり等地域に密着した活動について、御指導頂いています。
せ2	池田憲彦	203	調査研究費	3,333 土井とおる連合後援会 チャレンジ21	10の復旧事業について研修する目的。この講演は3,1回に亘る連合後援会チャレンジ21時局講演会	カ	この機会には、黒市町村隊友会員現職自衛官自衛隊員として防災訓練等、市内商業団体に構成される多くの団体と活動内容について教習講義など現職自衛隊OBとのかけ橋の団体であり塩釜OBとの間わり等地域に密着した活動について、御指導頂いています。	1回に亘る連合後援会チャレンジ21時局講演会	1回に亘る連合後援会チャレンジ21時局講演会	1回に亘る連合後援会チャレンジ21時局講演会
せ3	池田憲彦	204	調査研究費	3,333 神道政治連盟宮城県本部議員連絡協議会	国民の課題について研修する目的。日本国を対極的に見、考えることで県政への参考になると考えます。	カ	市井とおる連合後援会チャレンジ21時局講演会	平成24年宮城県隊友会新年会会費	市井とおる連合後援会チャレンジ21時局講演会	市井とおる連合後援会チャレンジ21時局講演会
そ1	佐々木征治	205	調査研究費	3,333 横下開花亭 お食事代(異業種懇談会)	市井とおる連合後援会チャレンジ21時局講演会	カ	市井とおる連合後援会チャレンジ21時局講演会	市井とおる連合後援会チャレンジ21時局講演会	市井とおる連合後援会チャレンジ21時局講演会	市井とおる連合後援会チャレンジ21時局講演会
										県民の声を聞く機会としてどちらでいます。

請求No.	議員名	資料No.	使途項目	政務調査費先当額(円)	支出先	支出内容	主張区分	団体の概要・県政との関わり	政務調査費先当の妥当性	請求人主張に対する見解
そ2	佐々木征治	206	調査研究費	3,333	藤岡奈穂子選手新世界チャンピオン祝賀会実行委員会	藤岡奈穂子選手新世界チャンピオン祝賀会参加費	イa コ	大崎市の宝大使としても活動している藤岡選手の凱旋帰郷であり県議の肩書きが…同じ会員として期待している。	一個人としては参加にいたと思われる。参加者はもとより本人の県民に与える元気を期待している。	
そ3	佐々木征治	207	調査研究費	5,000	祝賀会実行委員会	受章祝賀会参加費	エコ	中央警察署長の候補祝賀会に出席した。出席者は、当時の県政に役立つものとして期待しており、公人であり、小学生も県議会議員の肩書きを持つことから、個人的な懇談会ではないと考えられる。	公人であつた方の絆物であり、公務奉仕も多分に亘つており、小生も県議会議員の肩書きを持つことから、個人的な懇談会ではないと考えられる。	見解の相違です
そ4	佐々木征治	208	調査研究費	4,000	宮城県隊友会大崎支部支部長	23年度年末懇話会会費	イa	当団体は自衛隊アスリートを含む、様々な団体で構成されている。地域や社会情勢や景気の動向などを熟知されており、地域の社会情勢や景気への影響などが多く聞かれることが多くなることから県政への要望などを大切にすべきと考え参加している。	地域の情報源として期待しており、意見交換の場として重要な懇談会であると考える。	見解の相違です
そ5	佐々木征治	209	調査研究費	3,333	みやぎバイオ研究所会会長	みやぎバイオ研究所会意見交換会会費	アイ	県議会議員で構成しており、バイオマス(菌)の増殖による汚物の処理が可能になることから県が管理するなど興味深いものがあり私の地元にある处理場でも可能なもののが、議会の一殷質問でもこの処理方法について提言したことがあります。	当時の研究機関が同席し、福島県原ノ町市の死亡牛の死因などについて説明を受けその実績などを元に議論しておける問題ではないと考える。	見解の相違である。
そ8	佐々木征治	213	調査研究費	2,000	宮城の復興を考える集い事務局	会議参加費	イab 工	3・11東日本大震災は、内陸部でも橋梁や道路、下水道、配管等にも甚大な被害をもたらしたことから宮内閣府内閣官房内閣提出議員による被災状況把握と下水道処理場から排出される汚泥を堆肥化するなどより汚物の処理が可能になることから県が管理するなど興味深いものがあり私の地元にある处理場でも可能なもののが、議会の一殷質問でもこの処理方法について議論したところがあります。	該当せません。広範にわたり政務調査活動の中でも、大震災の被害状況の調査、弁認謝持行為について問題があると考へることから妥当であると考える。	見解の相違である。
そ9	佐々木征治	214	調査研究費	2,666	みやぎバイオ研究所会会長	みやぎバイオ研究所会意見交換会会費	アイ	県議会議員で構成しており、バイオマス(菌)の増殖による汚物の処理が可能になることから県が管理するなど下水道処理場から排出される汚泥を堆肥化するなど興味深いものがあり私の地元にある处理場でも可能なもののが、議会の一殷質問でもこの処理方法について議論したところがあります。	該当せません。記載の通り、意見交換を主とした会合であり適正に充當している。	見解の相違である。
そ10	佐々木征治	215	調査研究費	3,333	故鎌戸弦一先生を偲ぶ会発起人会	故鎌戸弦一先生を偲ぶ会会費	イa コ	県議会副議長の趣旨を理解する集いで、県議会議員及び県幹部OB会であり、県政答辯会などは参考となりました。	飲食を伴うながら関係者との意見交換を実施しているのであり飲食を主目的とした会合ではないとしている。これまで鎌戸幹部OB会も合致するものである。	見解の相違である。
た1	安部孝	216	調査研究費	3,333	県庁松島会事務局長	平成22年度県庁松島会懇親会会費	イab 工	県議会副議長の後任である。県政答辯会などは参考となりました。	該当しません。2.で述べたとおり、それに基づく領収書もあり、不當な理由には当てはまらないと考えています。	見解の相違である。
た2	安部孝	217	調査研究費	2,000	宮城の復興を考える集い事務局	会議参加費	イab 工	東日本大震災の復旧復興及び宮城県の復旧復興に対する会であり、国会議員、地方議員等の関係者が集まって県内震災状況、緊急対応的な解説等をしており、目的に沿った活動をしていると認識しています。	該当しません。2.で述べたとおり、「政務活動費の手引」の第二条に合致するものであり、妥当と考へています。	見解の相違である。
た3	安部孝	218	調査研究費	2,000	自由民主党公鳥支部	松島町21世紀セミナー会会費	カ	自民党公鳥支部は、公的に認められた支部であり、特にエネルギー環境議員連絡会等について研修等を行つたところがあります。セミナー、講演会等について意見交換を行つた会と認識しています。	該当しません。2.で述べたとおり、「政務活動費の手引」の第二条に合致するものであり、妥当と考へています。	見解の相違です
た4	安部孝	219	調査研究費	4,000	エネルギー環境議員連絡会会費	山本栄三衆議院議員との懇談会会費	アイ	県議会派内の議員全員でつくる議員連盟であり、特にエネルギー環境議員連絡会等について研修等を行つたところがあります。	該当しません。2.で述べたとおり、「政務活動費の手引」の第二条に合致するものであり妥当と考へています。	見解の相違です
ち1	皆川章太郎	220	調査研究費	3,333	会計	加美理容組合会費	ケ	県議の立場から都内の理容業経営者各位との意見交換及び事業を通して地域社会更に県政の発展に貢献しています。	該当しません。県議会議員による再生可能なエネルギーであり、特定の政党の広報、意見交換等であり、不当な理由に当てはまらないと考えています。	見解の相違です

請求№	議員名	資料№	使途項目	政務調査費 費充当額 (円)	支出項目	支出先	支出内容	主張 区分	団体の概要・県政との関わり	政務調査費充当の妥当性	請求人主張に対する見解
ち2	皆川章太郎	221	調査研究費	2,000	鹿島神社	東日本震災復興祈願祭	左記のとおり地域課題主に大震災にかかる支援策等の意見交換の場であり調査費は妥当であります。	左記のとおり地域課題主に大震災にかかる支援策等の意見交換の場であり左記のとおり意見交換費は妥当であります。			
ち3	皆川章太郎	222	調査研究費	3,333	みやざき芸術振興懇親会事務局	芸術文化交流会費	県民会における芸術文化事業の向上発展を目標としている会に出席する意見交換会に参加して、より貴重な意見交換ができます。また、政務調査費は妥当であります。	県民会における芸術文化事業の向上発展を目標としている会に出席する意見交換会に参加して、より貴重な意見交換ができます。また、政務調査費は妥当であります。			
ち4	皆川章太郎	223	調査研究費	3,333	加美郡創連盟会長	平成23年度総会懇親会会費	時間の設定上飲食を伴う時間の為には妥当であります。	時間の設定上飲食を伴う時間の為には妥当であります。			
ち5	皆川章太郎	224	調査研究費	3,333	加美郡神社総代連合会	平成23年度加美郡神社総代連合会会費	意見交換会は貴重であり創連の向上及び青少年育成活動を通じて青少年のスポーツ向上をより図る為の会であり、意見交換会には次くことができるとあります。	意見交換会は貴重であり創連の向上及び青少年育成活動を通じて青少年のスポーツ向上をより図る為の会であり、意見交換会には次くことができるとあります。			
ち6	皆川章太郎	225	調査研究費	3,333	東北学院仙台同窓会会长	第32回TGS交流チャリティアバードチケット代	加美郡内に於ける連合会に際し、地元の祭り等に係る景品の取り組み等、意見交換を実現するには、意見交換会に参加する者と共に金を支払いました。	加美郡内の祭り等に係る連合会に際し、地元の祭り等に係る景品の取り組み等、意見交換を実現するには、意見交換会に参加する者と共に金を支払いました。			
ち8	皆川章太郎	227	調査研究費	3,333	みやざきハイオ研究所会長	TG卒業生による交流・意見交換会への参加でありハイオニアス卒業生の私学教育の役割・社会貢献への取り組み等に係る意見交換等は大切であります。	TG卒業生による交流・意見交換会への参加でありハイオニアス卒業生の私学教育の役割・社会貢献への取り組み等に係る意見交換等は大切であります。				
ち10	皆川章太郎	230	調査研究費	3,333	みやざきハイオ研究所会長	農業・畜産業等に於ける意見交換会に参加する事により、農業・畜産業等に於ける意見交換等は大切であります。	農業・畜産業等に於ける意見交換会に参加する事により、農業・畜産業等に於ける意見交換等は大切であります。				
ち13	皆川章太郎	233	調査研究費	2,000	宮城の復興を考える有志の会事務局	みやざきハイオ研究所会長	農業・畜産業等に於ける意見交換会に参加する事により、農業・畜産業等に於ける意見交換等は大切であります。	農業・畜産業等に於ける意見交換会に参加する事により、農業・畜産業等に於ける意見交換等は大切であります。			
ち14	皆川章太郎	234	調査研究費	4,666	宮城県議会OB会員会	第2回宮城県議会OB会員会	県議会の復興を考える有志の会事務局	県議会の復興を考える有志の会事務局は大切であります。	県議会の復興を考える有志の会事務局は大切であります。		
ち16	皆川章太郎	236	調査研究費	2,666	みやざきハイオ研究所会長	みやざきハイオ研究所会長	県議会の復興を考える有志の会事務局	県議会の復興を考える有志の会事務局は大切であります。	県議会の復興を考える有志の会事務局は大切であります。		
ち17	皆川章太郎	237	調査研究費	5,000	宮城県美容業生生活衛生同業組合仙台大白支部	新春のつどい会費	県議会の復興を考える有志の会事務局	県議会の復興を考える有志の会事務局は大切であります。	県議会の復興を考える有志の会事務局は大切であります。		
ち18	皆川章太郎	238	調査研究費	4,000	和光流佳境会	新春のつどい会費	県議会の復興を考える有志の会事務局	県議会の復興を考える有志の会事務局は大切であります。	県議会の復興を考える有志の会事務局は大切であります。		
ち19	皆川章太郎	239	調査研究費	3,333	宮城県柔道整復師連盟委員長	新春のつどい会費	県議会の復興を考える有志の会事務局	県議会の復興を考える有志の会事務局は大切であります。	県議会の復興を考える有志の会事務局は大切であります。		
ち21	皆川章太郎	241	調査研究費	4,000	エネルギー・環境議員連盟事務局長	山本拓矢議院議員との懇談会費	県議会の復興を考える有志の会事務局	県議会の復興を考える有志の会事務局は大切であります。	県議会の復興を考える有志の会事務局は大切であります。		
ち22	皆川章太郎	242	調査研究費	3,333	神道政治連盟宮城県本部議員連絡協議会	時局講演会懇親会会費	県議会の復興を考える有志の会事務局	県議会の復興を考える有志の会事務局は大切であります。	県議会の復興を考える有志の会事務局は大切であります。		

請求№	議員名	資料№	使途項目	支払額 (円)	支払先	支出内容	主張区分	団体の概要・県政との関わり	政務調査費充当の妥当性	請求人主張に対する見解		
ち23	皆川章太郎	243	調査研究費	4,000	宮城県議会TG会会長	東北学院出身者で構成されており宮城の教育私学振興の為の協議組合の共通認識及びその対応施策を検討するところが県の推進教育の向上に貢献いたしました。	ア 1a	東北学院私学が抱える問題大震災復旧対応等々意見交換は重要でありましたので、調査費の充当は妥当です。	前述のことからア、イに於いては、特に問題ではなく政務調査費の充当は妥当であるとの見解です。	見解の相違である。		
つ2	小野隆	246	調査研究費	3,333	仙台CNCへア技術集団	理容組合の青年達がヘア技術の研究組織として活動しておりこの日も①東北へアーコンクール参加にて全員との意見交換が行われた。②年達が考える理容業界の将来について意見交換をし、理容組合と非組合店の営業時間や大型の理容店との接觸について要望を託された。	イ a ク	飲食の目的には該当せず、意見交換が主であり政務調査としては妥当性がある。	見解の相違である。	見解の相違である。	見解の相違である。	
つ3	小野隆	247	調査研究費	2,333	泉区社会福祉協議会会長	地域福祉の先頭に立っている高齢者の見回り活動や町下能の意見交換を行った。①災害時のみならず、②地域を主に活動しているNPO、③NPOが主に活動の情報の収集を行った。	ケ	東日本大震災時、地域の「生の声」を聽くことができ、素早く県政に反映させた。	見解の相違である。	見解の相違である。	見解の相違である。	
つ4	小野隆	248	調査研究費	5,000	泉区柔道協会事務局	柔道協会は地域の子どもたちへ「スポーツ少年団柔道教室」で指導を行っている。 次回の点で意見交換を行っている。 ①柔道練習場の確保と震災対応について、外都講師の派遣について。	イ a	会費については「政務調査費の手引き」10ページの会費(参加費)の通り、按分して支出している。意見交換が主である。	見解の相違である。	見解の相違である。	見解の相違である。	
つ5	小野隆	249	調査研究費	5,000	松良千鷹先生監修著受 章記念祝賀会会費	私学振興について補助金の増加、県私学振興懇親会の内容について意見交換情報の収集がありました。	イ e コ	意見交換会が主であり「手引き」により按分して支出している。	見解の相違である。	見解の相違である。	見解の相違である。	
つ6	小野隆	250	調査研究費	4,000	宮城県隊友会会長	県内の自衛隊のO日で組織している。当日は、①復興支援ボランティア活動について、②自衛隊活動の後方支援について、意見交換をしている。 新潟県には、国金、県金、市会議員が入り地盤防災など、具体的な代表者など幅広い市会議員が入り地盤防災など、自衛隊と行政との関わりについて情報の収集をしている。	イ a	地域社会にとって自衛隊は各種災害支援等で貴重な存在となっている。	見解の相違である。	見解の相違である。	見解の相違である。	見解の相違である。
つ7	小野隆	251	調査研究費	5,000	宮城県同業組合	県内の中華関係業者の集まりであり、当日は、①震災に対する支援策について、②地盤地消の食材活用についてなど、意見交換をしている。当日は、①県農業技術センターと同様である。等を、意見交換した。	イ a	飲食の目的には該当せず、意見交換が主であり政務調査としては妥当性がある。参加費も按分して支出している。	見解の相違である。	見解の相違である。	見解の相違である。	
つ8	小野隆	252	調査研究費	5,000	仙台CNCへア技術集団	地域のスポーツ振興及び住民の健康保持のため、①2月4日体操施設災害時は研修会に開催について、②2月23日体操大会の開催準備について、③新アーススタイルの研究について等を、意見交換した。	イ a ケ	東日本大震災で、体育施設が大きく損傷し、練習権保有者が急な課題となっていました。また、その様な場合2ノ3苦しくは5,000円を上限とした。	見解の相違である。	見解の相違である。	見解の相違である。	
つ9	小野隆	253	調査研究費	2,000	仙台市泉区体育協会会長	日本政策センター代表の伊藤吉夫氏による「日頃見交換をしている県政発展のため、①2月4日体操施設災害時は研修会に開催について、②2月23日体操大会の開催準備について、③新アーススタイルの研究について等を、意見交換している。	ケ	議員有志の勉強会好気性ハクトリアによる有機物の分解等、汚染の処分などを実証実験している。また、その様な場合2ノ3苦しくは5,000円を上限とした。	見解の相違である。	見解の相違である。	見解の相違である。	
つ10	小野隆	254	研修費	3,333	神道政治連盟宮城県本部議員連絡協議会	議員有志の勉強会好気性ハクトリアによる有機物の分解等、汚染の処分などを実証実験している。また、その様な場合2ノ3苦しくは5,000円を上限とした。	カ	議員有志の勉強会好気性ハクトリアによる有機物の分解等、汚染の処分などを実証実験している。また、その様な場合2ノ3苦しくは5,000円を上限とした。	見解の相違である。	見解の相違である。	見解の相違である。	
て3	安藤俊哉	269	調査研究費	3,333	みやぎバイオ研究会会長	議員有志の勉強会好気性ハクトリアによる有機物の分解等、汚染の処分などを実証実験している。また、その様な場合2ノ3苦しくは5,000円を上限とした。	ア 1a	議員有志の勉強会好気性ハクトリアによる有機物の分解等、汚染の処分などを実証実験している。また、その様な場合2ノ3苦しくは5,000円を上限とした。	見解の相違である。	見解の相違である。	見解の相違である。	
て4	安藤俊哉	270	調査研究費	2,333	西村明宏白石市後援会	議員会会費	カ	議員会会費	議員会会費	見解の相違である。		

請求件	議員名	資料No.	用途項目	政務調査費(当額) 貢先(当額) (円)	支出先	支出内容	主張区分	団体の概要・県政との関わり	政務調査費充当の妥当性	請求人主張に対する見解
て5 安藤俊威	271 調査研究費	666 佐久間よしろう後援会会長	市議会議長の後援者の集まり、主として大平地区白石市民・地区役員、懇談会には市長や、地区の自治会長等の出席しておらず、地盤の課題は、県・市の役割前記の通り	力 後援会懇談会費				単なる決め付け。請求人の思い込み。自民党県民会議だけに対する悪意をねらった悪意あるいやがらせ。		
て6 安藤俊威	272 調査研究費	3,333 みやぎハイオ研究会会長	仙台地裁の判決文の中で、会合の目的にかからず、結果としての政務活動(公職や意見交換)を認められており妥当	ア イア ノ 269と同じ				単なる決め付け。請求人の思い込み。自民党に対する悪意を感じる。(他の政黨会派は請求しない)	No.269と同じ	
て7 安藤俊威	273 調査研究費	2,000 自民党越河部会長	仙台地区の自民党員、自民党白石支部の地域部会(白石市内自由党員の多い地区である)、懇談会には市長、市議員、議員も参加して意見交換に活用	カ 自民党部会総会会費				単なる決め付け。自民党に対する悪意を感じる。(他の政黨会派は請求しない)		
て8 安藤俊威	274 調査研究費	4,000 宮城県県友会会長	仙台地区の自民党員、自民党白石支部とのかけはり、地域課題や、県・市の役割調査の機会として意見交換に活用	カ 平成24年宮城県県友会会費				単なる決め付け。自民党に対する悪意を感じる。(他の政黨会派は請求しない)		
て9 安藤俊威	275 調査研究費	1,666 自由民主党白石支部会長	自衛隊OB・地賛同者・自衛隊支援と民間とのかけはり、地盤の課題や災害支援などさまざまな形で県政とかかわる。	カ 年次懇親会費				単なる決め付け。自民党に対する悪意を感じる。(他の政黨会派は請求しない)		
て10 安藤俊威	276 調査研究費	3,333 県庁白高会	政治の支部。他はNo.273と同じ。	カ 県庁白高会総会費				単なる決め付け。自民党に対する悪意を感じる。(他の政黨会派は請求しない)	No.270と同じ	
て11 安藤俊威	277 調査研究費	2,000 風間雅静後援会会長	白石高校、白石女子高校の卒業生の中でも県庁について意見交換する場、私は白高平ではないが、呼んでただけでいいがから、ただの同窓会でないし、私は同窓生ではないがから、悪意のいやがらせではないか	カ 地域課題について意見交換する場で意見交換のいい機会としてできるだけ出席している。				単なる決め付け。自民党に対する悪意を感じる。(他の政黨会派は請求しない)	他と全く同じ	
ど2 中村功	279 調査研究費	4,666 第2回宮城県議会OB会会費	県議OBと現職議員・県執行部との県政課題について意見交換。	カ 県議OBと現職議員・県執行部との県政課題について意見交換。				単なる決め付け。自民党に対する悪意を感じる。(他の政黨会派は請求しない)	No.270 27と同じ。	
ど3 中村功	280 調査研究費	3,333 鹿島台、南郷、松山電友会会長	震災復旧状況と安定供給について意見交換と時取及	カ 震災復旧状況と安定供給について意見交換と時取及				単なる決め付け。自民党に対する悪意を感じる。(他の政黨会派は請求しない)	見解の相違である。	
ど4 中村功	281 調査研究費	3,333 慶國記念の日を祝う宮城県民大会実行委員会	震災復旧状況と安定供給のために講演	カ 震災復旧状況と安定供給のために講演				単なる決め付け。自民党に対する悪意を感じる。(他の政黨会派は請求しない)	見解の相違である。	
ど5 中村功	282 調査研究費	3,333 民謡香濱会新生祈賀会費	地方の伝統文化と芸能を継承するために様々な活動を行なう。	カ 地方の伝統文化と芸能を継承するために様々な活動を行なう。				単なる決め付け。自民党に対する悪意を感じる。(他の政黨会派は請求しない)	見解の相違である。	
ど6 中村功	283 調査研究費	3,333 一九会会長	円滑な議会・会派を進めるための意見交換	カ 円滑な議会・会派を進めるための意見交換				単なる決め付け。自民党に対する悪意を感じる。(他の政黨会派は請求しない)	見解の相違である。	
な1 混美穂	284 調査研究費	3,333 くまがい大後援会会長	くまがい大後援会会員の意見交換会であり、主に参議院議員と県議会議員の意見交換会であり、東日本大震災の復旧・復興が進んでいない被災地東松島市等沿岸部の状況をくまがい議員に並べ、国の第三次補正予算への反映を要望しており、実質的な意見交換の場である。	ア 県議会議員の意見交換会				単なる決め付け。自民党に対する悪意を感じる。(他の政黨会派は請求しない)	見解の相違である。	
な2 混美穂	285 調査研究費	3,333 宮城県国防研究会会長	航空自衛隊松島基地が所在する東松島市屋外の県立防衛施設が衝突する事跡を機に、民間人が中心となり官城県国防研究会が設立され、日本の防備力等について勉強、研究を行っている。	カ 意見懇談会費				単なる決め付け。自民党に対する悪意を感じる。(他の政黨会派は請求しない)	見解の相違である。	

請求No.	議員名	資料No.	支払先	支出内容	主張区分	団体の概要・県政との関わり	改務調査費充当の妥当性	請求人主張に対する見解
な3 濱美穂	大塩地区コミュニティ協議会は、合併前の矢本町で一番最初に指定されておりますし、地区民全体が加入している。大塩地区センターワー連絡協議会は、6つの地区センターのまどめ後の組織である。両者は大塩地区の災害を被災した沿岸部住民の避難所も両者で運営したが、状況等を聴取。	286 調査研究費	2,050 大塩地区センター連絡協議会会長	平成23年度大塩地区センターワー連絡協議会会員費	イa	公的性格を有する大塩地区コミュニティ協議会及び大塩地区センターワー連絡協議会の一年間の行事や活動状況報告書と大塩災害復興課の状況を聴取しており、2,000円の支出は適正と考える。		
な5 濱美穂	東松島市の産・学・官の関係者が一堂に会し、新しい年間の展望や震災復興について語り合ふ旨は貴重としても実質的な意見交換を行っている。	288 調査研究費	3,353 東松島市商工会長	平成24年賀詞交歎金参加負担金	イa	市内のプレセティア内席で開催されており、東松島市の産・官の各界関係者が一堂に会し、新しい年間の展望や震災復興について語り合ふ旨は貴重としても実質的な意見交換を行っている。		
な6 濱美穂	東松島市赤井南区区長会は赤井南区の10人の全県管理の定川の震災復興・復旧事業の説明と意見交換を行っている。	288 調査研究費	3,353 南区区長会長	23年度南区区長会忘年会会費	イa	公的性格を有する赤井南区区長会(10人全員)で組織主催で県管理の定川復旧・復興の説明と意見交換及び地域行政の懇談であり、実質的な意見交換の場であり、3,333円の支出は適正と考えている。		
な7 濱美穂	東日本大震災当時の被災地支援の活動状況について説明すると共に、県管理の定川の震災復興等について説明している。	289 調査研究費	4,000 宮城県隊友会会長	平成24年宮城県隊友会新年祝賀会会費	イa	東日本大震災当時、隊友会の被災地支援の活動状況で実質的な意見交換の場であり、飲食を目的とした会合ではない。		
な8 濱美穂	矢本婦人会は東松島市が支援している女性団体であり、女性の社会参加の先駆役を担っている。東日本大震災では新潟自衛隊松島基地が所在し、隊友会会員も多く、東日本大震災当時は被災地で活動している。	290 調査研究費	2,000 矢本婦人会会計	矢本婦人会新年懇親会会費	イa	矢本婦人会は東松島市が支援している女性団体であり、女性の社会参加の先駆役を担っている。矢本婦人会は、航空自衛隊松島基地OBで組織されおり、松島基地と市民の架け橋の役割を担っている。航空自衛隊松島基地は東松島基地に所在し、国防の大工さん等で組織されている。		
な9 濱美穂	松島基地OB会は、航空自衛隊松島基地OBで組織されおり、松島基地と市民の架け橋の役割を担っている。航空自衛隊松島基地は東松島基地に所在し、国防の大工さん等で組織されている。	290 調査研究費	2,000 松島基地OB会会長	新年賀詞交歎会会代	イab	松島基地OB会は、航空自衛隊松島基地OBで組織されおり、松島基地同令の夫婦で開催されており、被災した航空自衛隊松島基地の復興状況、航空機の修理見通し等を取扱い、実質的な意見交換の場である。		
な10 濱美穂	東松島市矢木建設施設会は、建設団体が運営する施設を運営している。東松島市矢木建設施設会は、東松島市矢木建設施設会から県議会に對し、災害応急救援、土地利用地規制等市民生活にも大きな影響を及ぼす等の要望が出ている。	291 調査研究費	3,353 東松島市矢木建設施設組合組合長	23年度東松島市矢木建設施設組合新年会会費	イa	災害応急救援施設を運営する施設を運営している。災害応急救援施設は、建設団体が運営する施設を運営する施設で、災害応急救援施設は、矢木建設施設会が運営する施設である。		
な11 濱美穂	神道政治連盟は、県議及び市町村議員で構成されており、県政、県政運営や市町村が課題等解決に向けた各種研修会、意見交換会等の開催をしている。	292 研修費	3,353 神道政治連盟宮城県本部議員連絡協議会	時局講演会懇親会会費	力	神道政治連盟は、県議及び市町村議員で構成されており、県政、県政運営や市町村が課題等解決に向けた各種研修会、意見交換会等の開催をしている。		
に1 千葉達	若林区南村地区町内会連合会会長	3,353 面材地区町内会連合会会長	平成24年度東松島市矢木建設施設組合新年会会費	1a	主たる目的が団体からの要望満足・意見交換などつながる目的で、改務活動費を充当することは妥当と考えている。			
に2 千葉達	宮城県理容生活衛生同業組合仙台若林支部	4,000 宮城県議会TGC会会長	若林支部新年会会費	イa	主たる目的が団体からの要望満足・意見交換などつながる目的で、改務活動費を充当することは妥当と考えている。			
に3 千葉達	宮城県議会TGC会会長	4,000 宮城県議会TGC会会長	宮城県議会TGC会会費	ア	主たる目的が団体からの要望満足・意見交換などつながる目的で、改務活動費を充当することは妥当と考えている。			
ぬ2 仁田和廣	市議会議員を通じ、地域の方々とより深まった議論をするため、改務調査費の充当があると考えます。	3,350 調査研究費	1,333 ●	会費	工	市議会議員会であります。改務調査費の充当について議論するのに、改務調査費の充当があると考えます。		

請求id	議員名	資料no.	支金項目	政務調査費預当額 預先当額 (円)	支出先	支出内容	主張 区分	団体の概要・県政との関わり	政務調査費充当の妥当性		請求人主張に対する見解
									左記のとおりであり建設職の若手の方々との会話を題点を深めます。常任委員会での質問等でも業界の問題点を質問であります。	左記の記載の通りであり、主張は正しいと考えます。	
ぬ3	仁田和廣	331	調査研究費	3,333	多賀城市建設職組合 懇親会会費	イア	業界の現状を調査し問題点を深める。 又、常任委員会での質問等でも業界の問題点を質問であります。	左記のとおりであり建設職の若手の方々との会話を題点を深めます。常任委員会での質問等でも業界の問題点を質問であります。	左記の記載の通りであり、主張は正しいと考えます。	左記の記載の通りであり、主張は正しいと考えます。	
ぬ4	仁田和廣	332	調査研究費	4,000	多賀城市区長会長 会新年度会会費	イア	区長各氏は、住民との大事な接点であり情報を得る。	左記のとおり区長さん方と一緒に交換するために妥当と考えます。	左記の記載の通りであり、主張は正しいと考えます。	左記の記載の通りであり、主張は正しいと考えます。	
ぬ5	仁田和廣	333	調査研究費	3,333	社会政治連絡会議員連絡協議会 議員連絡会議員連絡会	イア	県議及び市町村議員から構成しております県政の課題や市町村との意見交換会等の開催をしています。	主たる目的が後援会と意見交換会になつていてので地域と密着して活動して活動するために妥当と考えます。	左記のとおり政務調査費を充当するのは妥当と考えます。	左記のとおり政務調査費を充当するのは妥当と考えます。	
ぬ6	仁田和廣	334	調査研究費	4,666	多賀地区防衛協会会長 会費	コ	「團友連隊長を送るタペ」	地区防衛協会に地元と自前隊の協力の会であり防衛の大きさを説明する理由である。	左記のとおり妥当だと思います。	左記のとおり妥当だと思います。	
ね1	藤倉知裕	335	調査研究費	2,000	宮城の復興を考える集い 事務局	イア 工	会員参加費	復旧復興の加速化を目的とする県政と国政に関わる活動内容は当該目的達成のため県政と国政との連携の情報交換である。	実質として大震災からの復旧復興の着実な推進と加速化を目的とした会合であり、その目的に沿った政務調査費の充当は妥当な意見である。	実質として大震災からの復旧復興の着実な推進と加速化を目的とした会合であり、その目的に沿った政務調査費の充当は妥当な意見である。	
の4	相沢光哉	338	調査研究費	5,000	宮城県護國神社社務所	玉串料	(支出金額の内容等について説明願います。)	宗教祭祀(祈情・奉納等)だけであれば先ずすべきであるが、玉串料の名義においては、春季例祭の会費的性質を有し、直会において出席者(100名以上)と国政、県政に関する意見交換の貴重な機会等となっている。	宗教団体は協議宣佈・儀式執行などの特定の宗教活動を行うが、当該団体はわが国の歴史・伝統・文化に根ざした活動の主体の一つであり、多数の信者とのつながりがある。また、政教分離は宗教の政治への過度な干渉を禁するもので、宗教団体の活動そのものが世界のほぼ全ての国家が認めている。	宗教団体は協議宣佈・儀式執行などの特定の宗教活動を行うが、当該団体はわが国の歴史・伝統・文化に根ざした活動の主体の一つであり、多数の信者とのつながりがある。また、政教分離は宗教の政治への過度な干渉を禁するもので、宗教団体の活動そのものが世界のほぼ全ての国家が認めている。	
の8	相沢光哉	340	調査研究費	1,333	仙台オペラ協会	平成23年度懇親パーティー 会費	336参照	該当しない。約60名の参加者とオペラを中心とした文化活動に際し意見交換を行うことは十分妥当性があり、按分計算上でも有る。	団体の理事として出席。主張区分: ケの対象として、意味が不明、多様な意見交換の場合は政務調査活動に十分かならない。	団体の理事として出席。主張区分: ケの対象として、意味が不明、多様な意見交換の場合は政務調査活動に十分かならない。	
の9	相沢光哉	341	調査研究費	5,000	亀山八幡宮代表役員	玉串料、酉会料	キ	(支出金額の内容等について説明願います。)	338に記載の通り。	338に記載の通り。	
の10	相沢光哉	341	調査研究費	5,000	松尾神社	例祭玉串料	キ	(支出金額の内容等について説明願います。)	338に記載の通り。	338に記載の通り。	
の11	相沢光哉	342	調査研究費	5,000	クリスロード商店街振興組合 管理事長	会費	ケ	団体は仙台市中心部に位置する商店街振興組合で年1回の総会後の懇親会に仙台市担当局代表らと共に招かれている。商況や消費動向等貴重な情報収集の場である。	主張区分: ケを主張しているが、的にはそれと違う。出席者は団体顧問として(意の為、顧問料等は一切ない。)	主張区分: ケを主張しているが、意見交換等による政務調査活動として極めて妥当。	
の13	相沢光哉	344	調査研究費	5,000	仙台駅前商業会会長	平成23年度絆会懇親会 会費	イア ケ	342に記載の通り(同等の内容)	342に記載の通り。	338に記載の通り。	
の14	相沢光哉	345	調査研究費	5,000	大和教育本行	玉串料	キ	(支出金額の内容等について説明願います。)	338に記載の通り。	338に記載の通り。	
の16	相沢光哉	347	調査研究費	3,333	おおまち商店街振興組合 理事長	通常総会懇親会会費	ケ	342に記載の通り(同等の内容)	342に記載の通り。	342に記載の通り。	
の17	相沢光哉	348	調査研究費	5,000	青葉神社社務所	初穂料	キ	(支出金額の内容等について説明願います。)	338に記載の通り。初穂料は玉串料と同様。	338に記載の通り。	

請求No.	議員名	資料No.	用途項目	政務調査費充当額(円)	支出先	支出内容	主張区分	団体の概要・県政との関わり	政務調査費充当の妥当性	請求人主張に対する見解
の18	相沢光哉	349	調査研究費	2,000	本町商店街振興組合理事長	本町商店街振興組合理事会 懇親会会費	ケ	342に記載の通り(同等の内容)	342に記載の通り。	342に記載の通り。
の20	相沢光哉	351	調査研究費	3,333	みやぎ芸術振興應援会事務局	芸術文化交流会費	ア	東日本大震災後長期間館が休業している東京工レクト ロンホール宮城の抜本的リニューアル化について 芸術振興プロボーサル関係者との意見交換会。	該当しない。活動内容でかつ按分計上により妥当性は 2に記載の通りである。	主張区分:アにより不适当と主張しているが会員の日 常活動内容との関わり費用按分計上等から正當な ものである。
の22	相沢光哉	353	調査研究費	3,333	仙台市食品衛生協会	平成23年度通常総会会費	ケ	食の安心安全に寄与する団体として公益社団法人、 (現在)の事業活動を行っている。	該当しない。食品衛生行政に関わる情報収集に寄与 する立場は一切ない。	請求人の主張区分:ケ)は団体の実体と目的、 活動内容から見て除外のものと思う。参加の立場は固 体顧問(会の為、顧問料等は一切ない。)
の24	相沢光哉	355	調査研究費	3,333	日本李登輝友の会宮城県支部	許世楷先生を囲む夕食会	ケ	日本李登輝友の会宮城県支部は、大震災後多くの窓口として各事業 支機をもつた台湾との窓口の一つとして、各事業 業の震開をサポート、台北駐日经济文化代表处元代 表許世楷氏の来県に合わせ夕食会を開催した。	該当しない。幹事を招いての会合趣旨・費用の按分計 上などから妥当性が高い。	請求人の主張は的外れである。
の25	相沢光哉	356	調査研究費	5,000	宮城県麻雀段位審査会	大会懇親会	ケ	団体は宮城県麻雀業組合連合会と同一で、年に6～ 8回県民市民を対象とした大会を開催している。毎年 各地で開かれるなんばんにんじン参加競技の一つでもあ り、高齢者や女性を中心とした健康麻雀の推進団 体。政務調査実績報告書(H23.6.19)参照。	該技に参加する費用ではなく、団体関係者(10～20 名)との団体活動の趣旨を生かす意見交換の場であり、按分計上により妥当性が高 い。	請求人の主張はあたらない。なお、参加の立場は組 合顧問(県議・仙台市議各1名)
の26	相沢光哉	356	調査研究費	3,333	肴町肴類会長	肴町会懇親会費	ケ	団体は青葉区大町地区の町内会の一つで住民意識 の駆除や県政闘争への要望・意見をうがうがしくし て運営している。終会後の懇親会に顧問として出席。政 務調査実績報告書(H23.6.19)参照。	該当しない。金会の内容及び按分計上から妥当性は 該技に参加する費用ではなく、団体顧問として出席は 主張は見当違いと思う。	主張は見当違いと思う。
の27	相沢光哉	357	調査研究費	5,000	東北割烹研究会	定期総会懇親会費	ケ	政務調査実績報告書(H23.6.19)参照。団体は調理師 団体の一つで、主に和食(日本料理)調理師によって 構成されている。	該当しない。政務調査費を充当するに足る金会の目 的・内容があり、かつ按分計上により妥当性が確保さ れている。	主張はあたらない。出席の立場は団体顧問。
の28	相沢光哉	358	調査研究費	5,000	宮城県クリーニング生活衛生同業組合	23年度懇親会会費	イョ ケ	県内13業種の生活衛生同業組合の1つ。 政務調査実績報告書(H23.6.26)参照	該当しない。 357に記載の通り(同等の内容)	出席の立場は団体顧問。
の29	相沢光哉	359	調査研究費	3,333	東北学院仙台同窓会会長	第32回TG交流チャリティ ビアバーティナイト	オ ab コ	東北学院同窓会(例えは県庁TG会、県議TG会など) の一つで仙台地区を基盤としている。	該当しない。会会の内容及び按分計上により妥当性 は確保されている。	請求人は主張区分:オabと主張しているが、チャリ ティー費付ではなく会会費用であることは明らか。多 数の参會者と国政県政等の意見交換の場であり、請 求人の主張は誤り。
の30	相沢光哉	359	調査研究費	5,000	宮城県綿類飲食業生活衛生同業組合	第53回定期総会会費	イョ ケ	PTA、学区内社協、町内会、日赤奉仕団等の人々が 参加する会合であり、初等教育や子ども達の詰諭面 について意見交換が行われた。県政との関わりが多い。	該当しない。会会の内容及び按分計上により妥当性 は確保されている。	357に記載の通り(同等の内容)
の31	相沢光哉	360	調査研究費	4,000	立町小学校PTA	立町小学校PTA懇親会「参加費」	コ	PTA、学区内社協、町内会、日赤奉仕団等の人々が 参加する会合であり、初等教育や子ども達の詰諭面 について意見交換が行われた。県政との関わりが多い。	該当しない。会会の内容及び按分計上により妥当性 は確保されている。	356に記載の通り。(同等の内容)
の32	相沢光哉	361	調査研究費	3,333	本町新光町内会会長	会費	イョ ケ	356に記載の通り。(同等の内容)	356に記載の通り。	356に記載の通り。
の33	相沢光哉	361	調査研究費	2,666	宮城県日台親善協会	参加費	ケ	352に記載の通り。	352に記載の通り。	団体での役職は会長職。

請求№	議員名	資料№	使金項目	政務調査費 額充当額 (円)	支出先	支出内容	主張 区分	団体の概要・県政との関わり	政務調査費充当の妥当性	請求人主張に対する見解
の34	相沢光哉	362	調査研究費	666 鈴木しげお連合後援会	<さやの金会費		力	仙台市議会議員主権の会合であるが、約100名の参考者との意見交換の実施があり、県政に対する質問、会合の内容、按分計上から妥当性は十分確保されている。	主張区分：力は、いわゆる税金で購入しているのだから政黨活動（本件は市議による議員活動）に支出すべきではないとの意味合いと思うが、政治は生きた社会の多様な国民市民の意見や説明権の上に成り立ついるのである。一方強制選挙家ならいざ知らず、議員の調査活動の分野対象を制限するのではなく、その実体の可否を問はず、666円の支出に対し、このよほな主張をすること自体、また監査課務局が何らのチェックを加えず（判断なし）審議の提出を求めることに議員監査委員経験者として疑問を感じる。	
の35	相沢光哉	363	調査研究費	5,000 名掛丁商店街振興組合理事長	税会会費	イ a ケ	342に記載の通り(同等の内容)	342に記載の通り(同等の内容)	342に記載の通り(同等の内容)	
の36	相沢光哉	364	調査研究費	5,000 要石神社社務所	初穂料、	キ	(支出金額の内容等について説明願います。)	338に記載の通り(同等の内容)	338に記載の通り(同年の内容)	
の37	相沢光哉	365	調査研究費	5,000 公平有史氏受章祝賀会実行委員会委員長	受章祝賀会参加費	コ	政務調査実績報告書(H23.7.30)参照。	該当しない。会合の内容及び按分計上から妥当性は確保されている。	該当しない。会合の内容より妥当性は確保されない。	
の38	相沢光哉	366	調査研究費	5,000 青葉城本丸講講長	会費	コ	青葉城本丸講は毎年夏祭りを主催しており、約400名の参加者がある。大震災後の復旧復興等に貢献した団体や小学校PTA関係者等も出席する。	該当しない。会合の内容及び按分計上により妥当性は確保されている。	該当しない。会合の内容より妥当性は確保されない。	
の39	相沢光哉	367	調査研究費	5,000 立町地区町内会連合会	総会懇親会費	イ a ケ	256に記載と同じ(同年の内容)青葉区立町地区前内会連合会の会合には社会福祉団体や小学校PTA関係者等も出席する。	該当しない。会合の内容及び按分計上から妥当性は確保されている。	該当しない。会合の内容より妥当性は確保されない。	
の40	相沢光哉	368	調査研究費	5,000 仙台傳司会	例会費	イ b ク	仙台傳司会は昭和63年に発足した若手経営者の集まりで、多種多様な職業人（次男以下であることが資格要件）で成り立っている。会員数約40名。	該当しない。会合の内容及び按分により妥当性は確保されている。	該当しない。会合の内容には当たらない。	
の41	相沢光哉	369	調査研究費	3,333 宮城県日台親善協会	懇談会会費	ケ	(支出金額の内容等について説明願います。)	361、352に記載の通り。	361、352に記載の通り。	
の42	相沢光哉	370	調査研究費	5,000 大崎八幡宮	玉串料	キ	338に記載の通り(同年の内容)	338に記載の通り(同年の内容)	338に記載の通り(同年の内容)	
の43	相沢光哉	371	調査研究費	5,000 宮城県護国神社社務所	玉串料	キ	(支出金額の内容等について説明願います。)	338に記載の通り(同年の内容)	338に記載の通り(同年の内容)	
の44	相沢光哉	372	調査研究費	5,000 大崎八幡宮	平成23年例大祭獻饌式玉串料	キ	(支出金額の内容等について説明願います。)	338に記載の通り(同年の内容)	338に記載の通り(同年の内容)	
の45	相沢光哉	373	調査研究費	5,000 東北熱蒸研究会	鳴原支那キックオフパーティ会費	イ a ケ	357に記載の通り(同年の内容)	357に記載の通り(同年の内容)	357に記載の通り(同年の内容)	
						コ	357に記載の通り	357に記載の通り	357に記載の通り	

請求No.	議員名	資料No.	用途項目	支出額 元当額 (円)	支出先	支出内容	主張 区分	団体の概要・県政との関わり	政務調査費充当の妥当性	請求人主張に対する見解
の46	相沢光哉	374	調査研究費	3,333	みやぎハイオ研究会会長 みやぎハイオ研究会会員	みやぎハイオ研究会意見 交換会会費	ア イ	当該団体は微生物の発酵作用による汚泥や有機物処理に關しての特許案件を基に農地改良や環境改善をはかる研究团体で県議約10名が参画している。大震災後の指定廃棄物処理についても堆肥化などの手法等を調査研究している。	該当しない。会合の内容及び按分計上から妥当性は確保されてい。会合の主張は的外れである。	請求人の主張は的外れで、実体について不認識といわざるを得ない。
の47	相沢光哉	375	調査研究費	5,000	三栄会社前商店街振興組合理事長	平成23年三栄会観月会 会費	コ	仙台市中心部商店街7棟奥組合及び仙台市関係者で構成され、年2回懇親会に招かれている。仙台市の商工会議員との国政・県政上の諸問題に関する意見交換の場であり、会費の按分計上は許容される範囲内であるが、費用の元当はないと判断した。	該当しない。会合の内容及び按分計上から妥当性は確保されている。	請求人の主張は的外れで、実体について不認識といわざるを得ない。
の49	相沢光哉	377	調査研究費	3,333	三栄会社前商店街振興組合理事長	熊谷大と県議会議員の会 会費	カ	泰陽院議員との国政・県政上の諸問題に関する意見交換の場であり、会費の按分計上は許容される範囲内であるが、費用の元当はないと判断した。	該当する後援会活動は、政治家の後援会活動に資するものであるから政務調査費の元当はないが、本件は國会議員と県議の意見交換の場であり、按分計上からの元当はできると判断した。	3に記載の通りの考え方を持つが、請求人の主張は見の分かれる处と思う。
の50	相沢光哉	378	調査研究費	5,000	青葉神社社務所	玉串料	キ	(支出金額の内容等について説明願います。)	338に記載の通り(同等の内容)	338に記載の通り(同等の内容)
の51	相沢光哉	379	調査研究費	2,666	東北学院中・高校同窓生 親睦ゴルコンペ懇親会 代表	東北学院中・高校同窓生 親睦ゴルコンペ懇親会 会費	コ	ゴルコンペ競技には参加しなかったが、仙台市内祥華館で開催された懇親会には出席した。大震災後の復旧復興等に關しての意見交換があつた。出席者約20名	該当しない。会合の内容及び按分計上から妥当性は確保されている。	請求人はリクリエーションの会合と判断したものと思うが、会合の内容から政務調査費の対象(按分あり)となりうると判断
の52	相沢光哉	380	調査研究費	3,333	東北方面後方支援隊	祝賀会食	イab 工	陸上自衛隊東方方面後方支援隊祝賀会に出席(協力会員として)自衛隊は東日本大震災発災時以降県内外において多大の貢献があり、救助活動等に關して意見交換や説明を受けた。	該当しない。会合の内容及び按分計上により妥当性を確保。	請求人の主張は何を意図しているのか理解ができない。
の53	相沢光哉	381	調査研究費	5,000	桜岡大神宮	例祭初穂料	キ	(支出金額の内容等について説明願います。)	338に記載の通り(同等の内容)	338に記載の通り(同等の内容)
の54	相沢光哉	382	調査研究費	5,000	宮城県護國神社社務所	玉串料	キ	(支出金額の内容等について説明願います。)	338に記載の通り(同等の内容)	338に記載の通り(同等の内容)
の55	相沢光哉	383	調査研究費	4,000	仙台體罰会	例会費	イ ク	(支出金額の内容等について説明願います。)	338に記載の通り(同等の内容)	338に記載の通り(同等の内容)
の56	相沢光哉	384	調査研究費	2,000	美質義塾	国策セミナー	—	添付資料の通り、右側に「国策セミナー領収証」とあれば、「領収書ではない」と主張されるのが分かりません。	—	—
の57	相沢光哉	385	調査研究費	5,000	日本民謡声会会主	平成23年度聲樂会兼懇親会会費	イ オ ケ	日本民族愛好者でくる団体で会員数約80名。日本民族の歴史・伝統文化のため大切にしている。日本民族は大震災能伝承のために大切にしている。	該当しない。会合の内容と按分計上によって妥当性は確保されてい。	請求人の主張は民族文化芸能に対しての関心が高く、内容に対する消極力も想像力も知っていると思つ。
の58	相沢光哉	386	調査研究費	5,000	後藤登氏鉄勲受章研修会 後藤登氏他日双光草愛草 祝賀会費	後藤登氏他日双光草愛草 祝賀会費	エ コ	経営運営を受けた方にに対する祝賀会開催で、多数の出席者(約250名)間での意見交換に国・県政に対する要望や期待を感じることができる。	該当しない。会合の内容及び按分計上に妥当性の確保あり。	請求人の主張は的外れで、実体的に主張している会合中味への想像力に欠け、形式的に主張しているだけ。
の60	相沢光哉	388	調査研究費	5,000	宮城県護國神社社務所	玉串料	キ	338に記載の通り(同等の内容)	338に記載の通り(同等の内容)	338に記載の通り(同等の内容)
の61	相沢光哉	389	調査研究費	4,000	仙台五城ライオンズクラブ 代	チャリティ食味会チケット 代	オ キ	仙台五城ライオンズクラブは在仙ライオンズクラブの中でも活動的な活動で知られ、食味会という懇親会も開催している。	該当しない。会合の内容及び按分計上により妥当性は確保されている。	チヤリティーという名稱からの主張と思うが、あくまで会費であり、多様な意見交換の場から政務調査費の社上には妥当
の62	相沢光哉	390	調査研究費	3,333	みやぎハイオ研究会会長 みやぎハイオ研究会会員	交換会会費	ア イ a	338に記載と同じ(同等の内容)	374に記載と同じ(同等の内容)	374に記載と同じ(同等の内容)

請求№	議員名	資料№	支払項目	政務調査費 支払先	支払内容	主張 区分	団体の概要・県政との関わり	政務調査費妥当性	請求人主張に対する見解
の63	相沢光哉	391	調査研究費	4,000 仙台商工会	例会費	イ b ク	368に記載の通り(同等の内容)	368に記載の通り(同等の内容)	
の64	相沢光哉	392	調査研究費	5,000 宮城県宅地建物取引業協会	宮城県宅地建物取引業協会主催会員会費	イ a	協会運営の立場から言っても協会の公益性・公共性は高く県土地不動産行政を補完して余りあり、イ a の対象に考える主張は全く的を外れている。		
の65	相沢光哉	393	調査研究費	4,000 宮城県麻雀雀業組合連合会	23年度受賞者祝賀会及び出版ハーネディ	イ a ケ	県内の競争マッチングによって構成されている日本で国家資格を有し盲人就労事業としても重要な分野を担い県視覚障害者支援学校との深い関連もある。	該当しない。会合の内容と按分計上により妥当性は十分確保されている。	請求人の主張は両体の実体について無知かと思う位であり、イ a の対象にはなる筈がない。両体の顧問を20年以上勤めている。
の66	相沢光哉	393	調査研究費	5,000 宮城県麻雀雀業組合連合会	会費	イ a ケ	356に記載の通り(同等の内容)	356に記載の通り(同等の内容)	
の67	相沢光哉	394	調査研究費	5,000 大和教団本庁	開祖様生誕祭玉串	キ	338に記載の通り(同等の内容)	338に記載の通り(同等の内容)	
の68	相沢光哉	395	調査研究費	3,333 建設TCA会	会費	イ ab エ	建設業界における東北学院同窓会組織。国政、県政や問題提起がある。	該当しない。会合の内容及び按分計上から妥当性あり。	会合の実体から乖離していると思う。
の69	相沢光哉	396	調査研究費	3,333 仙台オペラ協会	役員会・総期会費	ケ	336に記載の通り(同等の内容)	336に記載の通り(同等の内容)	
の70	相沢光哉	397	調査研究費	5,000 松良千廣先生藍綬褒章受章記念祝賀会事務局	松良千廣先生藍綬褒章受章記念祝賀会費	イ a コ	養育受章者に対する祝賀会であるが約300人の出席者との多様な意見交換があつた。	該当しない。会合の内容及び按分計上により妥当性確保。	会合の中味から言って單なる慶弔行事ではなく参加者による意見交換は政策調査活動の正当な対象となる。
の71	相沢光哉	398	調査研究費	5,000 日本李登輝友の会	「日台共栄のタペ」参加費	ケ	355に記載の通り(同等の内容)	355に記載の通り(同等の内容)	
の73	相沢光哉	400	調査研究費	5,000 仙台商工会	年忘れ会費	イ b ク	368に記載の通り(同等の内容)	368に記載の通り(同等の内容)	
の74	相沢光哉	401	調査研究費	4,000 仙台潛士会	新年会費	ケ	336に記載の通り(同等の内容)	該当しない。妥当性について336に記載の通り(同年の内容)	多数の参会者との意見交換の場であり、請求人の主張はあらぬ立場は固体とされ、仙台潜士会「さぎなみ」に議員が寄附した小文を改修調査活動の一環の事例として添付しておきます。
の75	相沢光哉	402	調査研究費	5,000 魚岡八幡宮代表役員	玉串料	キ	338に記載の通り(同等の内容)	338に記載の通り(同等の内容)	
の76	相沢光哉	403	調査研究費	5,000 宮城県護國神社	平成24年新春年賀会費	キ	338に記載の通り(同等の内容)	338に記載の通り(同等の内容)	
の77	相沢光哉	404	調査研究費	5,000 宮城県歯科医師会会長	平成24年宮城県歯科医師会新年会	イ a	団体は県内歯科医師による一般社団法人で県歯科医師協会連盟といふ同等の組織である。議員は、県歯科医師協会連盟委員を務める。	該当しない。出席者(歯科医師)に限らないとの意見交換の場であり、按分計上により妥当性は確保されている。	請求への主張は新年会という形式にとらわれ、会合の実体に対する認識が欠けている。
の78	相沢光哉	405	調査研究費	5,000 宮城県薬剤師会	平成24年新年祝賀会	イ a	団体は県内薬剤師による一般社団法人で県薬剤師連盟といふ政治団体組織である。議員は、県薬剤師連盟委員は県薬剤師会改選委員を務める。	404に記載の通り(同等の内容)	請求人の主張は意見交換の場であることの理解に次第に記載の通り(同等の内容)
の79	相沢光哉	406	調査研究費	4,000 宮城県隊友会会长	平成24年宮城県隊友会新年祝賀会	イ a	団体は自衛隊出身者で構成される公益社団法人日本防衛友会傘下の県連組織で自衛隊の支援団体。国防省は、県防衛友会や災害復旧活動における自衛隊の重要性を県民によく理解されるたるがの活動を担っている。	404に記載の通り(同等の内容)	
の80	相沢光哉	407	調査研究費	2,666 東方西方後方支援隊協力会	後支援協力会新年会会費	1ab エ	380に記載の通り(同等の内容)	380に記載の通り(同等の内容)	

請求№	議員名	資料№	便途項目	支出先	支出内容	主張区分	団体の概要・県政との関わり	政務調査費充当の妥当性	請求人・主張に対する見解
			政務調査費充当額(円)						
の81	相沢光哉	408	調査研究費	5,000	宮城県美容業生活衛生同業組合理事長	新喜懸懇会会費	イa	358に記載の通り(同等の内容)	358に記載の通り(同等の内容)
の82	相沢光哉	409	調査研究費	5,000	宮城県中華料理生活衛生同業組合	平成24年新年会並びに受賞祝賀会会費	イa	358に記載の通り(同等の内容)	358に記載の通り(同等の内容)
の83	相沢光哉	410	調査研究費	5,000	サンモール一番町商店街振興組合	新年祝賀会会費	イb ケ	該会は仙台市内中心部商店街の一つで商店街振興組合。三栄会の構成組合の一つでもある。区境は一番町・大町通角から南町通までの一番町・3丁目。県・仙台市の商工業行政との関係が深い。	請求人は意見交換の場であることの理解に欠けている。 参加の立場は団体顧問で来賓。
の84	相沢光哉	411	調査研究費	5,000	クリスロード商店街振興組合	会費代	イb ケ	410に記載の通り(同等の内容) 区域は東二通、東五通り付近間の中央通に位置する。	410に記載の通り(同等の内容)
の85	相沢光哉	412	調査研究費	5,000	宮城県菓子工業組合	新年合同祝賀会会費	イb ケ	菓子製造・販売業4組合による合同新年祝賀会、菓子博への参加や県産食料活用の商品開発など、報光客説教や地元への貢献が大きい。	該当しない、会合の内容と按分計上により妥当性は確保されている。
の87	相沢光哉	414	調査研究費	2,666	みやぎバイオ研究会会長	みやぎバイオ研究会意見交換会会費	イa	374に記載の通り	374に記載の通り
の88	相沢光哉	415	調査研究費	5,000	仙台市薬剤師会	平成24年新年祝賀会会費	イa	405に記載の通り(同等の内容)	405に記載の通り(同等の内容)
の89	相沢光哉	416	調査研究費	5,000	定義如来福美山西方寺	御祈祷料代	キ	祈禱料といふ名稱になつてゐるが、新年会の金費的性質を有し、祈禱会後の金費であることを考慮して参會者との意見交換の機会が設けられている。	宗教祭配(祈祷、奉納等)だけであれば充当すべきないか、1に記載の通りの内容を有し、新年における地域の課題等の情報交換の場であること、按分計上あることから妥当なものである。
の90	相沢光哉	417	調査研究費	4,666	仙台薬司会	例会費	イb ク	363、413に記載の通り(同等の内容)	該当しない、会合の内容と按分計上により妥当性は確保されている。
の91	相沢光哉	418	調査研究費	5,000	宮城県豆腐商工組合代表	組合新年会会費	イb ケ	団体は県内豆腐製造・販売業の商工組合で県最大の企業を展開している。	該当しない、会合の内容及び按分計上により妥当性を確保している。
の92	相沢光哉	419	調査研究費	5,000	宮美生組仙台青葉支部	新年会会費代	イa ケ	団体は県美容業生活衛生同業組合傘下の青葉区支部の所管は環境生活部食と暮らしの安全准備課。	該当しない、会合の内容及び按分計上により妥当性を確保している。
の93	相沢光哉	419	調査研究費	3,333	仙台JC会費	JCO会会費	イb ク	公益社団法人仙台青年会議所のOB会組織で、850名を超す会員を有する。県・仙台市始め経済・文化・青少年・商工・教育等の各分野での社会活動に積極的に関与している。	該当しない、会合の内容及び按分計上により妥当性を確保している。
の94	相沢光哉	420	調査研究費	3,333	土井とおる連合後援会チヤンシンジ21	土井とおる連合後援会チヤンシンジ21時局講演会並びに新春の集い会費		衆議院議員後援団体であるが、時局後援会及び参會者との意見交換の場であることがから、政務調査活動の実行をめぐるべきでないが、他の者の会合に出席し会費を負担されることは妥当性がある。	他の議員の後援会に出席する会費を改訂充當が不適当としている背景に、議員同士がお互いの後援会会費を相当数負担するケースで、参會者との意見交換の場になる場合は、その意見交換から按分計上であり認めるべきである。何故なら対象には、自由主義・民主主義に基づく制限することには、政務調査活動を差別化せざるものであり、不当な位置に置わざるを得ない。
の95	相沢光哉	421	調査研究費	5,000	宮城県護国神社社務所	玉串料	キ	338に記載の通り(同等の内容)	338に記載の通り(同等の内容)

請求No.	議員名	資料品	用途項目	政務調査費 貢当額 (円)	支出先	支出内容	主張 区分	団体の概要・県政との関わり	政務調査費充当の妥当性	請求人主張に対する見解
の96	相沢光哉	422 調査研究費	5,000 東北割烹研究会会長	四條公会会費	イア ケ	373に記載の通り(同等の内容)			373に記載の通り(同等の内容)	
の97	相沢光哉	423 調査研究費	5,000 大崎ハ幡宮	節分祭初搗料	キ	338に記載の通り(同等の内容)			338に記載の通り(同等の内容)	
の100	相沢光哉	425 調査研究費	5,000 日本会議宮城県本部	東日本震大震災復興祈念 の集い懇親会会費	ケ	日本会議は我が国の歴史・伝統・文化を大切にし、日本再生を目指し憲法改正の実現をはかるにこだわるに目的とする団体で、東京都に本部、全国各地に支部がある。本県に宮城県本部、仙台・石巻がある。	日本会議は我が国の歴史・伝統・文化を大切にし、日本再生を目指し憲法改正の実現をはかるにこだわるに目的とする団体で、東京都に本部、全国各地に支部がある。本県に宮城県本部、仙台・石巻がある。	会合の趣旨・内容から請求人の主張は外れである。参加の立場は県議会議員並びに団体副本部長補としている。	338に記載の通り(同等の内容)	
の101	相沢光哉	426 調査研究費	5,000 秋葉けんや後援会	ペーティ会費	力	衆議院議員による政治資金バーティーであるが、記念講演及び意見交換の場があり、按分計上での政務調査活動の対象とした。	衆議院議員による政治資金バーティーであるが、記念講演及び意見交換の場があり、按分計上での政務調査活動の対象とした。	会合の趣旨・内容から請求人の主張は外れである。参加の立場は県議員並びに団体副本部長補としている。	338に記載の通り(同等の内容)	
の102	相沢光哉	427 調査研究費	3,333 神道政治連盟宮城県本部 調査運営協議会	時局講演会懇親会会費	カ	日本孝登禪友の会は東京都に本部があり、本県には宮城県支部がある。神戸界・神社行政盟の政治団体。県議会議員による講演会を開催している。	日本孝登禪友の会は東京都に本部があり、本県には宮城県支部がある。神戸界・神社行政盟の政治団体。県議会議員による講演会を開催している。	会合の趣旨・内容から、日本と台湾、宮城県と台湾の相互扶助に資するものであり、請求人の主張は当たらぬ。	338に記載の通り(同等の内容)	
の104	相沢光哉	429 調査研究費	5,000 日本孝登禪友の会	懇親会参加費	ケ	日本孝登禪友の会は東京都に本部があり、本県には宮城県支部がある。日本は日本と台湾の緊密な関係に位置している。	日本孝登禪友の会は東京都に本部があり、本県には宮城県支部がある。日本は日本と台湾の緊密な関係に位置している。	会合の趣旨・内容から、日本と台湾、宮城県と台湾の相互扶助に資するものであり、請求人の主張は当たらぬ。	338に記載の通り(同等の内容)	
の105	相沢光哉	430 調査研究費	4,000 宮城県議会TG会会長	宮城県議会TG総会会費 附加費	アイコ	東北学院出身の県議会議員上原洋行県議、大法学家開基者とのベースを元総編季登禪等の緊密な関係に位置している。	東北学院出身の県議会議員上原洋行県議、大法学家開基者とのベースを元総編季登禪等の緊密な関係に位置している。	会合の趣旨・内容及び按分計上により妥当性の議論など妥当性は高い。	420に記載の通り(同等の内容)	
の107	相沢光哉	432 調査研究費	5,000 渡辺様尊寿お祝い 、	「渡辺様尊寿お祝い会」参 加費	コ	東北学院出身のW氏は日本財團の地方自治体支援委員会所屬の有力な人脈をもち、県政を掌握する人物。(例、大和町自転車競技場他)	東北学院出身のW氏は日本財團の地方自治体支援委員会所屬の有力な人脈をもち、県政を掌握する人物。(例、大和町自転車競技場他)	会合の趣旨・内容及び按分計上により妥当性は確保されている。	420に記載の通り(同等の内容)	
の108	相沢光哉	433 調査研究費	4,666 仙台書司会	別会費	イルク	368に記載の通り(同等の内容)			368に記載の通り(同等の内容)	
の109	相沢光哉	434 調査研究費	3,333 故鎌戸弦一先生を偲ぶ会 発起人会	故鎌戸弦一先生を偲ぶ会 会費	コ	元県議会副議長を偲ぶ会において、故人の講演人としての存在感・人柄・事象等参会者との意見交換を行った。	元県議会副議長を偲ぶ会において、故人の講演人としての存在感・人柄・事象等参会者との意見交換を行っている。	会合の趣旨・内容及び按分計上により妥当性は確保されている。	368に記載の通り(同等の内容)	
の1 (追加)	相沢光哉	461 調査研究費	3,333 宮城ビジョンの会	「講演会」参加費	イルク	宮城ビジョンの会は、日本政策研究会セミナー(代表伊藤泰吉氏)とタイアップして毎年複数回歴史講演会等で開催している保子系団体で、正しい歴史認識の普及等に貢献している。	宮城ビジョンの会は、日本政策研究会セミナー(代表伊藤泰吉氏)とタイアップして毎年複数回歴史講演会等で開催している保子系団体で、正しい歴史認識の普及等に貢献している。	会合の趣旨・内容及び按分計上により妥当性は確保されている。	368に記載の通り(同等の内容)	
は1	渡辺和喜	435 調査研究費	3,333 宮城理容会の会	「講演会」参加費	イルク	理容業者の衛生施設の改善向上、経営の健全化等を通じて、その衛生水準の向上をはかることを目的とする研修会等を開催する構成員は、理容師が理容業の許認可の権限を有し、宮城県の保健所が衛生の指導を行つかうので、県政とは深いかかわりがある。	理容業者の衛生施設の改善向上、経営の健全化等を通じて、その衛生水準の向上をはかることを目的とする研修会等を開催する構成員は、理容師が理容業の許認可の権限を有し、宮城県の保健所が衛生の指導を行つかうので、県政とは深いかかわりがある。	会合の趣旨・内容及び按分計上により妥当性は確保されている。整腸剤にも県執行部の出席を求めた。	368に記載の通り(同等の内容)	
は3	渡辺和喜	437 調査研究費	5,000 塩原議員会会長	県南議員会懇親会会費	ア	県南地域選出の県議による県南地域が造る県政の課題について意見交換を行う。超党で県南選出全議員	県南地域選出の県議による県南地域が造る県政の課題について意見交換を行う。超党で県南選出全議員	会合の趣旨・内容及び按分計上により妥当性は確保されている。	368に記載の通り(同等の内容)	
ひ1	今野隆吉	439 調査研究費	5,000 宮城県護國神社	平成24年新春年賀五社 祈願会会費	カ	護国神社主催の護神教員についての意見交換会で、前述の通り県教育委員会で主に活発の意見交換を行った。また護国神社が主催ではあるが県内業界関係者や有識者が集う会であった。	護国神社主催の護神教員についての意見交換会で、前述の通り県教育委員会で主に活発の意見交換を行った。また護国神社が主催ではあるが県内業界関係者や有識者が集う会であった。	会費は適正に支出されおり、調査研究活動に要した見解に相当している。	368に記載の通り(同等の内容)	
ひ2	今野隆吉	440 調査研究費	5,000 宮城県薬剤師会	平成24年新年祝賀会会 費	イア	薬剤師を養成員とした本県の医療品について意見交換を実施したものであり、県議が学校教育の中でも修習されたことでもあります。又、東日本大震災時に提供してはなく、東北の医薬品などについての示談もあり、調査研究は被災時の問題などに付けては示談なしであります。	薬剤師を養成員とした本県の医療品について意見交換を実施したものであり、県議が学校教育の中でも修習されたことでもあります。又、東日本大震災時に提供してはなく、東北の医薬品などについての示談もあり、調査研究は被災時の問題などに付けては示談なしであります。	会費は適正に支出されたことと見受けられる。	368に記載の通り(同等の内容)	

請求№	議員名	資料№	用途項目	政務調査費充当額(円)	支出先	支出内容	主張区分	団体の概要・県政との関わり	政務調査費充当の妥当性	請求人主張に対する見解
ひ3	今野隆吉	441	調査研究費	5,000	仙台調理師 食味	会費	1a	調理士職業紹介事業の適切な運営と調理士の職業の安定、福祉の増進、調理技術の向上等を通して国民の食文化の発展に寄与していただいている。また、我が県においても本県の食材のPRなどについてもご協力をいたしたい。	観光業における宣伝の方法と業界において意見交換と講演会等の特徴の打ち出しについて意見交換と講演会等の特徴の打ち出しについて意見交換と講演会等の特徴の打ち出しがものでありに指摘の件には該当せず充當も妥当である。	見解の相違。
ひ4	今野隆吉	442	調査研究費	5,000	土井どおる連合後援会 チャレンジ21	土井どおる連合後援会 チャレンジ21	力	土井どおる候議士が構成員である。本県選出の議会議員であり有権者権利擁護団体についても種々アドバイスをいたしたい。	安倍晋三元首 相(当時)と国政の課題について意見交換(懇親の復旧・復興について)であり、ご指摘の件には該当せず充當も妥当である。又、10,000円の支出は該当する旨も指摘も誤りである。	見解の相違。
ひ5	今野隆吉	443	調査研究費	5,000	東北創薬研究会会長	四條公祭会費	1a	和食の振興を中心とした和食文化を広く県内外にアピールする団体であり和食文化を通じて本県の食材やインバウンド誘客にもご活躍をいたしている。	宮城からのお祝い情報の発信と食材王宮城城のアピール方法等について意見交換を目的としておりに指摘の件には該当せず、支出も妥当である。	見解の相違。
ひ6	今野隆吉	444	調査研究費	3,333	宮城県柔道整復師連盟委員長	会費	力	県内の柔整師で組織された団体であり同分野の適正化をめざす活動を実施し、社会貢献活動を実施したので掛かる県の船代が該当する。	社会人のスポーツ教育と医療の現状について意見交換開き取引を実施したので掛かる県の船代が該当せず、支出も妥当である。	見解の相違
ひ7	今野隆吉	445	調査研究費	3,333	神道政治連盟宮城県本部 議員連絡協議会	会費	力	世界に誇る日本文化・伝統の承継や、日本人らしさ、歴史おさかにされてきた精神的な価値を大切にしてご助言をいたしている。	我が国の國家・憲法・教育問題についての講演会等と意見交換を実施したもので、指摘された件には該当せず充當も妥当である。	見解の相違。

●は情報公開時黒塗り

住民監査請求(平成23年度政務調査費)に係る関係人(会派所属議員)調査結果(年会費)

請求番号	議員名	資料№	使途項目	政務調査費充当額(円)	支出先	支出内容	主張区分	団体の概要・県政との関わり	会費支払理由	年会費支払理由	請求人主張に対する見解	その他
い1	長谷川敦	28	調査研究費	10,000	県北議員会会長	県北議員会会費(平成23年10月～12月分)	ア	県北議員会共通の意見交換会等を通じて意見交換を行った。	ア	ア	集められた会費は適正に支出され、実質的活動に要した費用を有するものと判断したため、見解の相違である。	
い3	長谷川敦	30	調査研究費	14,000	東館中将会	平成24年度東館中将会年会費	ウ	栗原市美術館のまちづくり団体であり、中小企業経営者が主な構成員である。地域を通じて地場のまつりへの参加等にも資するところである。	ア	ア	該当しません。活動を通してまちづくりの発展に資するものと考えます。	
う32	佐々木幸士	64	調査研究費	10,000	神道政治連盟宮城県本部	平成23年度特別会員会費	イ	日本の文化伝統を後世に正しく伝えることを目的に、各種事業を展開し、神社関係者や題旨に賛同された県民により構成され、学び教育・社会教育振興等にて県政との関わりを持つ団体。	ア	アイ	1・2で説明した團体であり、県政全般における講演会は多岐にわたり、その講演会は多くは行われる。そして、県民の中でも多様な意見取扱い、意見交換があるため、多種多様な意見があるため、調査対象は必然と広範なものになります。	2・3で説明したとおり、不适当な支出とは言えないと考える。
え2	村上智行	66	調査研究費	10,000	仙台教会役職員懇親会	23年度会費	アイエ	県議及び市町村議員が構成員で研修会や意見交換会等で政策力向上と連携強化を図り、県民・住民の福祉向上に繋げることを目的としている。	ア	ア	領収書に基づく支出で活動実績もあり、社会運営上妥当なものと手引に定められている範囲で、請求人の主張の不适当な支出には当たらないと考えている。	
お1	細川雄一	76	調査研究費	10,000	月曜会	異業種交流会会費	イab	宮城県と仙台市の整合性のある発展のため努力し、地域社会に貢献することを目的とし、例会、講演会等を開催している。民間企業や議員の会員で例会、講演会等を通して、民間の方々と県政全般に対しての意見交換を行っている。	ア	ア	講師を招いての講演会等も開催する異業種交流団体ですので、丸充當は妥当と考えます。	
お3	細川雄一	78	調査研究費	15,000	月曜会	異業種交流会(10.11.12月分)	イab	宮城県と仙台市の整合性のある発展のため努力し、地域社会に貢献することを目的とし、例会、講演会等を開催している。民間企業や議員の会員で例会、講演会等を通して、民間の方々と県政全般に対しての意見交換を行っている。	ア	ア	講師を招いての講演会等も開催する異業種交流団体ですので、丸充當は妥当と考えます。	
お7	細川雄一	82	調査研究費	20,000	月曜会	異業種交流会会費(1.2.3.4月分)	イ6ウ	宮城県と仙台市の整合性のある発展のため努力し、地域社会に貢献することを目的とし、民間企業や議員の会員で例会、講演会等を通して、民間の方々と県政全般に対しての意見交換を行っている。	ア	ア	講師を招いての講演会等も開催する異業種交流団体ですので、丸充當は妥当と考えます。	

請求№	議員名	資料№	用途項目	政務調査 費充当額 (円)	支出先	支出内容	主張 区分	団体の概要・県政との関わり	全額の 年会費支 出理由	請求人主張に対する見解	その他
か1	高橋伸二	85 調査研究費	10,000 仙台教会校成員懇親会 23年度会費				ア	県及び市町村議員のスキル向上と議員間の連携促進等を行い、もって県民の福祉向上に努めることが目的と理解している。活動内容は研修会、意見交換会等。主な構成員については地方議員県と市町村は密不可分な関係にある市町村議員との連携強化を図ることににより県政発展に寄与することが出来る。	左記の通りの政務調査費を充当するに適さない団体には該当せず、政務調査費の充當は妥当と考える。	領収書に基づく支出で活動実績もあり社会通念上妥当と考えられる範囲内であることから手引に違反した不当な支出とは言えないものと見える。調査研究費に直接必要な経費であり、私的財産形成等につながるものではない。	(年度越え) 事業年度が行政の事業年度と異なるためどうしても年度をまたぐことになるが、許容される範囲内と考える。 (領収書未記載)
か9	高橋伸二	93 調査研究費	10,000 仙台教会校成員懇親会 24年度会費				ア イ ヴ	県及び市町村議員のスキル向上と議員間の連携促進等を行い、もって県民の福祉向上に努めることが目的と理解している。活動内容は研修会、意見交換会等。主な構成員については地方議員県と市町村は密不可分な関係があり市町村議員との連携強化を図ることにより県政発展に寄与することが出来る。	左記の通りの政務調査費を充當するに適さない団体には該当せず、政務調査費の充當は妥当と考える。	領収書に基づく支出で活動実績もあり社会通念上妥当と考えられる範囲内であることから手引に違反した不当な支出とは言えないものと見える。調査研究費に直接必要な経費であり、私的財産形成等につながるものではない。	(年度越え) 事業年度が行政の事業年度と異なるためどうしても年度をまたぐことになるが、許容される範囲内と考える。 (領収書未記載)
き2	菊地恵一	98 調査研究費	2,000 宮城県看護連盟				ア イ	看護師としての職業を全うするために必要な法令制度や政策などの具体化を求めて活動する日本看護連盟の会員であり、直接看護に携わる方が会員であつて、県の医療施設を担当県政にとって、その形態についての情報を得ることができると感じている。	前述の通りの団体であり、政務活動費を会費に充當するに適さない。	請求人の主張のような団体とは提ていません。	
き8	菊地恵一	104 調査研究費	15,000 古川商工会議所青年部○ 日本商工会議所青年部○ 日会費				ク	商工会議所青年部は、若き企業家が集う団体であり、研鑽と交流を通して企業精神を高め、企業の発展を原点としたがら経済人として地域社会の発展を目指す団体であり、本性はその青年部を中心して構成されていて、その多くは各地の商工会議所の議員、役員であつて、特に経営商工野では最もも密接に關わる団体である。	前述の通りの団体であり、政務活動費を会費に充當するに適さない団体とは理解していない。	請求人は本団体の内容について把握しているように思はず、請求人の主張にも同意できない。	
き9	菊地恵一	105 調査研究費	4,000 大崎市古川観光物産協会 年会費				ク	大崎市古川地域の観光と物産の振興を目的とした団体で、そのための活動を行っている。	前述の通り、公的な役割を担う団体であり、会費に政務活動費を充當するのに適さない団体とは理解していない。	請求人は本団体の内容について把握しているように思はず、請求人の主張にも同意できない。	
き13	菊地恵一	109 調査研究費	10,000 県北議員会会長 年10月～12月分)				ア	県北部地域選出の県議会議員により、県北部地域の県議の県政問題やそのお応答について意見交換する団体であり、また大崎市内第3の都市である大崎市の観光物産の一端を担う団体として県政との関わりが深い。	前述の通り、公的な役割を担う団体であり、会費に政務活動費を充當するのに適さない団体としてはても妥当な団体と理解している。	集められた会費は、調査活動や意見交換の実費に適正に充てられており、請求人の主張には同意できない。	

請求番号	議員名	資料No.	資金項目	政務調査費充当額 (円)	支出先	支出内容	主張区分	団体の概要・県政との関わり	金額の根拠	年会費支出現由	請求に対する見解	その他
き14	莉地恵一	110	調査研究費	10,000	宮城県県隊友会	特別会員会費					(重複支出) 明記の通り、一方は宮城県全域で活動を行う宮城県隊友会の特別会員としての会費であり、また一方で大崎市を中心とした活動を行う宮城県隊友会大崎支部の会員としての会費であり、明確に違う団体である。	
き14	莉地恵一	111	調査研究費	10,000	宮城県県隊友会大崎支部長	平成23年度支部会員年会費					(重複支出) 明記の通り、一方は宮城県全域で活動を行う宮城県隊友会の特別会員としての会費であり、また一方で大崎市を中心とした活動を行う宮城県隊友会大崎支部の会員としての会費であり、明確に違う団体である。	
き25	莉地恵一	122	調査研究費	10,000	仙台教会校成員懇話会	24年度会員費					(年度経過) 事業年度が行政の事業年度と異なるため年度を跨ぐこととなるが、その趣旨性から、許容される範囲と捉えています。(領取書未記載)	
け1	只野九十九	126	調査研究費	10,000	県北議員会会長	県北議員会会費(平成23年10月～12月分)	ア イエ ウ	研修会により県議ながらに市町議員の資質の向上と議員間の連携促進を図り、より活動も行っていることから政務官は通常と市町議員の連携団体は多くなく、その意味で県政全般との関わりが深く。		領取書に基づく支出であり、調査研究費に直接必要な経費であつて手引書きに違反し不當な支出とは理解していいない。		
さ1	石川光次郎	137	調査研究費	12,000	陸上自衛隊東北方面特科協力会	平成23年度分年会費	ア	県北選出の県議により、県北地域共通の県政課題農業の振興、道路網の整備、医療不足の解消などに意を用ひ、それを踏まえて県幹部と担当者との意見交換、それを踏まえて県幹部へ要望活動を行った。		該当しません。共通の重要な課題を黒板で説明して、共通の課題に対する認識・勉強を進めることが大事だと考えるから。		
さ2	石川光次郎	138	調査研究費	12,000	宮城青年防衛協会	年会費	イб	陸上自衛隊東北方面隊の活動に協力する民間人で構成する団体。隊の地域貢献活動等をサポートする。大いに県政と県内での活動がある。		この通りであるので妥当と考える。	そうは思わない。	
さ52	石川光次郎	190	調査研究費	15,000	月曜会	異業種交流会会費(1～3ヶ月分)	イab	防衛意識の高揚を図り、防衛整備の育成強化に寄与する県内の青年層で組織する団体。		この通りであるので妥当。	そうは思わない。	
せ1	池田憲彦	202	調査研究費	10,000	県北議員会会長	平成23年度県北議員会会費	ア	県北の議員問題の課題について共有していく講師を呼んで研修会を行い県への要望などを実現している。		県北の事業の調査研究があり、なれば問題はないと考えます。	役に立っており見解の相違と考えます。	

請求№	議員名	資料№	用途項目	政務調査費が当額	支払先	支出内容	主張区分	団体の概要・県政との関わり	金費の出理由	年金費支 出機 会費の相違	請求人主張に対する見解	その他
そ6 佐々木征治	210 調査研究費	10,000 県北議員会会長	平成23年度県北議員会会費	仙台一橋集中が加速する中、県北部圏域の大橋管内や要原、巒木管内沿岸部の気仙沼本吉、石巻管内から選出された県北部の大きな活力の中で、一緒に活動する二大目的としてつづいていました。具体例を挙げれば、石巻酒田間高規道路の実現などを目指しておきました。	ア	ア	該当しません。	（重複支出）宮城県隊友会県全体の組織で、宮城県隊友会大崎支部は下部の地域組織であり構成する会員の頃ふれも違うことから情報や活動も異なりやむを得ないと考えている。				
そ7 佐々木征治	211 調査研究費	10,000 宮城県隊友会	特別会員会費	(会費として照会していないが県隊友会はNO.228及びNO.229で照会している。)								
そ7 佐々木征治	212 調査研究費	10,000 部長	宮城県隊友会大崎支部支員年会費	(会費として照会していないが県隊友会はNO.228及びNO.229で照会している。)								
ち7 告川章太郎	226 調査研究費	10,000 仙台教会校立議員懇話会	23年度会費	この団体は、一人ひとりの安定及び向上を目標としており、ユニセフ基金・アフリカに毛布を送る運動等を実施している。更に大震災被災地におけるボランティア活動に取り組んでいます。	ア イ	ア	会費納入に当たり年間様々な資料提供をはじめ、年数回の研修会見交換会が開催されるごとから、政務調査費の充当は妥当性があります。	（重複支出）宮城県隊友会県全体の組織で、宮城県隊友会大崎支部は下部の地域組織であり構成する会員の頃ふれも違うことから情報や活動も異なりやむを得ないと考えている。				
ち9 告川章太郎	228 調査研究費	6,000 宮城県隊友会	年会費	自衛隊OBを中心として構成されておりまして、県民生活の安心感を目標としており、防衛行政の経営課題、研究を通じて県政の発展に貢献しています。	ア ウ	ア	前述のことから、政務調査費充當は妥当であると考えます。	（重複支出）宮城県隊友会県全体の組織で、宮城県隊友会大崎支部は下部の地域組織であり構成する会員の頃ふれも違うことから、政務調査費の充当は妥当性があります。				
ち9 告川章太郎	229 調査研究費	4,000 宮城県隊友会	年会費	自衛隊OBを中心として構成されておりまして、県民生活の安心感を目標としており、防衛行政の経営課題、研究を通じて県政の発展に貢献しています。	ア	ア	前述のことから、政務調査費充當は妥当であると考えます。	（重複支出）宮城県隊友会県全体の組織で、宮城県隊友会大崎支部は下部の地域組織であり構成する会員の頃ふれも違うことから、政務調査費の充当は妥当性があります。				
ち11 告川章太郎	231 調査研究費	10,000 モラロジー研究所	モラロジーの年会会費	団体の活動目的は、一人の人間として自己形成と共に社会に貢献することです。構成員は県民であり、互いの交流を図ることで県政の課題も見え、対策等々県政の推進に貢献できます。	ク	ク	左記のとおり、地域課題及び大震災にかかる支援等の対応は妥当性があります。	（重複支出）黒北地域の公共交通問題を抱える問題、例えば公衆衛生の向上、及び安価な大型店での出店問題等、意見交換は大切です。				
ち12 告川章太郎	232 調査研究費	10,000 県北議員会会長	平成23年度県北議員会会費	県北地域選出の議員による県北地域共通の県政課題について意見交換。構成員は県民であります。	ア	ア	（重複支出）黒北地域の公共交通問題を抱える問題、例えば公衆衛生の向上、及び安価な大型店での出店問題等、意見交換は大切です。					
ち15 告川章太郎	235 調査研究費	15,000 宮城県美空業生活衛生同業組合理事長	平成23年度会費	県内の美容業を経営する方が構成されるています。県民の公衆衛生向上における諸課題に対応する意見交換により、県政への反映及び発展に寄与することができるます。	ク	ク	前述のことから、政務調査費を充当することには妥当であり、違法ではないとの見解です。	（重複支出）美空業が抱える問題、例えば公衆衛生の向上、及び安価な大型店での出店問題等、意見交換は大切です。				

請求No.	議員名	資料No.	用途項目	改修調査費(充当額)(円)	支出先	支出内容	主張区分	団体の概要・県政との関わり	会費の根拠	年会費支 出理由	請求人主張に対する見解	その他
ち20	皆川章太郎	240	調査研究費	5,250	わんからとしの会	異業種交流会年会費	ウ	県内全地区による異業種交流の会です。各分野の方々が集い大震災に対する意見交換等への意見交換をし、県政の推進に反映せざることです。	ア	ア	前述のとおり、各業種業界、更には地政課題及び大震災に関する意見交換事業券等に対する意見交換会の開催の実績の充當は妥当であります。	
ち24	皆川章太郎	244	調査研究費	10,000	仙台教会校成員懇親会	24年度会費	ア イ エ ウ	この団体は、一人ひとりの安定、人間形成の向上を目指しております。大震災の被災地へのボランティア活動をはじめ意見交換会が開催されることから、県政の課題も見え対応や県政の発展に寄与できる。	ア	ア	H24年会費については、実質的な活動研修がめりますので、年会費として社会通念上妥当と考えます。	
つ1	小野隆	245	調査研究費	10,000	仙台港土会	平成23年度分会費	ク	会員250名を擁し、「仙台青葉まつり」を中心とした宮城県の歴史伝統文化行事について、異業種会員の方々と共に参加を呼びかけ「公開講座伊達屋宇賀月一回開催して、河北新報の「みやぎ情報コーナー」では報している。	ア	アイ	広く県内の歴史伝統を通じて街づくりに貢献しており、政務調査に要当性の参与・理事として参加している。	
ど1	中村功	278	調査研究費	10,000	県北議員会長	平成23年度県北議員会 会費	ア	県北地域選出の議員による県北地域共通の県政課題について意見交換。それらを踏まえて県執行部に要望活動を行った。	ア	ア	該当しません。県北地域の共通課題を共有するため。	
な4	渥美嶺	287	調査研究費	10,000	県北議員会長	平成23年度県北議員会 会費	ア	県北地域選出の県議会議員が構成員であり県北地域の県政課題について抱き強く意見交換を行っている。これらを踏まえて一般質問等を行っている。	ア	ア	該当しません。県北地域の政策共通課題を勉強している。	
の1	相沢光哉	336	調査研究費	5,000	仙台港土会	年会費	イ ウ	領収書等添付票(336)に記載の通り、主な構成員は〇〇〇氏を絶賛〇〇〇氏を会長(平成29年度)とし、会員数216名。	ア	ア	336に記載の通り。	団体の活動内容、実態は公開されており、請求人の主張は当たらない。
の2	相沢光哉	336	調査研究費	5,000	仙台オペラ協会	年会費	ク	領収書等添付票(336)に記載の通り。	ア	ア	336に記載の通り。	按分をしており、請求人の主張は当たらない。
の3	相沢光哉	337	調査研究費	5,000	国家基本問題研究所	年会費	ク	領収書等添付票(337)に記載の通り。当一般財團法人は〇〇〇氏を代表とするシンクタンクで、国際政治に重要な情報を提供する機関である。	ア	ア	337に記載の通り。	按分をしており、請求人の主張は当たらない。
の5	相沢光哉	339	調査研究費	5,000	くるる会教科書基金	年会費	ク	団体は、新しい歴史教科書をつくる会(本部東京都)で、正しい歴史教科書の普及目的としている。県政においては過去に情説保護など行っている。	ア	ア	339に記載の通り。	団体の活動総体が十分圓滑、県政上の政務調査活動に資している。
の6	相沢光哉	339	調査研究費	2,500	東北学院中高バレーボル 目会	年会費	オ	領収書等添付票(339)に記載の通り。	ア	ア	339に記載の通り。	同窓会費が不当な支出と主張しているが339に記載の通り、スポーツ振興と小中学生の健全育成活動に投資している会費であり、妥当であ

請求№	議員名	資料№	使途項目	政務調査 費並当額 (円)	支出先	支出内容	主張 区分	団体の概要・県政との関わり	金費の根柢 年会費支 出理由	政務調査費を充当するのに適さな い団体の該当について	請求人主張に対する見解	その他
の7	相沢光哉	339 調査研究費	5,000 ヤンググリーンスクール	年会費	イ6	ヤンググリーンスクールは公益財団法人仙台青年会議所(現在)が昭和52年全国大会を開催した際に参足した。青年育成事業で、自然環境の中での運営が様々な体験をすることを組織的にサポートしている。仙台JCOBが指導し、会員は毎年20名前後の小学生。	ア	339に記載の通り。	団体の活動内容等は会報等で報告されている。詳しくは2記載の団体に照会されたい。			
の12	相沢光哉	343 調査研究費	27,500 仙台Y'sメンズクラブ	22~23年度会費	イ6 エ	領収書添付票343に記載の通り。仙台Y'sメンズクラブは仙台YMCアソシエーションの社会奉仕団体で会員数は約60名。国際貢献、貧困者救援など県政との関わりがある。	ア	該当しない。 接合計上により妥当性大。	団体の活動内容等は公開されている。より社会的に認知されている団体(クローラークラブやYMCAs)の一覧。			
の15	相沢光哉	346 調査研究費	5,000 青葉神社敬愛会	年会費	キ	(支出金額の内容等について説明願います。) 領収書添付票346に記載の通り。	一	一	338に記載の通り。			
の21	相沢光哉	352 調査研究費	1,000 宮城県日台親善協会	年会費(半年分)	ク	領収書添付票352に記載の通り。	ア	未記入 宮城県日台親善協会は、日本台灣間の友好親善を図る一方、大陸後世世界一の支那を寄せていた。台湾製立法院(台湾省、台湾紅十字会等)と宮城県、被災市町との連携窓口として大きな活動を行った。	日本台灣間の友好親善を図る一方、大陸後世世界一の支那を寄せていた。台湾製立法院(台湾省、台湾紅十字会等)と宮城県、被災市町との連携窓口として大きな活動を行った。	請求人の主張は全く的外れ。		
の23	相沢光哉	354 調査研究費	5,000 次世代を育てる会	平成23年度年会費	イ6 ク	青少年育成のための任意団体で年に複数回講演会の開催や施設訪問等を行っている。年会費は0000円(現在は改め)で会員数40名(事務局長00000氏)。	ウ	未記入 該当しない。 会員登録料の支拂は十分妥当性がある。	該当しない。 会員登録料の支拂は十分妥当性がある。	請求人の主張は、政務調査活動に寄与していないことと判断したものと想定されるのが自由主義国家の要件の一つであり、その上で保守思想の大さかさを考え教えることは政治調査活動として意義がある。		
の48	相沢光哉	376 調査研究費	2,500 日本協議会結成40周年祭	年会費(9~11月分)	ク	青年協議会・日本協議会が結成されて40周年の節目に当たり、年会費の請求があり、保育思想の団体であり、国政改選の諸課題に取組む上での有意活動体であると認識している。	ウ	未記入 該当しない。 会員登録料の支拂は十分妥当性がある。	日本の国柄を考える場合、リベラル思想や共産主義思想の存在そのものも問題となるのが自由主義国家の要件の一つであり、その上で保守思想の大さかさを考え教えることは政治調査活動として意義がある。			
の59	相沢光哉	387 調査研究費	10,000 日本協議会	年会費	ク	草の根保守の立場に立つ団体で、わが国の歴史、伝統、文化を大切にし、星条旗の安寧を尊ぶ組織。	ア	未記入 年会費を100%計上していること、重要な要素を持つが、国民党政の政治的活動等に対する理解度が高まっている。	日本の国柄を考える場合、リベラル思想や共産主義思想の存在そのものも問題となるのが自由主義国家の要件の一つであり、その上で保守思想の大さかさを考え教えることは政治調査活動として意義がある。			
の72	相沢光哉	389 調査研究費	5,000 仙台JC中高TG会	年会費	ク	仙台青年会議所新出身者による東北学院中高年業者の団体。仙台じぶんTG会から学校関係者とのつながりが強く、県政への反映等の活動が多い。	ア	未記入 年会費は、政務調査活動に資するものにあつては100%計上が認められ、おり、妥当性は十分あると判断している。	年会費は、政務調査活動に資するものにあつては100%計上が認められ、おり、妥当性は十分あると判断している。	左記3の通りであり、請求人の主張は見解の相違と思う。		
の86	相沢光哉	413 調査研究費	30,000 センダイシウシカイ	年会費	イ6 ク	368に記載の通り。	ア	該当しない。 多様な意見交換の場	請求人は、意見交換の場を提供する団体であることの認識に欠けている。	* 参考資料 仙台商工会規約他添付		
の106	相沢光哉	431 調査研究費	10,000 仙台バハマカデミー協会	年会費	ウ	この団体はクラシック音楽振興のため仙台市で本場ドレッサの指導者による理論と実践の開催しており、音楽教師の評価を高めている。県の文化芸術向上にも貢献しており、有能力な演奏者を送り出している。	ア	該員の私的財産形成等につながるものでもなく、主張は全く当たらない。				

請求番号	議員名	資料No.	使途項目	改修調査費在当額 (円)	支出先	支出内容	主張区分	団体の概要・県政との関わり	会費の相場	年金費支 出理由	請求人主張に対する見解	その他
は2	渡辺和喜	436	調査研究費	10,000	仙台教会校成議員懇話会	23年度会費	ア イ エ 工	この団体は立正佼成会と関係のある超党派の議論会議員や市町村議会議員で構成する会であり、福祉や地域振興等を計る団体である。その活動の中心は宮城県であり、宮城県政と最も深いかかりがある。	ア	ア	該当しません。各種資料の提供を受け、年数回開催の意見交換会や地域での活動であるが県政とのかかりが中心である。	平成23年度経費については、実際に意見交換会が數回行われ、年金費として妥当である。地域における活動や政策懇談会も数回行われた。
は4	渡辺和喜	438	調査研究費	10,000	仙台教会校成議員懇話会	24年度会費	ア ウ エ 工	この団体は立正佼成会と関係のある超党派の議論会議員や市町村議会議員で構成する会であり、福祉や地域振興等を計る団体であり、宮城県政と最も深いかかりがある。	ア	ア	該当しません。各種資料の提供を受け、年数回開催される意見交換会や地域での活動が県政とのかかりが中心である。	平成24年度経費については、実際に意見交換会が數回行われ、年金費として妥当である。地域における活動や政策懇談会も数回行われた。

●は情報公開時黒塗り

住民監査請求(平成23年度政務調査費)に係る関係人(会派所属議員)調査結果 (資料購入費)

請求№	議員名	資料№	使途項目	政務調査費先当額(円)	支出先	支出内容	請求人の主張	請求人主張に対する異解
う3	佐々木幸士	33	資料購入費	2,940	自民党サービスセンター	建設産業復興論 保守誕生、日本を活かすから教える	「保守誕生・日本を活かすから教える」その趣旨は多岐にわたり、その趣旨は政治的イデオロギーの書籍で資料に該当しない不适当支出である。	県政全般における諸問題は多岐にわたり、その趣旨は政治的イデオロギーの施設も多岐にわたり、そして、県民との広報、意見交換の中でも、多種多様な意見があるため、調査対象は必然と広範なものになります。また、教育・環境・医療・福祉・政治等のあり方にについて、知識・見聞を深め、一般質問や委員会質疑、県政報告会等にて活かしている。
う13	佐々木幸士	45	資料購入費	6,000	日本青年協議会	「祖国と青年」年間購読料(2年間) 4年1月～12月)	政治的イデオロギーの月刊誌で資料に該当しない不适当支出と考へる。	県政全般における諸問題は多岐にわたり、その趣旨は政治的イデオロギーの施設も多岐にわたり、そして、県民との広報、意見交換の中でも、多種多様な意見があるため、調査対象は必然と広範なものになります。また、教育・環境・医療・政治等のあり方にについて、知識・見聞を深め、一般質問や委員会質疑、県政報告会等にて活かしている。
か1 (追加)	高橋伸二	447	資料購入費	6,000	仙台祖青の会	祖国と青年購読料	政治的イデオロギーの月刊誌で資料に該当しない不适当支出と考へる。	憲法を頂点とする既存体制の問題克服をめざし、皇室・防衛・教育などとの諸問題について、日本の伝統・文化に基づきながら、新た時代を切り拓くための提言がなされている。県政を語る上において國の成り立ち、國防のあり方、教育の充実等について理解を深めることは非常に重要なことだと考へる。請求人の政治的イデオロギーの月刊誌で資料に該当しない不适当支出と考へる。」との主張は的を射ていないとの印象が強く、私とは全く認識が異なると考へる。
く5 (追加)	寺澤正志	452	資料購入費	5,000	あけぼの会仙台支部代表	「あけぼの」年間購読料	宗教団体が発行する資料で政務調査活動に寄与しない不适当支出と考へる。また、領収書作成者の住所記載(省略)所がない。	宗教団体にあらだない。購入した資料を読むことにより県政案に活かす事ができるため、充当は妥当と考える。
の19	相沢光哉	350	資料購入費	2,500	郷守人編集部	新聞代	政治的イデオロギーの月刊誌で資料に該当しない不适当支出と考へる。	「政治的イデオロギーの月刊誌で資料に該当しない」としているが、月刊誌ではなく季刊誌、「政治的イデオロギー」が必ずしも資料に該当しないという主張は全く理解できない。右でも左でも、さもざまな政治的スタンスに基づく論説や考究することは議員(政治家)として当然の任務の一つであり、このような請求人の主張そのものが届いた姿勢と思います。なお、授分計上は充当性を一層強化します。
の98	相沢光哉	424	資料購入費	4,000	ワック株式会社	月刊WILL購読料	政治的イデオロギーの月刊誌で資料に該当しない不适当支出と考へる。	政治的イデオロギーの月刊誌だから資料に該当しない不适当な支払いである。以下、資料番号350に記載した通り。
の99	相沢光哉	424	資料購入費	1,500	昌美津子	隔月刊郷守人購読料	政治的イデオロギーの月刊誌で資料に該当しない不适当支出と考へる。	資料番号350、424に記載した通り。
の103	相沢光哉	428	資料購入費	1,400	沖縄政治連盟宮城県本部議員連絡協議会		政務調査活動に寄与しない資料に該当した不适当な政務調査活動に寄与する資料に該当しないと考へる。	教育用語は明治23年明治天皇によつて国民に示された(颁发された)教育に関する勅語であり、歴前は、そのわずか315字の中に、天皇の意による治世、日本の悠久の歴史と伝統、国民が等しく守るべき憲目など、世界が感嘆した日本精神の神髄が余すところなく發揮され、國民の道德教育の範疇などついました。歴前GHQの指導によってその意味の使用は出来なくなっていましたが、歴中怕文獻としてその内容をよくくり継り継いでいくことは妥当性の高いことと判断しました。

別紙6

住民監査請求(平成23年度政務調査費)に係る関係人(会派所屬議員)調査結果（その他事項）

請求No.	議員名	資料No.	用途項目	政務調査費充當額(円)	支払先	支出内容	調査事項	回答
て1	安藤俊威	255	事務所費	1,200,000	21世紀会	(事務所費、事務費、人件費)		議員の活動全般について日程調整、資料整理、文書作成などを1名の常勤職員を置いて行っており、その他の後援会事務所、民主党市支部事務所、その他の後援会事務所は、議員の政務活動全般の事務を委託されていると解す。
め1	仁田和廣	266	事務費 人件費	~	297	事務所費	750,000	1 委託内容について説明願います。 2 政治資金団体に委託した理由について説明願います。 3 領収書の宛名が会派になります。 4 請求人は(別紙主張区分:工)のとおり主張していますが、これについてどのように考えますか。政務活動を弁護士に委託をした妥当性について説明願います。
し1	佐藤光樹	196	事務費	52,848	ヨドバシカメラ	デジタルカメラ		議員の活動全般について日程調整、資料整理、文書作成などを1名の常勤職員を置いて行っており、その他の後援会事務所は、議員の政務活動全般の事務を委託されていると解す。
								政治資金管理団体は、議員本人が代表を務め、1つしか設けた事がない。また、年次報告を義務付けられており、報告書は公開されている為、きわめて透明性が高い。
								会派に交付された政務活動費を議員でない事務所が受け取っている事から、会派に対する領収書が妥当と考え、政務調査費時代から続けていた。
								安藤事務所は上記の通りの事務所であるが、10坪の建物は議員所有の為家賃計上していない。電気、ガス、水道も議員が私っており、事務所費は暖房用灯油と通信費(電話とネット等)で年額25万程度、事務消耗品代等で15万程度であり、人件費は社会保険込みで年額225万程度となる。その半分以下である金額を設定しており問題はないなど考へる。
								安藤事務所は震災復興に係る住民からの生活相談、各種陳情等、政務活動費を充当しているため、家賃に関しては全額政務活動費を充當した。これについてどのようになりますか。政務調査費を弁護士に委託をした妥当性について説明願います。
								請求人は「事務所の光熱水費が50%なのに、事務所賃料が50%にならない。従つて合計375,000円-750,000円×1/2=375,000円」と主張しています。これについてどのようになりますか。政務調査費を充當した妥当性について説明願います。
								平成23年度当時、事務所は震災復興に係る住民からの生活相談、各種陳情等、政務活動費を充当していましたが、家賃に関しては全額政務活動費を充當した。改選後地域の現状を捉え、仮設所等に伝えるものとしては、改選後2年以内の2台目については、改選後仮設事務所にてパソコンでのHP、ブログやフェースブックでの活動報告等に活用する為、購入させて頂きました。
								23.3月の東日本大震災で、自宅・事務所2箇所全焼で被災した事を前提にお聞き頂きたいと思います。2013年6月に購入したデジタルカメラについても、主に被災した地域の現状を捉え、仮設所等に伝えるものとしては、改選後2年以内の2台目については、改選後仮設事務所にてパソコンでのHP、ブログやフェースブックでの活動報告等に活用する為、購入させて頂きました。
								1 デジタルカメラの用途、2台購入した理由について説明願います。
								2 請求人は「デジタルカメラ2台必要ないで52,848円は不必要な支出だと考える。また、仮に2台必要だとしても「手引」3(5)事務用品・備品購入費・リース料『～また、その購入価格についても政務調査費を充當する商品という観点から常識的に判断する必要がある。』に反する高額なデジタルカメラで不當な支出だと考える。更に反する高額なデジタルカメラで不當な支出だと考える。』と主張しています。
								2 請求人は「デジタルカメラ2台必要ないで52,848円は不必要な支出だと考える。また、仮に2台必要だとしても「手引」3(5)事務用品・備品購入費・リース料『～また、その購入価格についても政務調査費を充當する商品という観点から常識的に判断する必要がある。』に反する高額なデジタルカメラで不當な支出だと考える。更に反する高額なデジタルカメラで不當な支出だと考える。』と主張しています。
								議員の活動全般について日程調整、資料整理、文書作成などを1名の常勤職員を置いて行っており、その他の後援会事務所は、議員の政務活動全般の事務を委託されていると解す。

住民監査請求(平成23年度政務調査費)に係る関係人(会派所屬議員)調査結果(第2回)

請求No.	議員名	資料No.	用途項目	政務調査費充當額(円)	支払先	支出内容	調査事項	回答
さ13	石川光次郎	151	調査研究費	2,666	建設TG会	いも煮会費	芋煮会の具体的な会場、参加者数について記載願います。	広瀬川 ますぶち芋煮会場 30人
さ15	石川光次郎	153	調査研究費	3,333	仙台東麺類飲食業組合	レクリエーション代	領収書には「レクリエーション代」と記載されていますが、当該会の具体的な内容及び政務調査費を充当した妥当性について説明願います。	レクリエーション代となつてはいるが、当日、組合との意見交換や現場の諸課題に関する要望聆取が主であり妥当と考えている。
さ17	石川光次郎	155	調査研究費	3,333	宮城県理容生活衛生同業組合仙台宮城野支部長	宮城野支部芋煮会参加費	芋煮会の具体的な会場、参加者数について記載願います。	青葉区内ホテル 会議室 30人
の5	相沢光哉	339	調査研究費	5,000	つくる会教科書基金	年会費	新しい教科書をつくる会のホームページには、「教科書の完成そして私たちの目的の達成のため、『教科書基金』に一口1万円として一口以上のご寄附をお願い申し上げます。」と記載されています。会費は、普通会員が6,000円、正会員が12,000円などなり、振込票の名前などからも、教科書基金への寄附金と思われますが、いかがですか。	平成23年度は全国的に教科書採採拡大年の重要な時期で、つく会本部としては、通常の年会費に追加する形で教科書基金の募集があつた。つまり、基本財産を形成する基金では全くなく、重要な運営費充当のためであつた。当方としては、寄付という形は出来ないと伝えたところ、左記の見解(宮城県支部代表も准認済)があつたので、この本筋の見解(宮城県支部代表も准認済)があつたものではなく、50%控除して計算したるものである。しかし、なお、疑問があるというのであれば、充当額の返還もやぶさかではない。
の48	相沢光哉	376	調査研究費	2,500	青協・日本協議会結成40周年係	年会費(9~11月分)	支払先が「青協・日本協議会結成40周年係」となっていますが、「日本協議会等の一般的な団体の年会費との違いについて、説明願います。	支出対象期間を県議選の関係で9~11月の3ヶ月分としたもの。「40周年係」の名称は、この年が結成40周年の節目に当たるため、年会費を増額したものと思われる。こちらから勝手に増額したものではない。)。青協(=青年協議会)日本協議会は、保守系団体として定期的に行物を発行し、青年運動の実績に惚めており、青年県民層から熱い支持がある。
ぬ1	仁田和廣						事務所賃貸料	3月11日発生の東日本大震災の被害の中心地に事務所があり、震災後3日間で再建し、運日国道45号線他地域住民の復旧相談を受け、又、県、市への要望の場所となつており、100%政務活動のみ事務所として使用したこと判斷いたしました。ボランティアの皆さん、地域住民の皆さん、ごくろう様です。光熱費等は、電気、水道も含めて50%しか可動していないかつたためです。この事務所を使つた結果、多賀城市、七ヶ浜町では食事の提供がスムーズになり、仮設住宅の整備も早まり、復旧の大変な要因になつたものと思われます。

●は情報公開時黒塗り

政務調査費使途基準に違反すると認められる支出一覧

(単位:円)

請求No.	資料No.	支出内容	主張区分	政務調査費充当額	不当な支出と主張する額	充当すべき額	基準違反と認められる額
う8	40	熊谷大と県議会議員の会会費	カ	3,333	3,333	0	3,333
う23	55	土井とおる連合後援会チャレンジ21時局講演会並びに新春の集い会費	カ	3,333	3,333	0	3,333
う26	58	仙台一高野球部OB広瀬会平成24年度総会費	オ&カ	3,333	3,333	0	3,333
う30	62	会費	カ	2,666	2,666	0	2,666
				12,665	12,665	0	12,665
え4	68	熊谷大と県議会議員の会会費	カ	3,333	3,333	0	3,333
え6	70	会費	キ	3,333	3,333	0	3,333
え9	73	土井とおる連合後援会チャレンジ21時局講演会並びに新春の集い会費	カ	3,333	3,333	0	3,333
				9,999	9,999	0	9,999
お2	77	熊谷大と県議会議員の会会費	カ	3,333	3,333	0	3,333
				3,333	3,333	0	3,333
か7	91	会費	カ	666	666	0	666
か8	92	女性部新年会費	カ	1,333	1,333	0	1,333
				1,999	1,999	0	1,999
き8	104	日本商工会議所青年部OB会会費	ク	15,000	15,000	0	15,000
き18	115	新春「伊藤康志大崎市長を囲む会」参加会費	カ	3,333	3,333	0	3,333
				18,333	18,333	0	18,333
こ1	128	女性部代表者会議懇親会費	カ	1,333	1,333	0	1,333
こ9	136	泉区支部総会会費	カ	666	666	0	666
				1,999	1,999	0	1,999
さ4	140	故片桐勝一氏を偲ぶ会会費	イ&カ	4,000	4,000	0	4,000
さ10	148	熊谷大と県議会議員の会会費	カ	3,333	3,333	0	3,333
さ11	149	会費	カ	2,000	2,000	0	2,000
さ13	151	いも煮会会費	エ&カ	2,666	2,666	0	2,666
さ18	156	会費	カ	3,333	3,333	0	3,333
さ19	157	鎌田駿一師特授再住職裏承記念祝賀会会費	イ&カ	5,000	5,000	0	5,000
さ26	164	松良千廣先生藍綬褒章受章記念祝賀会会費	イ&カ	5,000	5,000	0	5,000
さ41	179	土井とおる連合後援会チャレンジ21時局講演会並びに新春の集い会費	カ	5,000	5,000	0	5,000
さ42	180	会費	カ	3,333	3,333	0	3,333
さ48	186	宮城野区支部総会会費	カ	666	666	0	666
さ49	187	会費	カ	2,666	2,666	0	2,666
				36,997	36,997	0	36,997
せ2	203	土井とおる連合後援会チャレンジ21時局講演会並びに新春の集い会費	カ	3,333	3,333	0	3,333
				3,333	3,333	0	3,333
そ3	207	受章祝賀会参加費	エ&カ	5,000	5,000	0	5,000
そ10	215	故錦戸弦一先生を偲ぶ会会費	イ&カ	3,333	3,333	0	3,333
				8,333	8,333	0	8,333
た3	218	松島町21世紀セミナー会費	カ	2,000	2,000	0	2,000
				2,000	2,000	0	2,000
ち2	221	東日本震災復興祈願祭	キ	2,000	2,000	0	2,000
				2,000	2,000	0	2,000
つ5	249	松良千廣先生藍綬褒章受章記念祝賀会会費	イ&カ	5,000	5,000	0	5,000
				5,000	5,000	0	5,000
て4	270	懇親会会費	カ	2,333	2,333	0	2,333
て5	271	後援会懇談会費	カ	666	666	0	666
て7	273	自民党部会総会会費	カ	2,000	2,000	0	2,000
て9	275	新年顕合わせ会会費	カ	1,666	1,666	0	1,666
て11	277	風間康静後援会総会並びに新春の集い会費	カ	2,000	2,000	0	2,000
				8,665	8,665	0	8,665
な1	284	熊谷大と県議会議員の会会費	カ	3,333	3,333	0	3,333
				3,333	3,333	0	3,333

(単位:円)

請求No.	資料No.	支出内容	主張区分	政務調査費充当額	不当な支出と主張する額	充当すべき額	基準違反と認められる額
ぬ1	297	4月分事務所賃料		100,000	50,000	50,000	50,000
ぬ1	301	事務所家賃代		100,000	50,000	50,000	50,000
ぬ1	305	事務所家賃代		100,000	50,000	50,000	50,000
ぬ1	309	事務所家賃代		100,000	50,000	50,000	50,000
ぬ1	313	11月分家賃		50,000	25,000	50,000	0
ぬ1	320	事務所家賃代		100,000	50,000	50,000	50,000
ぬ1	329	1月分、2月分、修繕費		200,000	100,000	100,000	100,000
				750,000	375,000	400,000	350,000
の2	336	年会費	ク	5,000	5,000	0	5,000
の4	338	玉串料	キ	5,000	5,000	0	5,000
の5	339	年会費	ク	5,000	5,000	0	5,000
の6	339	年会費	オ b	2,500	2,500	0	2,500
の9	341	玉串料、直会料	キ	5,000	5,000	0	5,000
の10	341	例祭玉串料	キ	5,000	5,000	0	5,000
の12	343	22~23年度会費	イ b エ	27,500	27,500	0	27,500
の14	345	玉串料	キ	5,000	5,000	0	5,000
の15	346	年会費	キ	5,000	5,000	0	5,000
の17	348	初穂料	キ	5,000	5,000	0	5,000
の34	362	くさやの会会費	カ	666	666	0	666
の36	364	初穂料	キ	5,000	5,000	0	5,000
の37	365	受章祝賀会参加費	コ	5,000	5,000	0	5,000
の42	370	玉串料	キ	5,000	5,000	0	5,000
の43	371	玉串料	キ	5,000	5,000	0	5,000
の44	372	平成23年例大祭獻饌式玉串料	キ	5,000	5,000	0	5,000
の49	377	熊谷大と県議会議員の会会費	カ	3,333	3,333	0	3,333
の50	378	玉串料	キ	5,000	5,000	0	5,000
の51	379	東北学院中・高校同窓生親睦ゴルフコンペ懇親会費	コ	2,666	2,666	0	2,666
の53	381	例祭初穂料	キ	5,000	5,000	0	5,000
の54	382	玉串料	キ	5,000	5,000	0	5,000
の58	386	後藤豊氏旭日双光章受章祝賀会費	エ コ	5,000	5,000	0	5,000
の60	388	玉串料	キ	5,000	5,000	0	5,000
の67	394	開祖様生誕祭玉串	キ	5,000	5,000	0	5,000
の70	397	松良千廣先生藍綬褒章受章記念祝賀会会費	イ a コ	5,000	5,000	0	5,000
の72	399	年会費	ク	5,000	5,000	0	5,000
の75	402	玉串料	キ	5,000	5,000	0	5,000
の89	416	御祈祷料代	キ	5,000	5,000	0	5,000
の94	420	土井とおる連合後援会チャレンジ21時局講演会並びに新春の集い会費	カ	3,333	3,333	0	3,333
の95	421	玉串料	キ	5,000	5,000	0	5,000
の97	423	節分祭初穂料	キ	5,000	5,000	0	5,000
の101	426	パーティ会費	カ	5,000	5,000	0	5,000
の106	431	年会費	ウ	10,000	10,000	0	10,000
の107	432	「渡辺様傘寿お祝い会」参加費	コ	5,000	5,000	0	5,000
の109	434	故錦戸弦一先生を偲ぶ会会費	コ	3,333	3,333	0	3,333
				188,331	188,331	0	188,331
ひ4	442	土井とおる連合後援会チャレンジ21時局講演会並びに新春の集い会費	カ	5,000	5,000	0	5,000
				5,000	5,000	0	5,000
				1,061,320	686,320	400,000	661,320

